

教 育 こ ど も 委 員 会 記 録

- | | |
|------------|----------------------------|
| 1. 会議の日時 | 令和8年5月18日（月）午前10時0分～午後5時6分 |
| 2. 会議の場所 | 第1委員会室 |
| 3. 会議の議事 | 下記のとおり |
| 4. 出席委員の氏名 | 下記のとおり |

協議事項

（教育委員会）

- | | |
|----------------|---|
| 1. 陳 情 第 198 号 | 陳情第36－2号（令和5年11月30日）採択について、陳情第178号のように事実と反した答弁をして放置せず、受け入れて、直ちに対応することを求める陳情 |
| 2. 陳 情 第 200 号 | 子供の豊かな学びと育ちを保障するための2027年度政府予算に係る意見書提出を求める陳情 |
| 3. 報 告 | 令和9年度国家予算に対する提案・要望について（関係分） |
| 4. 報 告 | 工事請負契約の締結について（関係分） |

（こども家庭局）

- | | |
|--------|-----------------------------|
| 1. 報 告 | 令和9年度国家予算に対する提案・要望について（関係分） |
|--------|-----------------------------|

出席委員（欠は欠席委員）

委員長 徳 山 敏 子

副委員長 大かわら 鈴子

委 員 さとう まちこ

西 ただす

壬 生 潤

や の こうじ

村 野 誠 一

三木しんじろう

山 口 由 美

山下 てんせい

平 井 真千子

議 事

（午前10時0分開会）

○委員長（徳山敏子） おはようございます。ただいまから教育こども委員会を開会いたします。

本日は、陳情の審査及び報告の聴取のため、お集まりいただいた次第であります。

次に、写真撮影についてお諮りいたします。自由民主党さん、公明党さん、日本維新の会さん、日本共産党さん、こうべ未来さん、新しい自民党さんから本委員会の模様を写真撮影したい旨の申出がありますので許可いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（徳山敏子） 御異議がありませんので、許可することに決定いたしました。

次に、本日審査いたします陳情第198号及び陳情第200号につきましては、陳情者から口頭陳述の申出がありましたので、教育委員会審査の冒頭にそれぞれ口頭陳述を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（徳山敏子） それでは、さよう決定いたしました。

それでは、これより順次各局審査を行います。

（教育委員会）

○委員長（徳山敏子） これより教育委員会関係の審査を行います。

最初に、口頭陳述の聴取に入りますが、この際、陳述人に申し上げます。

陳述の際は、最初にお住まいの区とお名前をおっしゃっていただき、内容を御要約の上、5分以内に陳述を終えるようよろしくお願いいたします。

それでは、陳情第198号について、口頭陳述を聴取いたします。

陳述人の西尾さん、発言席へどうぞ。

それでは、5分以内でお願いいたします。

○陳情者 伊丹市の西尾裕美です。

21年以上前のいじめ事件です。被害者本人はもう立派に社会人として立ち直っているにもかかわらず、大変な労力を費やしてまでこのように陳情を続けているのはなぜなのかということを何とか御理解いただけないでしょうか。

江尻勝也児童生徒課長、藤原政幸学校教育部長という重責を担っておられる方々が、事実と異なった内容の答弁書を作成したと調査委員会の聴取で認めています。それは録音され、文字起こしされ、議事録となり、これを根拠にして、調査報告書に故意の虚偽答弁だと断定されているのです。それでもなおこれを過失であると言い続ける。全く私には理解ができません。そして、それを許すことはできません。うそをついてはいけない、うそをつき続けてはいけないと生徒に教える仕事であるはずの教育行政として、やってはいけない、恥ずかしい行為であると思いますが、これをいつまで繰り返す自己保身重視の組織であり続けるおつもりでしょうか。そして、それを認め続けていかれるのでしょうか。

これまで学校の中で起きたあらゆる重大な事件の被害者は、起こったこと以上に、その後の学校と教育委員会ぐるみで行われる数々の隠蔽やつき続けられるうそ、あらゆる心ない対応をされることでさらに深く傷つけられ、モンスターペアレント扱いされ、社会全体からも疎外され、本

当に苦しめられているのです。それが今回、全国でも初めてこの行政ぐるみの隠蔽行為が不法行為、不当行為であると、たくさんの証拠を基に認定されたのです。

いじめを苦に命を絶った子供、そしてその遺族の方たちに対して、広島原爆慰霊碑に書かれている言葉、安らかに眠ってください、過ちは繰り返させぬからとあるように、逃げず、ごまかさず、過去の過ちを潔く認めてこそ、間違ったやり方を認め、まともな組織に生まれ変わるはずです。

市長自らがいじめ対策に取り組んで、重大な事故にならないように対策を立てられ、成果を上げている寝屋川市のように神戸市もなってくれることを切に心から願っています。もうごまかしているときではなく、本気で取り組むべきときに来ていると思います。どうかよろしく願います。

○委員長（徳山敏子） 口頭陳述は終わりました。

どうも御苦労さまでした。

次に、陳情第200号について、口頭陳述を聴取いたします。

陳述人の小川さん、発言席へどうぞ。

それでは、5分以内でお願いいたします。

○陳情者 中央区、神戸市教職員組合の小川と申します。

神戸市会、市教委の皆様には、教育諸条件の整備並びに拡充に向け、御理解と御協力をいただき、そして、子供たちや教職員のために、豊かな学び、働きやすい職場づくりに向け、実効性をもって取り組んでいただいていることに深く感謝いたします。

その具体的な主要事業として、令和8年度神戸市予算において、今まで学校の教職員が担っていたプール清掃、油引き、エアコン清掃、カーテンクリーニング等の特殊な清掃業務に対し、外部発注する事業に予算を大きくつけていただきました。今までは学校運営費をそれらに充てる余裕はないため、教職員で時間と労力を費やしてきました。今年度予算化されたことにより、教職員の業務負担が軽減され、子供と向き合う時間が生まれたことは、業務改善が前進したとして、学校現場では大きく評価をしています。ありがとうございました。

子供を主体に置いた学校づくりを推進していくために、次の2つの取組の必要性について述べさせていただきます。

1つ目、学校を支えるスタッフ職の配置拡充についてです。教育活動を進めるためには、チーム学校として、教職員以外にも、学校支援スタッフ、保護者や地域の方々などを含めた多くの人材の支援が必要です。そして、今や学校にとって欠かせない存在となっていますスクール・サポート・スタッフ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、そして子供に寄り添い、学びの伴走をしてくれる学習指導員など、スタッフの充実がなお一層進めば、教員が教育活動に専念できるとともに、子供たちの安心・安全な学校生活に確実につながっていきます。

特に必要だという声が多いのが、専門職スタッフであるICT支援員です。全ての子供たちが使用する端末は授業に必須です。それらを担うICT教育、機器の保守管理等は、校務分掌で充てられている教員が担当しています。昨年度末に端末が変更になったことで、旧端末の回収作業や新端末の設定・登録に、担当教員は自分のやるべき授業や学級経営事務を後回しにして、膨大な数の端末の山を処理するのに何週間も時間を費やしていました。端末の故障、Wi-Fiのトラブル対応、修理の件数も多いため、専門的な技能を持つICT支援員の配置がより一層充実されることとなれば、端末を利用した授業でのチームティーチングや端末の利用全般に対する児

童・生徒への学習支援に大きく貢献できると考えます。

2つ目、学級編制標準の引下げと少人数学級についてです。今年度から中学校1年生の35人学級が実現しています。私がかつて勤務していた中学校では、以前の制度で最大40人の3学級が、生徒の転入により、30人学級の4クラスになりました。40人学級だったときには、机の間隔が狭く、合間を行き交うことすら難しく、生徒には大変窮屈な思いをさせていたことで、トラブルやけがも多く発生していました。しかし、30人学級になり、教室に余白が生まれたことで、ゆとりと安心の空気が流れ、生徒たちにとって過ごしやすい環境となりました。子供の精神的な安定と落ち着いた学びの学習環境が整ったことで、今まで発生していたトラブルは収まりました。

少人数学級は、個に応じたきめ細やかな指導ができる意見交流や議論など、子供の主体的な授業が展開しやすいなどのメリットがあり、教員と子供の両者にとって恵まれた環境です。学びの格差を生まない、誰一人取りこぼさない学びの場づくりを進めていくために、さらに少人数学級の検討を進めていただきたいと思います。

最後に、教員の働き方や処遇改善については、昨今国で協議されることが多くなりました。しかし、日本は学校教育の質の高さに比べ、公的な予算投入の割合は国際的に低い水準にあります。様々な教育の課題には、国や自治体が教育に予算をしっかりとつけていく必要があります。全国的にも教育施策を先進的に進めている神戸市として、全ての人々が子供たちの主体的な学びに寄り添い、チームとなって子供たちが主体の学びを進めていくために、環境づくりを推し進めていただきたいと思います。

以下6つの項目につきまして、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関への意見書採択の陳情をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（徳山敏子） 口頭陳述は終わりました。

どうも御苦労さまでした。

それでは、陳情2件及び報告2件について、一括して当局の説明及び報告を求めます。

竹森事務局長、着席されたままで結構です。

○竹森教育委員会事務局長 ありがとうございます。

それでは、陳情2件、報告2件につきまして、一括して御説明申し上げます。

初めに、陳情第198号陳情第36-2号（令和5年11月30日）採択について、陳情第178号のように事実に反した答弁をして放置せず、受け入れて、直ちに対応することを求める陳情について御説明申し上げますので、お手元の陳情文書表を御覧ください。

本陳情は、令和5年度に採択された陳情第36-2号の趣旨を尊重し、道義的責任としてその内容を受け入れるとともに、必要な具体的対応を速やかに実施することを求めるものでございます。

令和5年11月30日の本委員会における陳情採択後の対応でございますが、令和6年2月に処理経過及び結果を報告させていただいたことに加え、本年2月18日の本委員会における陳情審査に当たって説明させていただきましたように、教育委員会として、本件事案に関する調査委員会からの指摘や再発防止策の提言を踏まえた対応に取り組んできたところでございます。調査委員会からの提言を踏まえ、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に向けた具体的な取組を今後も引き続き進めるとともに、事務局と学校園が一体となった組織風土改革をより一層推進してまいります。

続きまして、陳情第200号子供の豊かな学びと育ちを保障するための2027年度政府予算に係る意見書提出を求める陳情について御説明申し上げますので、お手元の陳情文書表を御覧ください。

本陳情は、各項目について、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関へ意見書を提出することを求めるものでございます。

義務教育に係る教職員の人件費負担は、国の責任の下、適切に財政措置されるべきものであり、本市における各学校の教職員は原則として国から配当される定数に基づいて配置しております。令和8年度には小学校全学年及び中学1年生で35人学級を実施しているところでございますが、さらなる少人数学級編制の実現をはじめ、きめ細かな指導体制を構築し、安定的な学校運営体制を確保するため、加配定数を含めた教職員定数の改善について、国に対して引き続き強く要望してまいります。

また、働き方改革の取組を進めるために、スクール・サポート・スタッフや学習指導員をはじめとした外部人材の配置拡充は有効な手段であり、国において必要な予算措置を講じることが不可欠であると考えているため、国に対して引き続き要望してまいります。

続きまして、報告、令和9年度国家予算に対する提案・要望につきまして御説明申し上げますので、委員会資料の2ページを御覧ください。

まず、重点項目でございますが、6－1. 国土強靱化による安全・安心の確保として、国土強靱化施策の推進に対する財政支援の継続を要望しております。

次に、7－1. 子育て環境の充実として、学校給食費の無償化に係る財政支援を要望しております。

3ページを御覧ください。7－2. 教育環境の充実として、教職員定数の計画的な改善、学校施設の環境改善に対する財政支援の拡充、高校教育改革の推進における財政支援、4ページに参りまして、部活動の地域展開に対する財政支援、生徒の大会参加に向けた制度の柔軟な運用、GIGAスクール構想のさらなる推進に対する財政支援の拡充、不登校児童・生徒への支援推進事業に対する財政支援を要望しております。

5ページを御覧ください。9－1. 在住外国人との秩序ある共生社会の実現として、帰国・外国人児童・生徒等へのきめ細かな支援事業に対する財政支援の拡充を要望しております。

6ページを御覧ください。その他項目でございますが、4. 子育て・教育環境の充実として、就学援助に対する財政支援の拡充、補習等のための指導員等派遣事業に対する財政支援の拡充を要望しております。

続きまして、報告、工事請負契約の締結について御説明申し上げますので、委員会資料の7ページを御覧ください。

教育委員会における2億5,000万円以上5億円未満の工事請負契約について、令和8年2月1日から令和8年3月31日までの期間における該当契約は、塩屋北小学校及び鶴甲小学校大規模改修工事の2件でございます。

以上、陳情2件、報告2件につきまして御説明申し上げます。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（徳山敏子） 当局の説明及び報告は終わりました。

これより順次質疑を行います。

それでは、陳情第198号について御質疑はございませんか。

○委員（三木しんじろう） この陳情書に書かれている内容について聞きたいんですけども、陳情書の2ページ、3ページにあります四角の中で囲っている内容があると思うんですけども、これは陳情者によりますと、教育委員会が作成して、令和5年の5月19日に報告書として上げて

いる内容ということだと思います。

過去に裁判所への回答とか議会への答弁で、被害児童本人から直接事実確認ができなかったとか、十分な調査ができなかった、対応記録が残っていないと説明をされていた一方、その後、神戸市教育委員会と担任の作成した書類、そして学校が作成した時系列の書類3つが出てきて、実際に記録があったということが明らかになったと思うんですね。

学校が被害児童本人へ聞き取りを複数回やられてましたし、保護者の面談もしている、関係児童への調査も行っているということがその記録上確認ができると思います。そして、過去にもこれ何度もやってますけれども、教育委員会と被害児童の保護者の方とのやり取りですね、メールもそうですし、電話もそうですし、僕も入っているいろいろなやり取りをされて、継続的にやり取りをされていたというふうに思います。さらに、令和元年の12月の文教こども委員会において、教育長の答弁では、十分な確認をしないまま説明及び答弁を行ったと訂正がされました。

これらの資料は当時の担当者が自ら作成、保有していたものであって、知らなかったとか、確認不足だったということとはちょっと通らないというふうに思っております。教育委員会はなぜこれらの事実と異なる裁判所への回答とか議会での答弁について、故意ではなく過失であったと御判断されているのか、その根拠と、どなたが担当者にどのように確認を取って、それがもしかしたら確認を怠っていたのか、今までの答弁のやり取りを見て、組織としての検証というのはどういうふうにされているのか、教えていただきたいと思います。

○竹森教育委員会事務局長 今、委員おっしゃった内容ですけれども、この陳情書の四角囲みの内容につきましては、令和5年5月11日に調査委員会から教育委員会へ調査報告書が提出されまして、その直後の5月19日の教育こども委員会のほうに調査報告書の概要ということで報告を行った際の資料、その資料から抜粋された内容でございます。報告書の記載を要約した内容となっております。

私どもとしましては、この報告を受けまして、これ前回2月の常任委員会でも御答弁させていただいたかと思えますけれども、本調査報告書において不当であるとされている行為、こういったことにつきまして、改めて資料の確認を行ってございますし、関係者33人に対しまして聞き取りを行いまして、1つ1つ事実認定を行った上で、教育委員会として処分を決定してございます。

この陳情書の記載内容との関係ということで申し上げますと、当時、いじめが疑われる状況において一定の指導は行ったものの、丁寧な聞き取りや保護者への情報共有等を十分に行っておらず、結果的にいじめの実態に気づくことができなかったということから、当時の担任を口頭厳重注意としてございます。事実として認定しているということでございます。

また、退職者5名についてですけれども、組織として被害児童の立場に立って丁寧かつ粘り強く対応すべきであったところを、消極的な対応にとどまったこと。それから、公文書公開請求の対応において、本来公開すべき公文書が公開されないという、こういった状況を生じさせたと。結果的に、後で公開すべき文書が存在していたことが判明したと。こういったことについて、退職者ですので、仮に在籍していた場合に相当する処分を検討しまして、それを公表したところでございます。1つ1つ事実認定を行った上で、教育委員会として判断したということでございます。

○委員（三木しんじろう） それと、次の陳情内容の質問3についてお伺いしたいと思います。

調査委員会の聴取では、藤原——当時部長と、江尻——当時課長が自ら事実と異なる内容を答弁原稿に記載して、教育長に読まれたという趣旨の説明をされているんですけれども、前回です

かね、3月ですかね、教育委員会の説明では、それでも過失とか行き違いというような御説明をされていると思います。

本件では、保護者の方々——保護者側のほうは繰り返し文書提出や説明要求を行っているにもかかわらず、教育委員会は返答する文書を送付としておきながら、対応されていなかったことも指摘ということも複数残っていると思います。先ほど出ましたように、連絡が取れないとか面談できないという趣旨の説明ということも、実際のところはそれも間違いだったというふうに思います。

そのような経過を見る限り、単なる認識不足とか行き違いというようなことではなくて、なぜ答弁とか、議会で発言している内容とかも含めて、事実と異なるようなことをやられていたのかということは不思議でしょうがないんですけれども、先ほど竹森さんも陳情の御説明のときに組織風土改革を一層推進していかれるというふうに言われてましたけれども、やはり担当者の方々が答弁書をつくられて、それを今回のこういう委員会の場で読み上げられるときに、どういうチェック機能が働いて、どういう——検証も含めてですけど、行われているのかというのはすごく気になるところで、同じようなことが起こらないようにするためにも、教育委員会としてどのような対応をするべきと考えるのでしょうか。

○**竹森教育委員会事務局長** 市議会対応の答弁書の作成の手順的なものなんですけども、一般的にはその所管課の担当者が一旦作成したものを所管課の中で勉強会をするというような形でやることが多くございます。ですので、その勉強会の際には、所管の課長までではなくて、所管の部長——部長級の職員まで入った上で確認をしておるということでございます。

それを終わった上で、案件によりまして、事務局長、次長まで説明を上げるものであったり、教育長まで説明を上げるものということで、それぞれ作成をしておるということでございます。今回のケースで申し上げますと、当然、これだけの事案でございますので、事前に教育長までももちろん勉強会という形で説明上げておるんですけども、特にこの4回の答弁の関係につきましては、その段階で誰も気づけなかったということは、非常に私どもとしまして反省すべきことだと思います。

言い訳になりますので、これ以上申し上げますけど、当時令和元年度、私ども、前回2月の委員会でも申し上げましたように、非常に多くの案件を抱えてございました。そういったこともあって、私どもとして非常に十分ではないといいますか、不適切な対応になってしまったということでございます。

いずれにしても、答弁書につきましては、1人だけの責任というわけではなく、しっかり課長、部長、それから物によって事務局長、次長、教育長まで確認取った上で、こういった市会場で読み上げるといいますか、対応させていただくというのが適切ではないかと思っております。

○**委員（三木しんじろう）** 御説明ありがとうございます。こういう委員会の場とか、本会議の場でもそうですけれども、やはり質疑のやり取りをしていて、例えば通告してないとか、新たに出てきた話とかというのも当然出てくると思いますし、答弁をされてた方というのが認識とか知識もないということで、間違った答弁もされるところは思うんですよ、それは。そういうことがあり得ると思うんですよね。ですけれども、答弁された方以外の担当をされた方というのはその事案に対して詳しいと。それが、例えば答弁したのが間違えてるということになれば、当然、僕は訂正も必要だと思いますし、答弁された方が一方的に責められることというのも、それもするべきで

はないと思うんですけれども、僕自身は、その指摘を受けて答弁を変更するんじゃないくて、局の中で、いや、あれは違う認識なんですということで、自ら自浄作用といいますか、答弁を改めるということも必要だと思うんですけれども、僕がお聞きしたかったのが、今、竹森さん御説明いただいた流れはよく分かりました。今後そういう例えば間違いがあった場合というのは、当然、局内でレクがあったとしても、情報共有があったとしても、なかなか漏れている部分がそこで聞かれる部分ってあると思うんですけれども、その修正とか、例えば追記とか、補足とか、そこも含めて、どういうふうに真実といいますか、間違いを訂正していくのかということは非常に重要だと思うんですけれども、教育委員会の中では、そういう検証といいますか、そういうことというのはやられてるんでしょうか。

- 竹森教育委員会事務局長** 私どもこういった委員会では非常に広範囲に詳細の質問をいただきます。当然、事前に想定できてなかった質問もいただくことございます。その場で私ども、ここにおります誰かの知識といいますか、判断で回答するといったことも当然ございます。万が一それが事実と異なっているということでございましたら、もしこの場で分かるようなものであれば、例えば後ろから今の違いますよということで、そういった情報を得て、その場で訂正させていただくというのが一番いいことかと思ってございます。

ただ、なかなかこの場で分からないといったこともございます——実際にはございます。ですので、そういった場合は、当然、後日でも所管課から私なり教育長まで報告をいただいて、これは訂正が必要だということであれば、市会事務局とも相談させていただいて、対応させていただくことが大切かなと思ってございます。

- 委員（三木しんじろう）** 最後に、今の御説明を受けて、前回この同様の陳情が出てきた際に、僕の認識では、教育長の御答弁が、陳情者の方とお会いして話してもいいんじゃないかということ言われてたというように僕は受け取ったんですよ。教育委員会の担当者の方に、今回の陳情が出てきたときに、教育委員会として、教育長がお話しされて、謝罪をするのかということも含めて、前進させるためにお会いするのかなというふうに僕は認識してたものですから、担当者の方に聞いたら、いや、そうじゃないんだというふうに言われてたんですけれども、何か今後、この陳情が出てきて、要は、謝罪も受けていない、けれども、教育委員会は謝罪をしたというような平行線がずっと続いているわけだと思うんですけれども、教育委員会として組織風土改革していただくのはいいことだと思うんですけど、この事案に対して向き合いというのは何かあるんでしょうか——進めていただくことというのは。最後にお聞きしたいと思います。

- 竹森教育委員会事務局長** 2月の委員会でも教育長のほうからお会いしてお話しさせていただくこと、これにつきましては、一定の条件が整った上でということで私ども申し上げます。現状では、今回のようにこういった陳情というような形で対応させていただく形が続いてございますけども、やはり私どもとしましては、お互い落ち着いて冷静にお話しできる環境が整うと、そういったことが必要ではないかと考えてございます。先方の方がそのような機会望んでおられるかどうか分かりませんが、一度連絡は取らせていただきたいと思います。

- 委員（三木しんじろう）** 分かりました。その静かな環境って、定義がちょっと僕はいまいち分からないんですけれども、そこは教育委員会のほうで定義立てしていただきまして、先方のほうと一回連絡取っていただきたいということを僕は望みたいと思います。

以上です。

- 委員長（徳山敏子）** 他にございませんか。

○委員（西 ただす） ではお聞きします。今のやり取りの中でもやっぱり当時の答弁のことが問題になってたので、まずそれについて聞きたいんですけど、さっきの答弁の中で、今回すごく大事なことをやったから、4回の勉強会も開いた上で答弁もつくっていったということを言われてたんですけど、その4回の勉強会というのがそもそも多いのか——ほかの事案に比べて多いんだろうかということですね。それはどうなのかということと、あと、そこには当然、直接保護者とも関わっているような江尻課長や藤原部長とかも入ってたというふうに思うんですけど、それはどうだったのかというふうに思うんですが、いかがですか。

○竹森教育委員会事務局長 すみません、ちょっと誤解がありますので、まず説明させていただきましても、先ほど4回と私申し上げたのは、当時の三木議員の質問に対する答弁の中で、4回メールのやり取りさせていただいておりますけれども、返事がないというような答弁をさせていただいた、その4回というのを申し上げてございます。

勉強会の回数については、これは事案によりけりで、当時、何回勉強会やったかといった記憶というか、記録といいますか、そういったものは残ってございません。一般的には課で1回、事務局長、次長勉強会で1回、教育長で1回、3回というのが多いのかなと思いますけれども、それは事案によりけりということでございます。それでよかったですかね。

以上です。

○委員（西 ただす） そこに関わってたような、今出てきた江尻課長とか入ってたんですか。

○竹森教育委員会事務局長 申し訳ございません。答弁漏れがございました。当然入ってございます。

○委員（西 ただす） 4回というのとはちょっと違うんだということなんですけど、今ので言うと、これ重要な事案だという認識があったんだから、3回ぐらいやってるのかなというふうに思うんですけど、ちょっと今ははっきり分からないということなんですけど、やっぱりそういう中で、なぜ、それだけ丁寧にやって、答弁と言うのが事実と違うことになったのかなというのはやっぱりあるわけですね。

あと、やっぱりこの陳情者が言われている内容で言うと、さらに、答弁中にも気づけたんではないのか。その答弁が違っている、4回というところに関して、後で2回って修正されましたけど、なぜそれができてなかったのかと。チェックできる場所は何回もあったのにというところに関して、やっぱり疑問を持たれてると思うんですが、それについてはどう思ってるんですか。

○竹森教育委員会事務局長 私どもも後から考えますと、その時点で誰かが気づくべきであったと思います。ただ、実際には、令和元年11月29日の常任委員会であったと思いますけれども、先ほども申し上げましたように、非常にたくさんの事案を抱えておった状況でございまして、これはもう言い訳になってしまいますが、私どもとしては、そういった状況の中で気づくことができなかったということでございます。気づくことができなかったことについて、決して私どもそれがよかったとは思ってございません。当然、誰かが気づいて訂正すべきであったと思ってございますが、議員からの御質問に対しては、そういったことが私どもの認識でございます。

○委員（西 ただす） もうちょっとだけ聞きますけど、ただ、このときの質疑のやり取りの中で、こちらの委員側から言うても、その答弁おかしいんじゃないかと、その4回についてというようなこともあったのに、そのときになぜ気づかなかったのかというのがやっぱり不思議なんですよね。そのときにはとして、あっ違うわと、この答弁の仕方ではまずいわというふうにならなかった

というのが、それが、改めてどうしてなんですか。

○竹森教育委員会事務局長 後から私どもが申し上げる立場からすると、混乱していたということしか申し上げることができません。申し訳ございません。

○委員（西 ただす） いや、それで分かりましたとはならないんだけど、やっぱりそれ以上答弁はない——今の段階ではないのかなと思いますから、次に行きますけど、やっぱり気づく機会があったものが、そのとき気づけなかったというふうに言われるんだけど、本来であれば、それは本来、気づいていたとかいうんじゃないくて、認識としてちゃんと返事があったというのもあったんじゃないのかと。そこに対してやっぱり、過失だと言ってるけど、分かってやったんじゃないかという疑いというのは消えないというふうに思いますし、陳情者のそういう指摘がされることはもっともだというふうに思います。

ちょっとだけ振り返りますけど、今の話もそうなんですけども、今回の陳情でも、議会に対して、調査報告書との関係で、議会での答弁乖離してて、文章としては虚偽や不正確、曖昧な説明が続いてたんじゃないかという指摘がされているんですね。ちょっと改めてなんですけど、これまで教育委員会がいじめの認定に長期間かかっていたというのは何が原因だったんでしょうか。ちょっと改めてですけど、お聞かせください。

○竹森教育委員会事務局長 様々な要因があるかとは思いますが、一番、申し上げますと、やはり平成18年から起こって、それから平成23年頃から陳情というような形で受けておったかと思うんですけれども、やはりその当時の教育委員会の職員、全く軽く見ていたわけではないとは思いますが、やはりもっと真剣に向き合う必要があったと私どもとしましては思っています。誰かがやはり資料を過去の分までしっかり振り返って、いや、これはおかしいんじゃないかというような、そういったところまで調査といいますか、検証できておれば、もっと違う形があったのかなと思います。その点については私ども反省すべき点と思っています。

○委員（西 ただす） ごめんなさい、ほんで確認なんですけど、今の答弁もそうなんですけど、前回、2月やったかな、竹森事務局長自身も18年もかかったということは反省しているというふうに言ってるんですけど、これは改めて何年のいつから計算しての話なんですか。

○竹森教育委員会事務局長 当時、事案が発覚した時点、平成18年2月であったかと思いますが、そこからこの調査報告書を頂いた時点とさせていただきます。

○委員（西 ただす） その上でですけど、やっぱりこれまでの答弁でも、調査開始時から資料が足りなかったとか、十分な調査ができてなかったというふうに言われていたというふうに思うんですけれども、やっぱり調査委員会に対して、教育委員会が持っている資料は全て包み隠さず提出したわけですね。その点では、調査委員会も教育委員会も前提となる情報というのは現状において是一緒だと思うんですが、そこはいかがですか。

○竹森教育委員会事務局長 一緒かと思っています。

○委員（西 ただす） そうなると、なぜもっと——それだけ資料が出て、認識が一緒になっているはずなのに——答弁だけの話じゃないんですよね。対応として問題があるから改善をするべきだというふうに言われて、それは提言を受けて再発防止いろいろやられたということはあるんですけども、その後の対応が変わってないのかなというふうに思います。

具体的に言うと、今、認識が一緒やし、情報も一緒やということを言われたんですけど、平成18年の2月の段階で学校側は金銭授受という事案を認識していたと。2月4日に発覚したということにされているんですが、3月5日には、その報告書の中には、学校側の本件いじめに関する

調査は一通り終了し、この時点で市教委も本件がいじめ事案であることを認識を有していたと見るべきでありますとあります。この認識は一致しているんじゃないですか。いかがですか。

○竹森教育委員会事務局長 それは調査報告書の記載かなと思いますが、私ども、当時の職員へのヒアリングの中では、その時点ではいじめとは判断できなかったということで聞いてございます。

○委員（西 ただす） ごめんなさい、その時点というのは、どの時点ですか。

○竹森教育委員会事務局長 委員が今おっしゃられた3月5日かと思います。

○委員（西 ただす） 3月5日の段階での認識が、逆に言えば、そうすると、調査報告書ではその段階で判断できていたはずじゃないのと、いじめに、というふうに言ってるんだけど、神戸市としてはその段階では認識はできていなかったというふうにそこがあるということですか。

○竹森教育委員会事務局長 当時の職員に聞き取る範囲ではそうかなと思ってございます。

○委員（西 ただす） そこ、だからね、個別のことになるという——この間ずっとやり取りしててなんですけど、否定もできないみたいな言い方をして、でも、認めるのかよく分からないということだったんですけど、今の点がやっぱり違うということは1つ明らかになったかなと思うんです。ただ、その後なんですよ。その後、報告書も出て、そのときに認識が改まったというふうに思うんです。

それで、さっきも風土改革のためとか、あるいは、当時の担当者も含めてもう1回聞き取りをして認識を改めていったというふうに言われてるんですけども、そうすると、今言われた——何でもここ大事かということ、18年間もかかってしまったということなんだけど、2月の段階で事案があって、でも、3月の段階で分かっていたんじゃないかというふうに言われたということであれば——でも、この報告書の中では、教育委員会のほうがこれはいじめというふうにはまだ認定しないよというようなやり方をしたというのは、すごくおかしいことだというふうに報告書に言われてるわけです。じゃあ、それについてはおかしいと、今もってもあのときの判断としては気づいてなかったのはおかしいと思ってないのか、あるいは、何でもその3月5日の段階のときにそういう、学校側との話の中でこれはいじめとしてまだ認定せんほうがいいんじゃないかというようなことを言ったのか、それについては調査されたんですか。

○竹森教育委員会事務局長 一般的にですけども、いじめでこういった重大事態というような事案があった場合に、本人、それからそのいじめをした側双方、直接複数回ヒアリングをしながら、確認して、事実認定といいますか、何が起こっていたのかということ判断していくわけですが、本件事案につきましては、議員がおっしゃる3月5日の時点ではそこまで、事実を判断できるに至るまで十分なヒアリングができていなかったということで私どもは認識してございます。

○委員（西 ただす） ここがやっぱり大事なところで、本当に18年もかからなかったんじゃないかということは言われている。そして、もう1回確認なんですけど、2月に発覚して、3月のこの段階で、教育委員会としてこれはいじめじゃないんじゃないかという判断をしたことについて、もう1回調べ直した結果、やっぱり変わらず、そのときの認識にはならなかったというのは、後からも含めてそういうことですか。ちょっと改めて。

○竹森教育委員会事務局長 ちょっと質問が分かりにくいんですけど、私どもとしましては、一定いじめの認知に至るまで十分なヒアリングができていた、そういった状況ではなかったと思ってございます。

○委員（西 ただす） これ何でもこう言ってるかということ、やっぱり学校側はいじめではないかと

いう認識を持っていた。それに対して、教育委員会がいよいよというふうにしめにかかったということが報告書の中でこれは問題だというふうに言われているわけなんですよ。そういったことを、だからこそこを重視して聞いているわけです。それはヒアリングが足りなかったということであって、教育委員会として意図的にそういう意思を示して、学校側に伝えたということではなかったということですか。

○**竹森教育委員会事務局長** 一定そういった事情があったのはあったと思うんですけども、ただ、私どもそれに対して、それでよかったとは思ってございませんでして、やはり教育委員会としては、やはりもっと突っ込んだ対応といいますか、しっかり学校現場へ入って一緒に対応していく必要があったと、積極的にいじめ認知に向けた努力をすべきであったと思ってございます。

○**委員（西 ただす）** ここね、こだわってるのはね、努力ということを多分言われるんですよ。もうちょっと丁寧に聞いていたらと。でも、大分これ丁寧にやってるよということが報告書で言われてるわけです。丁寧にやった上で、何でこういう結果になったんやということを言われてるわけなんですよ。だから、そうすると、やっぱり神戸市として認知がちゃんとあったのに、当時、判断がいじめとしてし切れなかったということになると思うんですね。やっぱりそれがいじめを隠蔽するということに——言われることにつながっているんじゃないかというふうに思うんです。

改めてですけど、とてもここ私は大事なことだと思うんで、この段階で教育委員会としてはどういう話をしたのかということですよ。それについてはもうちょっと言えないんですか。

○**竹森教育委員会事務局長** すみません、当時の対応を私どもも適切であったとは思ってございません。ですので、先ほども処分の話少しさせていただきましたけれども、当時の担任はもちろんですけども、校長、それから事務局職員、これはもう既に退職しておりますので、もし仮に在籍していた場合にはどうだったかというようなことで処分を検討して、それぞれ、担任につきましては口頭厳重注意、それから校長につきましては文書訓戒、事務局職員については口頭訓戒相当、口頭厳重注意相当、それぞれ私どもこういう処分が適当だろうということで検討して、公表したところでございます。当時の対応について、私ども何も肯定するものではございませんでして、これはやはり不適切であったということで考えてございます。

○**委員（西 ただす）** ちょっとこれはもう観点変えますね。ただ、何ていうのかな、話の流れとして、いつも処分の話になるんですね。処分のこと大事やと思いますよ。ただ、処分云々で話としてはぽんと飛んでるんじゃないくて、どういう経過があったかというところは、ここはとても大事だと思ってるので、言っていたきたいというふうに思うんですよ。本来、今からでも私はこれ、在籍してないからということだけで切り分けるべきではないというふうに思うんです。

例えば報告書の中で言われてるのは、かかる市教委の指導により被害者と加害者の対立はさらに深化していった、これはつまり、結局、被害を受けている児童の立場に立ち切れなくなって、教育委員会としての指導があって、これはいじめとは認知はまだできないというようなことをしている中で、加害者側の——そう言われている保護者からの意見も出てきて、加害者のほうがむしろ私たち被害者だというようなことを言うて、対立が深化してしまったというふうに書いてるんですね。これについての責任についてはどう考えているのか。まさに二次被害を与えたということについての認識はあるのか、そこはいかがですか。

○**竹森教育委員会事務局長** 先ほども申し上げましたように、私どもこの事案につきましては、当時の対応も含めまして、不適切であったと思ってございます。

こういった常任委員会というオープンな場でございます。私どもとしましては、もうこれ以上プライバシーに関することですとか、個々の事情についての発言はすることができません。やはり個別の事案をこういった場で扱うことにつきましては、限界があるのではないかなと思ってございます。これはどういうことを申しておるかといいますと、私ども、先ほども言いましたプライバシーに関すること、それから個々の事情でございますけども、こういったことを申し上げたときに、情報をさらされたですとか、名誉毀損だというように訴えられるリスクもございます。場合によっては個人の責任を追及されます。

これはもちろん議会のほうで判断されることということで思っておりますけども、個人に関わるような案件、個別案件につきましては、私どもについては、もうこれ以上申し上げること、限界があるということは御理解いただきたいと思います。

○委員（西 ただす） 私言ってるのは、誰かがどうということじゃなくて、教育委員会としての判断というところが、やっぱりそこがなぜ——これその後に関わるから聞いているんですね。そこについて、個人に関わるからということで混ぜこぜにされるとまずいというふうに思ってます。

やっぱりこれ何で——これは私が想像で言ってるんじゃないくて、いわゆる報告書に書かれていることについての認識という——ほなもう認識というところで聞きたいんですけど、やっぱり教育委員会が当時の対応をやっぱり誤ったということで、じゃあ簡単に聞きます。やっぱりそのことによって対立が深まったということ、あるいは、保護者、そして被害を受けた児童がより傷ついたというふうなことに繋がったんじゃないかというふうに言ってるこの報告書に関しての認識についてはいかがですか。単純に教えてください。

○竹森教育委員会事務局長 その報告書の内容についてはそのとおりかと思います。

○委員（西 ただす） もうちょっと今日はこれぐらいにしますけど、いろいろ詰めて聞いていくと、当時の教育委員会としての判断というのがやっぱりおかしかったんじゃないのかという疑いが強まりました。やっぱりこういった問題というのが、本当に風土改革というのであれば、もっと改めて調べ直すことも必要ですし、その中で、今後同じことを起こさせないということがつくれると思いますので、ぜひその立場で進んでいただきたいと思います。

以上です。

○委員長（徳山敏子） 他に。

○委員（村野誠一） 今ずっと話を聞いていて、まず個別で言うと、誰かが気づくべきだったという答弁があるんだけど、今回の件に限らずなんだけど、教育委員会だけではないかも分からないけどね、結果的に誰かが気づくべきだったという、この責任の所在が曖昧で、じゃあ誰が本来気づくべきだったのかということが明確でないと、また同じように誰かが気づくべき、誰かが気づいてくれるだろうと思っていた、誰かが指摘するだろうと思っていたということになりかねないんですね。

だから、やっぱりどのシチュエーションでも、例えばそれを——よく不祥事があって、我々議員にこういうことがありましたとって、じゃあ再発防止どうするんですかと。ダブルチェックします、トリプルチェックしますとかというようなこともよくあるんだけど、誰かが気づくべきだったから、今後も誰かが気づくべきだし、誰かが気づくように努力しますでは、再発防止にはやっぱりならないと思うんですね。

昨今、A I の活用というのがこの神戸市はすごく、市長もそうだし、積極的に取り入れていくと。このA I というのは、もう皆さんよく御存じだろうけれども、ある種きちとしたことを、

何ていうのかな、お願いをすれば、指示をすれば、それについてはしっかりとミスをすることなく——ミスをしないと言うと、ごめんなさい、これも語弊があるかも知れないけれども、だから、そういったチェック——過去の例えば答弁との整合であるとか、やはり先ほど言ったように、人ですから、それは突然、委員会で指摘され、答弁をして、それがやっぱり過去の答弁と違ったりとか、私も過去にやはり結果的に、何ていうかな、間違った答弁を平場で指摘して、議事録残ってるんだから、訂正してくれって言って、委員会のメンバーが替わった後でも私は訂正してもらったこともあるけれども、やはり確に残ることなんで、重要なんでね。だから、その辺は我々、言葉というか、お互いその仕事をしているわけですから、やるって言ったらやっていたかないといけないし、そういう意味で、チェックの仕方というか、今後じゃあ誰かが気づくべきだったというのを、A Iを活用するとか、今後はそういった、例えば今日答弁したこと——今日一日終わって答弁をしたことで、その答弁が過去と間違ってたこと——それはすごく大変な作業になるかも知れませんが、それをじゃあ誰かの責任——そういう担当者の責任においても一遍きちっと、主要幹部が答弁したことが、重要な答弁が間違っていないかということちゃんと責任——そういう責任者をつくりませんか、例えば。A Iを活用しますとか——今ここでそのシステムがどこまで対応できるかどうか分かりませんが、ちょっと聞いてて、じゃあそれで今後も同じことの繰り返しや、今後は意識して誰かが気づくようにしますでは、ちょっと再発防止としては弱いのかなと思うんですけど、まずその辺について、今後はそういうことが二度と起きないように、どういうふうに具体的にしていこうと考えているのか、していけるのか、お伺いします。

- 竹森教育委員会事務局長 議員の御指摘ですけれども、まず、責任ということで申し上げますと、事務局のことで言いますと、もちろん私に責任がございます。教育委員会全体のことと言いますと、教育長に責任があるということです。

先ほど議員御提案いただいたA Iによるチェック、これもやはり私ども文章のチェックですとか、そういったところでは、今どんどん技術が進化しておりますので、非常に有効ではないかなと今お話を伺って思いました。私どもだけでなかなか判断できることではないので、もちろん市長部局とも相談をさせていただきますけれども、こういったことが考えられるのかといったことは一度検討してみたいと思います。

私の記憶では、答弁をA Iに作成させるというのは、今の段階では禁止されているという理解です。ただ、こういった場で申し上げたことについて、過去の発言と比べてどうだったかですとか、いろんなオープンになってる資料と比べてどうだったかですとか、そういったチェックはできるとしますので、その辺りについては一度検討してみたいと思います。

いずれにしましても、私どもこういった場ではやはりしっかり責任を持った発言といったこと、これについては今後も十分心がけていきたいと思ってございます。

- 委員（村野誠一） これ18年ですか、かかっている。私もずっとではないけれども、断片的に委員会に入ったときには、まだこの問題が継続してるんだなと思って、今回も陳情の審査をするわけですけれども、基本的には、この陳情者の真意というのは、私自身直接お聞きしてないから、はかりかねるけれども、個別個別の陳情項目も当然、権利があり、大事なことですけれども、しかし、前回も言ったけど、基本やっぱりいじめに遭って、本人、それから保護者、当時の教育委員会の対応——これはもうさんざん皆さんがおっしゃっているように、第三者委員会も指摘をしているように、やはり個別個別で言うと、ここは第三者委員会の指摘ではちょっと我々の認識とは

違うんですということは仮にあったとしても、基本、もう皆さん方——皆さんと言って申し訳ないけども、教育委員会としての対応がもう間違いなく極めて不適切で、間違っていたわけですね。だから、こういうことになってるわけです。18年も引きずってる。

やはりそれは、このいじめ問題というのは私もまず——だから、いじめというのは、被害者、それから保護者というのは学校側と対立してしまうと。最近是对立するか分かりませんが、私がこのいじめ問題なんかを割と関わってきたときは、やっぱりどうしても対立があって、被害者側の保護者なんかは、やはり学校側がいろいろと提案をしてきたりとか、やり取りしてても、加害側の肩を持つとかね。皆さん方としては、加害側の肩を持ってないのかも分からないけれども、やっぱり不信感とか疑念とか——一度やっぱり信頼関係みたいなものが失われると、やっぱりもう幾らやり取りをしても、その不信、疑念というのは払拭できない。かみ合わないわけですね。

そのために、当時、私はスクールカウンセラーというものを速やかに派遣すべきだということ——当時は校長先生がスクールカウンセラーを派遣するという権限みたいなものを有してたから、なかなか、スクールカウンセラーという制度はあったにもかかわらず、それが実際活用されてなかったと。当時、前の教育長と話したんだけどね。

それで、そういう立てつけになっているから、やはり今後はいじめが発生したら速やかに——この初動が大事なんでね、速やかに被害者側のところにスクールカウンセラーに出向いていただいて、私たちは——私たちというか、私はスクールカウンセラーの立場として、被害者側に寄り添って、今後、学校側と皆さんやり取りしていきましょと、解決につなげていきましょと、寄り添ってね、そういう立場の人間が、より第三者的で被害者側に寄り添う、そういう立場の人間が入って解決につなげていくというのが大事なんです。ほかの案件でもそうなんだけど、当事者同士ではどうしても平行線にならざるを得ない。だから、こういう場合、やっぱり第三者——外交でもそうですよね。第三者が仲介に入るということ。

今回も村野議員のという——陳情書の中にも、問題点6ですか、村野議員の質問に対し、福本教育長や竹森事務局長の答弁は、被害者側と会って誠意を持って説明するように述べていたように思えますと。しかし、いまだ事務局からその調整などの連絡はありません、というふうに書かれています。これについて、私としても前回、福本教育長に、解決したいと、解決しなければならんと思ってるんですかということをお聞きしたと思うんです。当然、解決しなければならんと思っていると。福本教育長も私は評価はしてますから、今後も頑張っていたきたいとは思いますが、まず一定の任期というのがありますね。少なくとも任期中には——任期中というと、まだ先かなりありますから、そんなに私はだらだらやってもらいたいとは思わないけれどもね。毎回のよう、今回も陳情が出てくるわけですね。

だから、本来これは、何度も言うように、議会に陳情を出していただくというのは権利なので、それは何も——結構なことなんだけれども、基本的にはやっぱり教育委員会が、当時の対応が悪くて、被害者側の感情を損ねている状態、だから、和解が成立してないと。法律上の和解とか、例えばそういうことはできてるかも分かりませんが、少なくとも根本的な感情、だから、それはやっぱり、こんなところで言うのもあれやけど、例えば謝罪するのでも、感情の籠もってない謝罪だけして、形だけは謝罪になってるけれどもっていったら、それは本人はやっぱりあんなものは謝罪とは言えないと、納得いかないと、こうなりますよね。だから、やはり結果的に解決できてないわけです。これはもう皆分かってるわけですね。教育委員会も分かってる。だから、速やかに自らが当事者として解決してもらいたいわけです。

それを、何ていうのかな、静かな環境になってないとか云々とか、まず——話長なって恐縮なんですけど、前回から私、会うべきなんじゃないかと。文科省から言われて会うのではなくて、やっぱりこの問題をしっかりともう一遍——個別個別と言うよりも、もう1度きちっと、どう我々はすべきなのか、何がやっぱり被害者側というか、納得がいてないのかとか、例えばそれを胸襟を開いてきちっと話し合うべきだというふうに思うんです。

それは向こうからアプローチがあつてではなくて、まずやっぱり皆さん方が積極的に——何ていうのかな、過去の経緯から考えたら、どう考えても皆さん方からやはり積極的に先方が納得していただけるような対応、だから、アポイントメントを取るとか——先ほど答弁で何か、静かな環境でとか、先方は望んでるかどうか分かりませんがやってみますみたいなことを答弁されてたけど、前回から今日まで何をやってたのかというふうに思いましたよ。何も連絡してなかったのかとか、その辺もう1度、この問題について、前回の委員会からもそうだけど、何をやってたのか。それは何もやってなければ、何か本当に解決しようとしてるのかという——伝わりません。私は少なくともね。ちょっとその辺伺いしたいと思います。

○竹森教育委員会事務局長 先ほども私申し上げましたように、お会いしてお話をさせていただきたいという思いは私どもでございます。ただ、今現状では、2月もそうでしたけども、陳情がこういった形で続いているということでございまして、なかなかお互い落ち着いてお話しできる状況ではないのかなと思ってございます。ただ、このままでよいとは当然思っておりませんので、私どもとしましては、遅いじゃないかとお叱りを受けるかもしれませんが、一度先方のほうに御連絡を取らせていただいて、そういった環境を整えていくということについてアプローチしてみたいと思ってございます。

○委員（村野誠一） 陳情が続いてるから連絡しないではなくて、連絡しないから陳情が続いてるんじゃないんですかって感覚やね、私の感覚からすると。あなたたちから、教育委員会から1回の例えばアプローチで、はい分かりました、すぐに会いますというふうになるかというのと、こんだけそれはこじれてるわけだから、なかなか難しいかも分からないけれども、少なくとも皆さん方からの、議会に上げてきた項目も納得がいかないだろうし、そもそもが皆さん方の対応が気に入らんから、納得がいかないから、やっぱりこの陳情という形にして項目を、何ていうのかな、議会に促してもらいたいということをおっしゃってるわけだと思うんで、だからそこは、何ていうのかな、速やかに——前回から何もしてないというのは、私からすると、ちょっと不誠実なんではないかなと。だから、ここに書いてあるように、委員会で答弁しておいて、結果的に何もやってないと。それはそう思われても仕方がないんじゃないかなと思いますよ。

そこは、何ていうのかな、誰がそういうことをやるのが適切なのかね。それは皆さん方も、ネゴというか、こういう交渉をするプロではないのかも分からないけど、先ほど申し上げたように、改めて第三者的な人にアドバイスを請うて、間に入ってもらおうというのも1つかも分からないし、どうすれば相手側と静かな環境で会えるのか。また、この静かな環境というのも、言葉にすると、それぞれの認識——どういう状態が静かかというのは、また認識の違いというのはあるかも知れないけども、その条件も含めてやっていただきたいと。

これは本来であれば、当時関わってる議員が——被害者側と関わっている議員がいるんやったら、そういう議員が間に入って地ならしをして、そういうところまでやれたら本当はいいんだろうけれども、それができてないから、こんなことずっと続いてるんだろうと思うので、また、議員がやると、何ていうのかな、マスコミ呼んだり云々とかということになってもあれなので、と

にかく本当に客観的な第三者にもう１度、予断を持たずに、もう１度やはりきちっと解決したいということを先方に伝えて、皆さんの責任においてやってもらいたい。教育長、いかがですか。

○**福本教育長** 今、先生にいただいた御指摘のとおり、頑張っていきたいと思います。

○**委員（村野誠一）** じゃあそれに期待するとか、議会は議会でそれは、もう何度も言うように、陳情が上がってきたら陳情の対応はしますけれども、本質的な問題の解決にはならない。だから、要は、皆さん方が当事者としてしっかりと被害者側に向き合って、まず、やっぱりこういうトラブルというのは感情を収めるということが大事です。これはもうプロに聞いたら分かりますけれども、まず感情を収めていただけるようにして、そうしないと静かな環境というのは生まれませんから、ぜひ——本当に今までの、何ていうのかな、教育委員会の対応の延長線上では、多分感情は収まらないだろうし、だから、そういう意味で、本当に誰が間に入るのか、また、誰がその窓口として適切か、ちょっと私には分からないけれども、真剣に考えて、今後もずっとこれ——このメンバーの今日が一応委員会は最後かな。だけど、また、このままだったら、当然ですけど、次のメンバーの改選になってもずっと続いていくと思います。だから、早期に解決していただきたいと。教育長の短い答弁だったけれども、責任持って、きちっと自分の責任でやりますという答弁があったと思うんです、前回ね。しっかりやっていただきたいということだけ申し上げて終わりたいと、この陳情についての質問を終わりたいと思います。

○**委員長（徳山敏子）** 他にございませんか。

（なし）

○**委員長（徳山敏子）** それでは次に、陳情第200号について御質疑はございませんか。

○**委員（西 ただす）** すみません、先ほどの陳述も聞いてて、やっぱり教育に対してもっと支援をという内容なんですけども、その中で、例えば国際的にやっぱり教育予算の投入が日本が少ないということを言われていて、それをやっぱり増やしていくべきだというふうに言われてたんですけど、まず率直なところから、それはやっぱり増やしていくべきだというふうに考えているのかどうか、お聞きしたいと思います。

○**山出教育委員会事務局副局長** 教育に関する諸課題というのはかなりたくさんあると思ってございます。そういう意味では、もちろん市長部局と相談しながらになりますが、いろいろな手だてを打つための予算増額というのは求めていきたいと考えているところでございます。

○**委員（西 ただす）** 神戸市としての増やしてほしいという思いというのは当然ある。ただ、そのパイとなっている教育予算というのは、やっぱりそれが足りていない。OECD諸国の中でも本当に下位の状況というがあるので、そこをやっぱり切り開いていくというのは大事だというふうに思っています。

その上でなんですけども、先ほどの陳情の中で、例えば、先生の配置ということで、国により適切に配置されるべきだということも言われてました。実際にやっぱり今の人数の配置でできるというふうに——現場からはこれでは駄目だというふうに言われてると思うんですけど、教育委員会としてはどう思われていますか。

○**山出教育委員会事務局副局長** 先ほど予算の件でも申し上げましたとおり、教育に関する課題というのはたくさんございます。ただ、これまでも御答弁、いろいろな議会の審議の中でも申し上げてきましたように、きめ細やかな対応でございまして、それは人数が多いにこしたことはございません。ただ、一定義務教育に係る件につきましては、先ほども委員のほうからも御指摘ございましたように、陳情者の方もおっしゃっておられましたように、国の責任の下、適切な財政

措置をされるべきと考えてございまして、神戸市としては、この中で最大限効果を上げるべく努力をしたいというふうに考えてございますし、そこを増やしていただけるよう国に要望しているところでございます。

- 委員（西 ただす） 人数的にはやっぱり足りてないという認識は一緒だというふうに思います。後の質問でも言いますけど、国が頑張らなきゃいけないというのは当然あるけど、神戸市としてもできる限りはやるべきだというふうに思ってるんです。

陳情書の中で給特法の改正に伴う対応を指摘されてまして、ここに指摘されている業務量管理・健康確保措置実施計画というのは、これ一体どういうものなのかなというのをちょっと教えてほしいんですね。また、その中で、神戸市として現在の残業時間がどれぐらい減少するというような計画を持ってやられているのか、ちょっとお聞かせください。

- 山出教育委員会事務局副局長 国が法律で定めてます業務量管理・健康確保措置実施計画につきましては、神戸市におきましては、神戸市立学校園働き方改革推進プラン2.0という形で、それをその計画に位置づけてございます。こちらは3月の常任委員会のときでも御答弁幾つかあったかと思うんですけども、それを、今まで働き方改革推進プランを進めていた中で、2.0にバージョンアップ、アップデートいたしまして、今後も進めていくという認識でこの計画とさせていただいております。

その計画におきまして、例えば教員の時間外の在校時間につきましては、現在でも国は30時間程度というのを目標に掲げられているんですけども、神戸市の場合、ほぼそこに見合った形まで来ておりますので、それ以上に進めるという意味で、2029年度までに25時間を目指していきたいという計画にしております。

- 委員（西 ただす） ごめんなさい、ちょっと分からないんで聞くんですけど、国が30時間って言うてる基準というのは、何で30時間なのかなというのと、神戸市が25時間って言うてるのはどういったことなのかなと。根拠というか、なぜなんかなと。ちょっと教えてください。

- 山出教育委員会事務局副局長 国のほうでは給特法の改正、それから、それに基づきまして業務量管理・健康確保措置実施計画のモデルとなるひな形のようなものが国から示されてございます。その中で、すみません、詳細の根拠がどういう積み上げをしているのかまで私としても十分に御説明はできませんけれども、国のほうが30時間程度ということをもとに一旦の目標にしながら進めていくことを示されているところでございます。

神戸市につきましては、昨年度、令和6年度で29.7時間というところまで進めてこれている状況でございます。ただ、昨年度はもうちょっと——今精査もしているんですけども、30時間ちょっと超えたぐらいの時間になっておりまして、まだまだ働き方改革の取組を進めていかなければいけないということで考えてございます。

その中で、まず一旦、国をクリアしたからいいというわけではなく、まず毎年毎年そのところをじわじわとでも減らしていこうということで、まず25時間というところを目標値として定めさせていただいて、進めていこうというふうに考えているところでございます。

- 委員（西 ただす） それは何で増えてしまったんですかね。大分減らそう減らそうと努力はされてるというのは分かるんですけど、そこはいかがですか。

- 山出教育委員会事務局副局長 働き方改革につきまして、かなり前から推進をしてきまして、御承知のとおり、令和の時代における学校の業務の在り方を周知をして取り組んでまいりました。我々ちょっと把握している感覚でいきますと、一旦その取組を進め出してから、学校中、全学校

に広がるにはやっぱり数年かかります。この辺りがようやく浸透してきて、底値といいますか、大分浸透してきたところが令和6年、7年というところだったかなと考えてございます。

ただ、その中で、特に昨年度につきましては、明確にここまでという細かい業務分析まではできてないんですが、年度後半の時間外在校時間も増えているところもありまして、GIGA、それからKIIFのいわゆる端末関係の状況がかなり更新を——両方とも更新を迎えたところで、その時期に残業も増えているというふうに見受けられました。そういう意味では、その辺りも一定——それだけではもちろんないと思うんですけども、一定そういうところもあったかなというふうには見てございます。

○委員（西 ただす） あと、この陳情書の中で、もう1つ、定数改善計画についても書かれています。教員の長時間労働の軽減を目指すものだと思うんですけど、やっぱり持ちこま数の軽減が目的となっていると思うんですけど、市としては、計画の中でそこは具体的に示されているんでしょうか。いかがですか。

○山出教育委員会事務局副局長 持ちこま数が何時間という形には計画では示してございません。

○委員（西 ただす） やっぱり持ちこま数というのはすごく大きなことなんですよ。もう繰り返しませんけど、大分、1970年代の話も以前の議論でした。当時、残業時間というのが4時間とか3時間とかいうときでね、そのときはやっぱり持ちこま数が今よりも少なくて、1日4時間であつたりとか、そういった状況が今5、6になってしまっているというところがあつて、当然、授業について丁寧にやっぱり進めてもらう上では、時間を確保していかなくちゃいけない。

そういう中で、やっぱり持ちこま数を減らした上で、1つ1つの密度を上げるし、やっぱり1人1人の生徒に目を向けられるという環境をつくるべきだと思うんですけど、そう考えたときに、やっぱり持ちこま数を減らしていくために、そして、それと併せた上での、やっぱり教職員の配置というのを考えるべきだと思うんですが、いかがですか。

○山出教育委員会事務局副局長 学校の業務、もちろん授業がメインとなります。そういう意味で、持ちこま数というのも1つの大きな基準になってこようかと思いますが、持ちこま数だけで考えるものではなく、様々な要素が関わってくるかと思います。そういう意味で、引き続き学校の体制強化というものを図られるよう、国に対してまた引き続き要望も続けていきたいと考えているところでございます。

○委員（西 ただす） 今言われたとおり、いろんな要因もあるけども、持ちこま自身が大きな要因の1つであるというふうに言われたと思うんですよ。であるならば、やっぱりそれを減らしていく、そして、それを実現していくための教員配置というのが必要だと思います。

次に、現状の教員数に関わってお聞きしたいんですけど、この数年間の採用者数というのはどうなっているでしょうか。

○山出教育委員会事務局副局長 例えば、まず、令和8年度、今年度4月1日の正規の教員の採用者数が490となっております。これに見合う数値として、昨年度はそれが489名、令和6年度は442名というところでございます。この辺り、特に令和4年度——要は積極的に採用を最近している状況でございますけれども、それを始めたのが令和5年度ぐらいでして、令和4年度に値する数値が237となっておりますので、倍近くの教員を積極的に採用しながら今取り組んでいるという状況でございます。

○委員（西 ただす） ごめんなさい、ちょっと事前に資料もらってたんですけど、その数字とちょっと違うかったんで、ちょっとそれはまた確認させてください。

それでなんですけど、ただ、今の聞いてて、少なくとも分かったのは、この間400人台の後半で移行はしてるんだけど、初めから比べたら増えたというふうになってるんだけど、この間は増えてないわけですよ。やっぱりそこを増やしていくという努力が必要だというふうに思いますし、その見通しも含めてあるのかどうか。そうじゃないと、やっぱり負担の軽減というのは進まないと思いますが、いかがでしょうか。

○山出教育委員会事務局副局長 教員の採用につきましては——すみません、先ほどの人数の関係につきましては、正規を含めるのか含めないのかありますので、ちょっと数字は精査、また後ほどさせていただきますけれども、教員の採用数につきましては、例えばですけれども、退職者が何人出るのか、それは年によって変わります。それから、育休の予定者がどれぐらいいるのかとか、この辺りの要因を見ながら採用数を最終的に決定してまいります。

そういう意味で、一概に採用数が少ないとき——多く取ったから大丈夫、少なかったら駄目というわけではないのですけれども、でも、先ほど申し上げてますように、できるだけ欠員が生じない状況を少しでもできるようにということで、積極的に採用を行っているのがここ数年の現状というところがございますし、これは今後とも積極的な対応をぜひやってまいりたいと考えているところがございます。

○委員（西 ただす） ちょっとこれも一応確認なんですけどね、1つは、この4月段階での教員の未配置は存在するのかということと、あと、令和7年の欠員は4月段階でどうで、それが1年回って、8年の3月段階はどうなっていたのか。いかがでしょうか。

○山出教育委員会事務局副局長 まず、今年度4月時点での欠員はございません。昨年度、令和7年の4月時点でも欠員はない状態でしたが、令和7年度3月時点で、要は最終の段階まで行った時点では、全校種合計で47名が欠員となっているという状況でございました。

○委員（西 ただす） この間の傾向として——傾向というか、令和7年、令和8年というところで言うと、初めはゼロであったんだけど、やっぱりそれが足りなくなっていくというような状況で、それが、先ほどの答弁でも言っていますが、欠員が生じないようにしたいというふうに言われているわけですよ。それに見合うようなやっぱり採用というのが必要だというふうに思うんです。それに関してはどう思われているのか。いかがですか。

○山出教育委員会事務局副局長 年度初めは、ここ数年、欠員なしで進めることができでございます。おっしゃるとおり、年度途中での、例えば急な退職でございましてとか、休職に入られる方とか、予定していなかったけれども育休に入られる方等々で欠員が生じている状況でございまして、できるだけ改善していきたいというのは、もちろん先ほども御答弁申し上げたとおりでございます。

その中で、年度の最初から正規で——何ていうんですかね、莫大に人数を確保するというのは、なかなかそこは難しいところではございまして、一方で、教員の採用の倍率自身も結構厳しくなってきた中で、優秀な人材を確保したいというバランスの中で、何人を採用していくかというのは、非常にコントロール、考えていかなければいけないところかと思っております。

おっしゃるとおり、年度途中の退職とか休職の補充に対して、臨時的任用教員を充てることも多いんですが、この辺りも、昨今の教員の取り扱いといいますか、教員不足、成り手不足から厳しくなっている状況でございまして、そういった中で、我々も現在でも、神戸の先生はじめかた説明会であるとか、なかなか実現はしてないんですけど、採用の前倒し、要は翌年度採用する予定の人を、ちょっと早めに来れませんかという打診であったりとか、そういったところを取り組

んでいるところでございまして、この辺り引き続き努力をしながら、学校現場と一体になって、学校現場を守っていけるように努力を続けていきたいというふうに考えているところでございます。

○委員（西 ただす） 1つは、産休、育休というのは当然出てくるし、それが経年でどれぐらい出てるのかというのは、今答えられますか。答えられなかったら、ちょっとまた資料でくださいということなんですが、ちょっと確認だけ。

○山出教育委員会事務局副局長 例えばですけども、産育休者ですね——産前・産後休暇と育児休業につきましては、例えば現在、令和8年の5月の頭では484人の産育休者がございました。令和7年の5月、同じ時点では491名となっております。ここ数年490人前後、500人弱で推移をしています。

一方、病気休職と、それからちょっと長期病気休暇となっている人も含めて見ますと、令和8年、今年の5月時点では57名と把握をしております、令和7年の同じ5月時点では64名という把握をしております。

○委員（西 ただす） 先ほど莫大な人数は採用できないというふうに言われたんですけど、例えば先ほどの話で言うと、200人ぐらいだったのが、この間増やしてきて500人弱まで増やしてきたということであれば、やっぱり50人、あるいは100人というふうに増やしていく——少なくとも50人近く足りなかったということがあるんですから、今後また増やしていくということは、もっとより前向きに対応していくべきだというふうに思うんですけども、やっぱり今の話で言うても、産育休の方が500人弱、あるいは病気休職の方がこれだけ出ているということも加味しながら、今後も増やしていくべきだというふうに思うんですけど、いかがですか。

○山出教育委員会事務局副局長 産育休者、病気休職の数とかもしっかりと推移を見守りながら、採用数に反映していきたいと考えてございます。

神戸市におきましては、先読み加配という形で、年度当初、今後、休職なり休まれる方が見込まれる人に対しても、その裏に臨時教員なり、何らかの措置をできるような取組を進めておりまして、これは他都市の状況から聞きますと、結構先行して進められている状況という声も聞かせていただいております。

だから十分だということを言いたいわけではございませんけれども、そういう意味で、適切な人数配置、それから採用の状況も——そしたら50人増やすのにたくさんの応募がやっぱりまた必要になってきます。そういったところの人材の質の確保も含めまして、こういった人数で採用すべきかということ、それから、こういった年度途中の欠員に対する対応ができるかというのは引き続き研究しながら進めていかなければいけないと考えているところでございます。

○委員（西 ただす） もうまとめますけど、やっぱり当然、それは人材の確保というのは大事だと思います。それはやっぱり働く現場の状況がいいものだって思えなかったら、神戸市が思われてるいい方が来てくれないという状況があるというふうに思うんですよね。

増やしていくということは今からも喫緊の課題だというふうに思いますし、そのときに、大きな点で言うと、今回、給特法の改正というのがあったんですけど、やっぱりそれが、残業代が4%から10%ぐらいになるというぐらいで、定額働かせ放題というような状況というのは変わらない。根本的な改善が私は求められていると思うので、やっぱり国に求めていると思うんです。

同時に、神戸市としてできることはすべきだと思うんですね。持ちこま数の削減ということを行いましたけど、そういったことも進めていく。あるいは、最近大きく問題になってくるのは、

給食時間も休めない。もうこれ何回かここで質問させてもらいました。そういった状況の中で、全然息つく暇もないという状況もどうにか改善していくことが必要だと思います。あるいは、その給食とは別の時間で、休憩時間取らんとあかんけど、実際にはそのままずっと放課後最後までいってしまうというような状況もやっぱり変えていく、そういう姿勢をぜひ教育委員会としても持っていただきたいと思います。

最後にコメントを、ちょっとごめんなさい、これ終わろうと思ったんやけど、一応それに対してはどう思われますか。

○山出教育委員会事務局副局長 おっしゃるとおり、働き方改革を全体として包括的に進めていかなければいけないと考えてございますので、昨年度末、働き方改革の推進プランも立てました。総合的に頑張ってまいりたいと考えてございます。

○委員長（徳山敏子） 他にございませんか。
（なし）

○委員長（徳山敏子） それでは次に、報告事項、令和9年度国家予算に対する提案・要望のうち、教育委員会関係分について御質疑はございませんか。

○委員（山下てんせい） 今回は国家予算に対する提案・要望の報告ですので、その報告の内容自体については特に質問はないのですが、関連したことになりますので、この時点でお伺いさせていただきたいと思います。

まず、5番目のGIGAスクール構想のさらなる推進でございます。GIGAスクール構想に関しては、いわゆるパソコン端末の配布等をこれまでも行ってまいりました。1人1台の端末というものが届いて、今はiPadになったと聞いておりますが、実際にiPadを今年から生徒さんに貸与しているわけですが、やはり小学校のお子さんを持つ親御さんからは、このiPad、なかなか高額なものでございますので、やはり子供が取扱いに——非常に乱暴な取扱いをすることが多いと。具体的には、ランドセルに入れて、それを玄関口に放り投げて遊びに行ってしまうと。あるいは、そういった行動を取るによって壊れてしまったら、何か学校の説明では、iPadをいわゆる弁償だというふうなことになるかと聞いたんだけど、大丈夫かというふうな心配をされている親御さんがいるということでございます。

ちょっとこの時点で、iPadを皆さんに貸与しているという環境の中で、万が一破損した場合の対応というのはまずどのような形になっているのか、教えてください。

○山出教育委員会事務局副局長 御承知のとおり、iPadに端末を替えまして、昨年度末、令和8年の1月から3月にかけて配布をしています。新しく入学した子供さんたちには4月からiPadを使っている状態です。

破損時の弁償の対応でございますけれども、基本的に、ちょっとまずiPadに切り替えた流れの中で、前のタブレット端末につきましては、かなり故障率が高かった状況でございました。逆に、周囲のiPadが使われている自治体様を調べてまいりますと、かなり故障率のほうが高いという状況の中で、iPadだけではなく、iPadを保護するようなキーボード付きの保護ケースも併せて配布させていただく、この形によりまして、前回導入していたタブレット端末よりかなり破損率は低くなるというふうに見込んでございます。

基本的に、破損時につきましては、破損も想定されることになりますので、基本的には保険の中でといいますか、予備機を契約の中で導入をしております、その予備機との交換というところで対応させていただくことを基本とさせていただいております。ですから、例えば小学校1年

生の子が乱暴に取り扱いました、これも十分に想定されることですから、これで潰れた場合は、もちろん無償での交換の対象とさせていただきます。ただし、わざと壊すとか、明らかに放置して、ほったらかして出てきたとか、そのまま盗まれたとか、かなりやっぱり重大な場合とか、故意による破損とかの場合は弁償もお願いする場合もあるというような立てつけでさせていただいているところでございます。

○委員（山下てんせい） 今の説明でちょっとよかったなと思うのは、言うたら、小学生が使って壊れることが——ちょっと破損するということが事前に十分に想定されているということは、安心できる答弁だったなと思うんですけど、やはり i P a d というものはなかなか、いわゆる高度といえますかね、高価な端末になりますので、やはり今ちょっと答弁の中で心配になったのは、盗難の件が心配かなと。やっぱり子供が、例えば想定されるケースとしては、公園等でランドセルを固めて遊んでいるときに誰かが盗んでいってしまうとか、とにかくちょっと目を離した隙に持っていかれるということも想定されます。この盗難というケース。

いずれにいたしましても、やはりそういうふうな場合に、じゃあその i P a d を探すことをプログラムとして入れることが、一般的にはパソコンとか携帯電話とかを自分で持ってる方はそういうふうなことができるんですけど、これが公のものとなると、さすがに個人の端末とひもづけするというのは難しいと思いますし、やはり何らかの形で探すという作業も出てくると思うんですけども、それは教育委員会のほうで、まあ言ったら、責任を持って何か管理しているものがあるんでしょうか。

○山出教育委員会事務局副局長 まず、i P a d の管理につきましては、MDM というちょっと仕組みを設けて、全体を把握するようには——基本的には事業者にまた動いていただく形になるんですけど、そういう仕組みにはなっておりますが、ただ、その一方、1 個 1 個の端末が今盗難されてここにあるというところまで把握できる状況では当然ございません。

ただ、今おっしゃってましたように、例えば盗難の場合でも、先ほどおっしゃってた公園に置いて誰かが盗んだ、この辺り状況聞かせていただいて、本人の責めに帰すべき事由でなければ、それは無償で交換の対応と当然させていただきます。ただ、いつも置きっ放しにして、置きっ放しにしたら駄目よというのをずっと注意をしながらも、3 回も 4 回も繰り返しながら盗まれているということになってきますと、ちょっとそこは御相談をさせていただかなければいけないような状況も出てくるかもしれませんが、基本的には本人の責めに帰すべき事由でなければ無償で交換をさせていただく対応を取らせていただきます。

○委員（山下てんせい） すみません、ちょっと根掘り葉掘り聞いて恐縮なんですけれども、これもやはり i P a d を導入したことによって、保護者の方が、あの場合はどうなるんだろうかというこの不安を代弁しているにすぎないので、御容赦いただきたいんですけど、最後の質問は、ちょっとこれはそれとはちょっと違います。

今回の国家予算に対する要望の中に、いわゆるネットワーク機器や端末周辺機器、ソフトウェアライセンス、運用管理に係る費用を補助対象とするなど、財政支援を拡充することとございますけれども、i P a d は当然、業者さんが全て管理されていると思いますので、その方がやるんだろうと思うんですけども、そのいわゆる i P a d の保険ですね。やはり i P a d ——我々も携帯電話の端末とか i P a d を買いますと、A p p l e C a r e という保険に入ります。それで保険、いわゆる破損等の補償があるわけなんですけれども、そういった補償、保険という範囲内はランニングの部分になろうかと思うんですけど、これは保険に入るのかというところを

お伺いします。

○山出教育委員会事務局副局長 結論を先に申し上げますと、Apple Careには入ってございません。その代わり、先ほど申し上げましたような壊れることを想定した上で、これは国のほうでも、1期にはなかったんですけど、2期のGIGAのときに予備機に対する補助がつけました。これは児童・生徒数に対する15%までという形になってます。これをちょっと活用させていただきまして、保険代を払うわけではなく、逆に交換する機材を十分に確保した上で対応する方針で取り扱ってございます。

○委員（山下てんせい） ありがとうございます。じゃあiPadに関しては以上とさせていただきます。

もう1つ、それでは、不登校児童・生徒の支援において、校内教育支援センター支援員の配置等、その財政支援のメニューがございすけれども、これは恐らく校内サポートルームのことを指すのかなと私は解釈してるんですけども、校内サポートルームというのが各校に設置されるようになっておりますけれども、私の地元の小学校のほうでは、校内サポートルームは設置したんだけど、いわゆる不登校の生徒さんにもいろんなタイプがいらっしゃるようでございまして、我が校の不登校の生徒さんは非常に物事をきっちりするのが好きなタイプなので、学校に来るか来ないかの2択の状態になっているそうです。つまり、朝、時間どおり登校ができれば、最後まできっちり教室で授業を受けていると。ちょっとでも遅れると、もう今から学校行くの嫌だということでお休みするという、この2択になっているので、校内サポートルームが開店休業状態になっていて、その支援員の方が結局、ほかのクラスのいわゆるサブに入ったりとかいうことをやっているというふうな話を聞きました。

そういうケースも考えられるのかと思って話を聞いていたんですけども、そこで、学校の事情によって、いわゆる支援員の方が大活躍の学校もあれば、ちょっと開店休業になっている学校もあるということを鑑みた場合に、地域の中でそういったバランスを取りながらといいますかね、巡回するとか、支援員の方がいわゆる掛け持ちをするとか、そういったことも考えられるんじゃないかなと私は思ったんですけども、その点の運用については現状どのような形で行われていますか。

○田尾教育次長 今、委員からの御指摘のように、本当に不登校の子供たちというのは、多様な子供たち、そして不登校になっている原因も様々でございすので、不登校傾向だから、サポートルームに行って、必ずしもそこで毎日元気に過ごせるというものでもございせん。

委員の今おっしゃっている学校の子供さん、あるいは学校のように、サポートルームの場には今誰も来ていないけれども、今後来るかもしれないというようなことも当然考えられますので、学校といたしましては、その仕組みというのは当然維持しながらも、ただ、やはりおっしゃいますように、開店休業な状態で、他方では、近隣の学校で非常にたくさんの子供たちがサポートルームに来ている、あるいは、午後から1日4時間の勤務となっておりますけれども、できるだけもっと長い時間開設したいというような、そういった御要望にも何とかお応えをしていきたいなというふうに思っているところです。

この4月から学校間応援制度というものを設けてございまして、比較的余裕のある学校の支援員の方が近隣の学校をサポートしていくというような仕組みを設けてございます。これにつきましては、校長同士で情報交換をしてもらって、もちろんその支援員さんの了解を得て、サポートをしていただくということになるんですけども、この制度がよりうまく活用されますように、

必要な情報なども学校のほうに事務局としても提供してまいりたいと思いますし、この制度の活用 of どの工夫ができるのかというような情報につきましても、校長会通じて発信をしていくなどして、制度をつくって終わりではなくて、うまく円滑に、そして最終的には子供たちのためにこのサポートルームと支援員制度がうまく有効に活用され、子供たちが安心・安全な状態で学校に通学できますよう、事務局としてもサポートをしてまいりたいと思っております。

- 委員（山下てんせい） 非常にいい制度だと思います。国のほうには、当然、財政支援を求め、そして、いわゆる支援員の配置がもっとしっかりしたものになるように、しっかり要望していくことが大切だと思いますけども、制度の運用、あるいは環境、そういったものも柔軟に配慮しながら、学校の校長先生同士で連携して、どのような体制を取っていくのかということを決めていくということは非常に前向きなことだと思いますので、ぜひそちらのほうを進めていただいて、その都度都度チェックをしながら、よりよい制度にしていだけたらと思います。

私からは以上です。

- 委員長（徳山敏子） 他に。

- 委員（西 ただす） 1 個目なんですが、2 ページのところの子育て世帯の経済的負担の軽減というのを書いているわけですけども、この中で給食の問題書いているんですが、ここで書いている財政支援というのは何を指しているのかなと。教えてください。

- 藤井教育委員会事務局副局長 大きく2 点ございます。2 行に分けて書かせていただいておりますとおり、小学校給食の無償化につきましては、この場でも議論させていただいておりますとおり、国の定めておる基準額と、神戸市が物価高騰にも対応した上で給食を提供させていただくために算出をしておる額の差額が生じてございます。その差額に地方負担がないように、国のほうでの財政負担を求めるということでございます。

2 点目につきましては、2 行目に書いてますとおり、中学校給食につきましても、国の財政負担を得て、神戸市でも実施することに向けた財政支援を求めるものでございます。

- 委員（西 ただす） 6,200円でしたかね、5,200円というのが国からで、その分の間ということで、ここは入っているのかな。また物価高で上がっていったら、その分も支援はしてもらいたいというのは思いはあるというふうに思うんです。それ自体はいいことだと思います。ただ、神戸市としても独自で努力というのはあった上での——というのは、絶対に負担が出ないようにということをお願いしたいと思います。

ちょっとここに関わってなんですけど、神戸市は小学生を持っている家庭に、事情により給食の提供を受けられない場合の給付制度についてという文書を出しているわけです。そこで、食物アレルギーや長期欠席などのやむを得ない事情により継続して給食の提供を受けていない児童を対象に給食費相当額を給付する制度というのを実施していると思うんですけど、確認ですが、この分を出てるのは5,200円ですかね。また、その分に関しても6,200円にして、全額出せるようにというふうなことは求めないんですか。

- 藤井教育委員会事務局副局長 今現在で考えますと、国のほうから財源が来てます5,200円を財源にしました給付制度として考えてございます。ですので、今年度給付対象になります方、今例示も挙げていただきましたけども、そういう方に給付しますのは5,200円で考えております。

一方で、先ほど御紹介もいただきました、神戸市では6,200円の月額で給食提供しておりますが、あくまでも給付の原資として用意してますのは5,200円です。先ほどちょっと御紹介もありましたけども、神戸市としては、給食提供に必要な経費を求めるものでございますので、ひもづ

いてきますが、国から6,200円——今年度で言いますと6,200円の原資が届きますれば、給付のほうもそれに見合った形で考えていきたいと考えてございます。

- 委員（西 ただす） やっぱり先ほども言いましたように、物価高騰の中で、食材費等も今後上がっていく。その中での乖離がこれからも出てくる可能性もあります。そういう中で、やっぱり全額での要請もしていただきたいですし、神戸市としても、その間を少なくとも持つとかいうのも考えていただきたいなというふうに思っております。

国への要望という関係もあるので、市の給付制度についてもう少しここで聞きたいんですけど、1点目は、給付ということなんですけど、どのくらいの期間食べれない場合に給付の対象になるのかということと、あとは、具体的に給付の受領というのはどのような形で行われるのか。いかがでしょうか。

- 藤井教育委員会事務局副局長 給付の対象として考えますのは、基本的には1か月の単位で喫食をしていない、給食の提供を受けていないという方を対象にしようというふうに考えてございます。それから……。

- 委員（西 ただす） 受領の仕方ですね。どういう仕組みになってるか。

- 藤井教育委員会事務局副局長 申請をまずいただいた上でですけども、学期単位で算出しようと考えておりまして、先ほど申し上げましたとおり、計算の単位は月なんですけど、支給については学期ごとに御指定をいただいた口座のほうに振り込むという手続で考えてございます。

- 委員（西 ただす） それがやっぱり申請しなければもらえないというようなことで、実際に本来であれば支給されるようなところに支給されないというようなことは起こってしまったらいかなんと思うんですけど、それについてどう思われてますか。

- 藤井教育委員会事務局副局長 給付事務について、給付される対象の中でも不公平が生じるということは大変問題なことかと思っておりますので、タイミングを都度都度見定めた上で、教育委員会のほうから、それから、可能であれば学校のほうから、それぞれ制度の周知をしてまいりたいというふうに考えてございます。

- 委員（西 ただす） 長期欠席などは、その瞬間はそう長期になるとは思っていないというのもしろいろあると思いますし、今日は行けたけど明日は行けないというやっぱり葛藤も物すごくあると思うんですよね。そうした児童や家庭への対応を考えたときに、もうちょっと細かくやってほしいなと思うんですよね。

だから、対象月において一度も給食の提供を受けていないということなんですけど、より柔軟に、日割りとか、学期ごとを言われてるから、期間があるので、それもできるんじゃないかなというふうに思うんです。国に対してもそういう形での支給を、給付を求めたらいいと思いますし、できへんかったら神戸市としても考えていただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

- 藤井教育委員会事務局副局長 まず、この給付制度の活用につきましては、給食の停止届というのをまず出していただくことにしています。これは学校のほうとの調整も必要なんですけど、まず、長期のお休みの事情はいろいろあるかと思うんですけど、それから、お休みにかかわらず、給食を喫食しないという事情はいろいろあるかと思いますが、まずその停止届を出して、裏返すと、食材の調達をしていないということになるんですけども、そういう状態にあることがまず1つ。

加えて、委員御指摘の不登校児童・生徒のケースにおきましては、やはり例えば、不謹慎な表現になってしまいますけども、給付を受けたいので登校するなというようなことになってはいけませんし、当然、不登校ぎみの児童・生徒が学校に来ることに對しては、しっかり学校として受

け止めをする必要もございますので、この辺りの不登校児童・生徒に対する喫食の日数のカウントの仕方につきましては、現在、内部で調整をしておるところでございますので、また近日中に——もう年度始まってはございますが、近日中に周知をしたいというふうに考えてございます。

- 委員（西 ただす） 近日中の周知ということで、それは求めておきたいと思うんですけども、やっぱり今の話でちょっと気になったのは、児童たちが学校に来れないというのは、そこはそれぞれの事情というのを考えたときに、今の言い方は、給付のために来うへんというようなケース、そういう——ないと思うけどということを言われましたけど、やっぱりそういう視点からではなくて、行きたいと思ってても行けない、で、行けたということがあったときにも丁寧に応えるために、日割りというのもまた考えるべきではないかなというふうに思ってます。

あと、給付に関わる国からの交付金の算定基準というのは5月1日というふうに聞いたんですけど、当然、その後も児童数が増える場合があるわけですね。その分はやっぱり国に対して求めていったらいいと思いますし、そこももし制度として決まってないということであれば、市としてちゃんとその児童の家庭に対して支給をするという姿勢に立ってらっしゃるのかどうか。いかがでしょうか。

- 藤井教育委員会事務局副局長 御説明いただきましたとおり、小学校の給食費の無償化に关します財源の算出については、5月1日現在の児童・生徒数で算出をされます。それ以降の出入りにつきましては、増減につきましては、年度で当然入ってこられるケースもあれば、出ていかれるケースもありますので、各都市の自治体の規模にもよろうかと思ひますけども、給食の無償化に何ら影響はない——神戸市の単位で申し上げると、影響はないのかなというふうに考えてます。

一方で、先ほどのときにちょっとお答えしてもよかったんですが、給付の手法につきましては、各自治体に委ねられているところもございますので、御心配のような、例えば神戸市に転入してくる児童・生徒の数が多くて、給付に回す5,200円が足らなくなるとかいうことで給付を止めるようなことは一切今のところは考えておりません。

- 委員（西 ただす） 分かりました。やっぱり文部科学省の方針もちょっと見させてもらいたけど、他の児童との間に取扱いに差が生じないようにと言ってますので、そういう姿勢でしていただきたいと思ひます。

今日はちょっと触れませんでしたけど、中学校給食の無償化も国に求めているということですが、当然、求めていったらとは思ひますが、今、神戸市として9億円余りあれば、中学校の無償化もできるわけですから、独自で進めて、考えていただきたいというふうに思ひます。

ちょっと次の質問で聞きたいんですけど、次は部活の地域展開についてお聞きをしたいんですけど、これが4ページのところですね。まず、神戸市が今行っているコベカツサポートというのは、総額はどれぐらいの金額なのかということと、あと、ここの文章から言うと、保護者への直接支援の実施を国に対して求めているわけなんですけど、やっぱり神戸市としても、今の月1,500円の支給やったら足りないから、これを増やしたいという思いでこれ書かれてるんでしょうか。いかがですか。

- 下條教育委員会事務局部長 コベカツサポートの予算につきましては、令和8年度につきましては2億8,500万ということになってございます。今回国のほうに要望させていただく趣旨といたしましては、国のほうでも地域展開について様々な補助制度を設けておるわけですが、国においては、まず、休日の地域クラブ活動の活動費等の支援として、活動に要した経費、そこから会費等の収入を引いた額——いわゆる赤字分ですね——を補助する考え方が示されています。

これにつきましては、地域クラブの確保が難しい地域においては、地域展開に有効に機能するものであるなというふうに我々も認識をしているところです。

一方、国においては、制度を実施するに当たって、地域クラブ活動への支援を実施した上で、休日週1回、これは月4回程度ありますけれども、月額で1,000円から3,000円、こういった基準を、一定会費のイメージを示しているところです。

本市においては、各コベカツクラブの会費設定に当たっては、専門的で高い指導力を有するようなどころについては一部高めの会費設定になっているところもありますけれども、多くのクラブにおいては、様々工夫をしていただいて、大体平均3,200円程度の会費となっているというようなことで、平日・休日両方の地域展開であってもおおむね国が示す会費のイメージに近い会費設定となっているところでございます。

そのようなことから、我々としては、本市が行っているコベカツサポート、こういった保護者に対する直接的な支援、こういったものにも補助が当たるように要望しているところでございまして、ここの額を増額することを求めるものということではございません。

○委員（西 ただす） ぜひ、神戸市として努力しているんだと言われるんでしょうけど、それを求めて、やっぱり増やしていただきたいというふうに思います。

というのは、ここはもう何回もやってますけど、吹奏楽部なんか8,000円の、コベカツが厳しいというような声があるので、そういう声に応えるために新たに何かしていこうというようなことはないんでしょうか。いかがですか。

○下條教育委員会事務局部長 特に吹奏楽につきましては、楽器などのこともございますので、比較的高額になっているということは御指摘のとおりかと思うんですが、我々、コベカツクラブが使う楽器、このあたりはしっかりと教育委員会のほうで更新もいたしますし、メンテナンスのほうもしっかりしていくと、その中で活動をしっかりと守っていきたいというふうに考えてございます。

○委員（西 ただす） 月会費の話ではないところの話に今なっちゃってて、それが高くて今までやれてた部活ができなくなるんじゃないかという心配があって、ぜひこれをせつかく求めるのであれば、さらに保護者、世帯を応援するという形にしていきたいと思うんです。

今回の国家要望では、部活動では存在している生活保護世帯への学習支援費のようなものをつくってほしいというのは求めているんでしょうか。

ちょっともうまとめますけど、例えば中学校は平成30年よりクラブ活動費用の実費支給による給付として、中学校で年間5万8,700円以内で、月割りにすると4,892円給付されるということなんですけど、今のままだと就学援助水準で3,000円となってしまうんじゃないかなと思うんです。違うんだったら違うと言ってほしいです。

部活動に比べてコベカツになると参加が困難になってしまっただけで体験格差を生み出す原因になるんじゃないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○下條教育委員会事務局部長 国において、国が進める地域展開に認定されているクラブにおいては、先ほど御指摘がありました保護費は該当するというので通知がございましたので、このあたり、こういった形で活動を確保していきたいというふうに考えてございます。

○委員（西 ただす） 今言ったんでいうと、差額が出るんですね。部活動でいうと、4,892円、月割りでいうと。でも、就学援助ということでの、就学援助世帯も生活保護世帯もなんでしょうけど、3,000円ということになると——違うかったら言ってくださいね——1,892円、オンされて

しんどい。それがやっぱり生活が厳しい世帯にとってみれば大きな負担になってしまって、体験格差をそれでも生むんじゃないか、その部分を何とかするというのを神戸市が国に対して求めているのか、あるいは国ができひんのやったら神戸市がやるのか、ちょっと端的にお答えください。

○**下條教育委員会事務局部長** ちょっとすみません、私の理解が及んでなかったら大変恐縮なんですけれども、厚生労働省が行われる制度の中で、年額5万9,800円、これは地域展開、コベカツにおいては適用されるということで通知をいただいております。

また、先ほど御紹介ありましたけれども、就学援助世帯、これについては3,000円ということで、これは文部科学省の補助になりますけれども、こういった形で我々活用していきたいと考えてございます。

やはり各御家庭の収入格差によって体験格差ができるだけ生じないようにということで、我々のコベカツサポートでの支援でありますとか、あとは各クラブに対して学校施設を使っただく、またそこで活用する備品なども教育委員会のほうで整えていくというようなことで、会費をできるだけ下げていただくような、そういった御協力を求めているところですので、こういったことを総合的にしながら、できるだけ多くの方がコベカツ体験いただけるように努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○**委員（西 ただす）** ごめんなさい、僕がちょっと聞き取り切れてないかもしれない。確認です。

部活動水準のやつは、生活保護世帯に今まで出た分が同じ金額で支援は出るということですね。分かりました。了解です。そこは、やっぱり不安だったんで。

最後に、6ページのところで、就学援助に対する財政支援の拡充についてのところなんですけど、ここで修学旅行などの単価がバス料金などで増額してしまっているということで書かれているんですけど、今現在、生徒に対しての負担というのはどれくらい増えているんでしょうか。

○**藤井教育委員会事務局副局長** 今、就学援助の世帯で修学旅行にかかる経費が、小学校が2万2,690円以内、それから中学校につきましては5万9,000円と、陸路の場合ですけども、飛行機の場合はまた別なんですけど、これを上限としておりますので、それを基に各学校が行程等を組みまして、各保護者に御負担をいただいているということでございます。

○**委員（西 ただす）** ごめんなさい、上限額はそうだということなんですけど。

何でこれ言ったかという、ここでもやり取りしてるんですけど、修学旅行費の積み上げというのをやって、それで足らずで加算があったというときのケースとして、いろいろあるんですけど、今のバスの問題も含めて出てきているというふうに思うんですよね。

以前に比べて教育に関わる負担が増えているということが問題だというふうに言われているわけなんですね。だから、求めてらっしゃるというふうに思うんです。5万9,000円よりは以下なんだろうけども。

そこは、当然求めてもらうんですけども、増えている分に関しては出してくださいよ。そこは、国待ちにならずに進めていただきたいというふうに思うんです。国に対しても求めるし、今の物価高で生活大変な家庭に対しての支援にもなると思うんですけど、そういうことは考えられないでしょうか。

○**藤井教育委員会事務局副局長** 今、各校、上限額を先ほど御説明させていただいた額で計画を組ませていただいております。

ただし、今御紹介もいただきましたように、昨今の運輸業界の慢性的な人材不足、それを基に

するようなバス代の高騰等、それから、それに限らず宿泊費用の高騰なんかも生じてございます。

各自治体で各保護者に対します支援を実施しているということは承知をしておるんですけども、やはり神戸市の規模でいきますと、1人例えば数千円の支援等であっても金額が億単位に——億まで行かないですね、何千万の単位で生じることも想定されます。このあたりについては、各学校のほうに、例えば修学旅行、これは校外学習なんかもそうなんですが、いかにして効果的な教育プログラムを組むことができるかというような事例なんかを、他都市、それから市内の他校の状況なんかも各学校に紹介できるような取組もしまして、各学校で工夫した行程を組めるような努力を教育委員会のほうとしてもしてまいりたいというふうに考えてございます。

○委員（西 ただす） もうまとめますけど、これ、何でこういう話をしたかという、予算議会で1つは物価高対策で国から110億円という使い方の問題が出てきて、今になって市民の皆さんからは神戸市について物価高対策十分できているのか、何やってくれてるのというような声を聞くのが今になってさらに増えているんですよ。

110億円と、この前、広報K O B Eでも書いてたんだけど、例えばそれ見て、まだそれは使っていないんですよ。じゃなかったら、私たちのところ、何も来てませんからみたいなことをこの前言われちゃって、いや、使ってますというて答えたら絶句されてましてね。

私たちとしては、修学旅行費も含めて学資、教育費となっているような部分もあるというふうに思いますので、そこに対しての支援を国に対して求めるし、市としてもそういったところに力を入れるという姿勢を持っていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（徳山敏子） すみません、ここでちょっと皆さんにお諮りしたいんですけど、既に審査時間から2時間を経過しておりますので、一旦ここで休憩取らせていただいてもよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（徳山敏子） それでは、暫時休憩させていただきますと思います。

午後、13時10分より再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

（午後0時10分休憩）

（午後1時10分再開）

○委員長（徳山敏子） ただいまから教育こども委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、令和9年度国家予算に対する提案・要望のうち、教育委員会関係分についての御質疑はございませんか。

○委員（村野誠一） 3ページの学校施設の環境改善に対する財政支援の拡充の関連で、防災機能強化のためということで、E Vが7年度、8年度と資料として記載されていますけれども、先日——土曜日、日曜日、曜日忘れたけれども、地域の催しの中で地元の高齢者から、私たちの地域の避難所の体育館は3階にあると、私たちも高齢化率も物すごく高くて、3階まで昇降困難、つえついたり、いろんな方々がいる中で3階に上り下りというのが困難やけれど、どう考えているんだろうと。

要望しているとかしてないとかということをやっとちらっとお聞きしたから、だから今日お聞きしたいけれども。そこは須磨区の多井畑小学校だけれどもね。他にも、1階ではなくて2階とか3階とかにある体育館が避難所として指定されているところが複数あると思いますけれど、

ちょっと事前に聞いたら、毎年、国に要望しているE Vというのは、教室、学校校舎のE Vとかというふうに聞いているんですね。

基本、子供が、車椅子の子供が例えば上がってくることが想定されるときに、学校を整備するとか、体育館も整備するということで、久元市長は今年度特に避難所については力を入れてるというのは幹部の方々にはよく御存じだと思います。避難所の設営ということにも支援をしていくということで、命を守るというか、安心とか安全のこの部分での体育館のE V、今申し上げた2階とか3階の部分については、今、教育委員会としてはどのように整備を進めていっているのかとか、いこうと考えているのかとか、その辺、ちょっと考え方についてお伺いをしたいと思います。

○都築教育委員会事務局部長 エレベーターの設置状況でございます。

令和8年度末時点において、屋内体育館が2階以上にある小・中学校84校ございまして、そのうち屋内体育館にエレベーター整備済みが47校、未整備が37校となっております。

先ほど議員のほうからも御説明がございましたように、現時点では教育委員会としましては、未整備校が45校ございますので、エレベーターを必要とする車椅子の児童・生徒が在籍または入学予定の学校を優先的に整備しております。車椅子の児童・生徒ができるだけ多くの教室へ行けるよう、バリアフリーに効果的な箇所を選定して整備を進めております。

また、避難所指定の考え方でございますが、屋内体育館が2階以上にある場合でありましてエレベーター未整備の学校につきましては、避難所開設時、アクセスのしやすい特別教室を優先して使用するなど、要配慮者が利用しやすい運用を図っております。多井畑小学校に関しましては、1階の多目的室を指定しております。

ただ、今後、さらなる高齢化社会が進みまして大規模災害における体育館利用も当然想定されている中で、物理的に設置可能であるのか、財政措置をどういうふうにしていくかという点はございますが、避難所を統括する市長部局と協議してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員（村野誠一） まず、現状、特別教室とか、それは今まだ未整備の状態で南海トラフの大地震とか大規模災害が同時に起こって市民が避難しなければならないときというのは、当然、現状に合わせて避難しないといけないわけですから、それはそういう対応になるんだろうけれども。

しかし、今後のことをしっかりと計画的に考えていく必要があると思いますので、国に対して別途災害という、国も今、それこそ防災庁の設置であるとか、割と防災については今まで以上に力を入れているというふうに私は認識をしているので、防災に絡めたE Vというのが別建てでいわゆる予算措置をしてもらえないのかであるとか、ちょっとそういう意味で従前の国要望だけではなくて、それは国としてはそれもひとつ、——どうも聞いたら、項目、例えば何々学校のこれを、何々学校のこれをと個別に1つ1つ要望して国が採択するか、そういうのを決めてみたいけれども、その中に今申し上げた多井畑小学校のE Vというのを入れていきゃあ、それはそこに入れてもらったら我々判断しますよということかも分からないですけど、そのペースでいくとやはりスピード感というのはないので、現場の声として国に対してもしっかりと要望していただきたいというふうに思いますし。

私がそうやって地域の高齢者の方々から——確かにそうです、私もそれを言われたときにはおとししましたね。ああ、なるほど、それはそうですよねと。だから、そういう説明がしっかりとされているかということ、これも併せてしっかりしてもらいたいと思いますね。防コミの訓練な

んかでも、今とにかく避難所開設ということは、先ほど言ったけど、市長も力を入れてますから、危機管理や消防や、やりますけど、そういった1階以上の体育館、これについては今後どういうふうにしていくのか、また現状ではここに避難をしていただくんだとか、きちっとした周知を図っていただきたいということを申し上げておきたいと思うんですけど。まとめてちょっと御意見いただけたらと思います。

○竹森教育委員会事務局長 2階以上にある体育館でございますけれども、私どももやはりこのままでいいとは思っておりませんので、国においても財政措置いただけるよう、しっかり話をしていきたいと思います。

国におきましても、緊急防災・減災事業債という起債の制度がありまして、割と有利な財源がございます。この財源に例えば体育館にエレベーターを設置するときこの財源を充てさせてもらえないとか、そういった話も実際にしていきたいと思います。そのあたりにつきましては、危機管理局ともしっかり情報交換しながら対応していきたいと思います。

もちろん議員おっしゃいました高齢者の方々への周知、今現在は特別教室、優先的に入っていただいて、そちらのほうは今現在で申し上げますとエアコンもしっかりついているので、そういったことも含めまして安心いただけるような周知についても市長部局と連携しながら対応していきたいと考えてございます。

○委員（村野誠一） これ、本会議であれば教育委員会が答弁するのか、それこそ市長部局というか危機管理局が——いわゆる避難所というものがどこにあるべきでどうあるべきなのかということにはなるんだろうと思いますけれども、少なくとも体育館自体は教育委員会所管ですから、ぜひ問題意識を持って、使えるものは、そういう今の御答弁いただいたように市長部局と連携してしっかりと安心・安全に伝えていただきたいと、市民の期待に伝えていただきたいと思います。

これについては以上です。

次に、部活動の地域展開で、財政的な支援ということを要望していますけど、また大会参加の制度の柔軟と、直接的に関係ないかも分かんないけれども——関係ないことはないんだけどね——先日、ニュースで今でもやっていますけど、北越高校のバス、悲惨な事故が、部活動の遠征で起きたバスの事故で生徒1人が亡くなって、本当に悲惨な事故ですね。私も親の一人としても本当に御冥福を祈りたいし、保護者の方々に心からお見舞い申し上げたいし、またたくさんの子供たち、詳細は承知してませんけれども、重軽症という言葉の中に後遺症を伴うような、またPTSDも伴うような、そういうこともあり得るでしょうから、本当に心からお見舞いを申し上げたいと思うわけなんですけど。

これ、今の神戸市の、だからコベカツとか。まず、国から恐らく、例えば部活動とかの移動、遠征とか、例えば大会への輸送とか、そういうものについてこうしなさいとか、どういような、何か国から言ってきているのかどうなのか。今まで神戸市はどういう状態だったのか。今回、白タクというような言われ方もしてるけれども、マイクロバスをレンタル、大型の——ありがちですよ、大型のバスをレンタルしてプロではない方が運転して送迎するという。神戸市はそういうことではなくて、専門の貸切り、常に専門の貸切りバスでプロの運転手が子供たちを運ぶというような対応をしてきたのか、現状と、ああいった事故を受けて、辺野古の事故もそうかも分かりませんが、子供たちが巻き込まれるという犠牲になる事故を受けて国から何も言ってきてないのかどうか、ちょっとそこをまずお伺いしたいと思います。

○竹森教育委員会事務局長 北越高校の事故の関係でございます。

あの事故自体は、まだはっきりしないことも幾つもありますけども、まず部活動で移動する場合に何かはっきりした決まりはということで、これ、実は国のほうから特にはっきりした決まり、通知はございません。

私ども神戸市としましては、中学校・高校で、部活動で校外での活動の際、移動手段でございますけれども、部活動ガイドライン等におきまして、そういう校外への移動については公共交通機関を基本利用しなさいとしています。

ただ、公共交通機関で賄い切れない部分も実際にはございますので、公共交通機関に加えて貸切りバス、それからタクシー、これを含めて原則利用ということで明記をしてございまして周知しておるところでございます。

つまり顧問の教員の自家用車で送迎すること、それから保護者の車で——自分ところの子供であればいいんですけども、ほかの生徒を送迎するようなことは認めていない状況でございます。

貸切りバスの利用状況なんですけれども、実は中学校のほうではほとんどございません。どうしても市外での大会があるときに、各校それぞれですけども、年間ゼロ回のところもあれば、多くても数回程度です、年間。高校につきましては、やはり移動範囲等も広がってまいりますので、全日制高校、5校ございますけれども、年間で申し上げますと5校の合計で100回から150回程度、これぐらいは貸切りバス等での移動があるということでございます。

今回、新聞等で報道されてございますように、問題となっておりますのが、まず1つがそういった移動手段について顧問任せになっているんじゃないかということが言われています。これにつきましては、神戸市の場合は、そういう校外での活動がある場合は、ルートですとか移動手段等、そういったことも全て含めて校外指導届というものを顧問教員が作成しまして、管理職の許可を必要としてございます。ですので、顧問教員1人に任せるのではなくて、学校として判断を行っているということでございます。

もう1つ、いわゆる白バス行為ということが言われてございます。これも、いろいろ報道では学校のほうで求めたんじゃないかというようなことも言われていますけども、私どもとしましては、市外で開催される県大会等、そういったところに参加する場合は旅費の補助制度を設けてございます。これは、生徒の旅費の往復の7割の旅費を補助するという制度にしてございまして、経費負担の軽減を行ってございます。ですので、経費を浮かせるためにそういったレンタカーをお願いするというようなことは、私どものほうではないと思ってございます。

いずれにしましても、ガイドライン等の周知徹底、引き続き適正な対応に努めてまいりたいと考えてございます。

○委員（村野誠一） 確認ですけど、だから国からは、あの事故を受けても特に正式に通達であるとか言っては来てないということですね。だから、従前から何も変わっていないということ、現状でね。

それと、中学校・高校、市立の部分については原則公共交通で、それと貸切りバスということだからあり得ないというか、そういう運用にはなっていると。部活の先生に任せることはない、学校の先生と共有、学校の責任としてもコミットしているということですけど、往々にしてこういう事故があったときに、基本はそういうことになっているけれども、それが形骸化していて結果的に部活動の顧問の判断に任せた状態になってたとかということもあり得るので、改めて現状、基本的にはそうなっているけれども、神戸市で改めて調査したけれども、やはり全くそういった——不適切とまで言うか、あれやけれども——ルールとは違う送迎が一件もなかったということ

なのか、調査はしてもらいたいと思います。

本題なんだけれども、コベカツです。だから、コベカツについての子供たち、大会の支援——皆さんも汗かいて大会に出られるようにとか、大会というのは当然ですけども——市内にあるのか、ちょっと市外に出ることもあるのかということもあると思うんだけど、コベカツの子供たちの輸送手段について教育委員会としてはどういう考えを持っているのか、お伺いしたいと思います。

- 竹森教育委員会事務局長 コベカツでの移動ということでございますけれども、基本的にコベカツクラブが遠征等を行う場合、参加者である生徒、それから関係者が無理なく安全に移動することで、最適な方法を検討いただいて、保護者の理解を得た上で移動計画を立てていただくようにコベカツクラブへ周知していきたいと考えてございます。

先ほどの白バス行為でございますけれども、経費を抑えるためにレンタカーをというようなことがやはりないようにしたいと思ってございますので、先ほどの補助制度、説明しましたけども、あの補助制度につきましてはコベカツクラブに対しても適用していきたいと私も考えてございます。

いずれにしても、やはり子供たちが安全に移動して活動できるということが大切ですので、保護者の理解を得た上での移動計画につきまして、しっかり私どものほうもコベカツクラブのほうに周知といいますか、必要に応じて指導も行っていきたいと思ってございます。

- 委員（村野誠一） 保護者の理解を得た輸送方法というのがくせ者で、保護者の理解を得れば、先ほどのレンタカーを借りてどなたかが運転をする、要はプロのドライバーでない方が運転をするということも容認というか、それは許容するのかということですね。それが、だから例えば保護者の場合もあるかも分からないし、当然、指導者の場合もあるかも分からないし。

それとも原則コベカツという、やはり部活動、条例でコベカツを規定しているわけだけれども——あくまでも最終そこで事故があったときには誰が責任を取るのかということだけど、教育委員会として我々関係ありませんということではないのであれば、公共交通機関、いわゆる現状の部活動と同じような運用を徹底していきますというようなことなのか、そういう分かりやすいのかね。コベカツになるから、その辺はリスクがあるかも分かんないけど、保護者が、利用者が許容、納得すればリスクある方法でも我々としては構いませんみたいなことなのか、そこ、もうちょっとお知らせいただきたい。

- 竹森教育委員会事務局長 今、コベカツクラブ、いろんな団体登録いただいておりますけれども、民間のクラブなんかもコベカツクラブに登録する、しないに関係なく、たくさん活動されてございます。

そういったところの活動状況を私も、全てではありませんが、一定把握してございます。そういったところは、例えば本当にサッカーの強豪チームなんかは、クラブでマイクロバスを所有して、指導者、コーチが運転して子供たちを乗せて、それこそ毎週土・日遠征するというようなクラブもございます。恐らくサッカー以外でも野球等々、バスケット等々、強豪、いわゆる本当に強豪として活躍されているようなクラブでは、そういったクラブも結構あると思います。

私ども、大事なのは、子供たちが安全に移動して活動していただくこと、それはまず第一なんですけども、一方で、活動そのものを狭めるようなことも、できるだけそれも避けたいと思ってございます。

ですので、今の段階でこうということで決めたものがあるわけではございませんけども、今回、

ああいった事故が起きて、私、先ほど申し遅れましたけど、国のほうでも一定そういった検討が今なされているということもございますので、今後、国から示される方向性も含めまして、私もコベカツの開始までには何らかの考え方を示していきたいと思います。

○委員（村野誠一） 全国的に、これ、問題になってますから、国が何かしらの、それは示すと思います。示さないというのはちょっと考えられないと思いますけど。

神戸市の場合は、全国に先駆けてコベカツを一気に移行するわけで、この9月からですね。国の新たな方針とか、財政的な裏づけとか、例えばそういうものに間に合わない可能性もあるし。大体、立法事実というか何か事が起きて二度とそういうことが起きないようにとって規制というルールを強化していくわけですが、こういった子供たちが出ないように。特に神戸の子供たちで、コベカツになったわ、どこかで事故が発生して子供がけが負ったわということがないようにしてもらいたいわけです。

だから、これは、強豪とか強豪でないとか、市内とか市外ではなくて、私だってそれはわざわざ——よく車運転しますから、公共交通機関よりも車のほうが便利ですし、荷物は運べるし、それは便利なのは便利なんだけれども、ただ、それで誰も事故を想定してやっているわけじゃないんですよ。皆さん、それは事故を起こそうと思っているわけじゃないから、そのほうが便利だし、時間も短縮できるしということだけど、いざ事故が起きたときには取り返しがつかないわけですよ。

だから、恐らく今後、国からそういった白タクみたいなもの、これ、多分全国的な調査みたいなものも入るだろうし。先ほど言ったように、私は、神戸市も独自で取りあえずは今の現状どうなのかということは調べてもらいたいと思うけれども。

国への財政支援の中で、今後、ひょっとするとコベカツに対して、地域移行に対しても、原則移動に関してはそういったレンタカー利用はしたら駄目ですよとか、貸切りバスでしなさいとか、またプロの運転手にしなさいというふうに言う場合も想定されるわけです。そうなったときに、じゃあそれが、その負担は誰がするのかと。なかなか民間の事業者、民間の事業者というか、コベカツの手を挙げている人たちが全て負担するってなかなか難しい。そうすると、それを子供たちと、保護者に利用料として転嫁すると、今想定されている金額よりもまた移動が国が厳しくしたから、あの事故からということで移動コストが乗ってきて保護者の負担が増えるということも想定できるわけですよ。考えられるわけです。

だから、そういった意味で、そういうことも踏まえて国に対してしっかり、大会やとか財政的な支援というものの、そういう観点でもしっかり想像力を働かせて要望してもらいたいというふうに思うわけですが、その辺についてお伺いしたいと思います。

○竹森教育委員会事務局長 まず、市独自の調査については、これはやりたいと思います。しっかり実態把握していきたいと思います。

それから、国への要望でございますけれども、ああいった事故も起きまして国のほうでもいろいろ検討されると思います。私どもも、部活動だけではなくてコベカツのような地域クラブ活動の場合、どういったことを考えられるのか、またそれにもし何か規制をするということであれば、それに伴って必要となる経費をどうするのかと、そういったことも含めてしっかり国と話をしていきたいと思います。

○委員（村野誠一） まず、神戸市に対しては調査をしたいということをはっきり言っていたので、それはありがたいなと思うんだけど、ただ、もう9月からコベカツですから。どこまで

広げられるかというか、正確ではないかも知れないけど、実際にコベカツにエントリーしているようなところであるとか、そういった民間のそういう移動で、今までで事故というものが結構あるものなのか——いや、確かに保護者に運転してもらったときに事故が起きたとか、幸い子供がけがで済んだとか、例えば後遺症はないけれども、冷やりというか、そういうことが結構あるという現状なのか、その辺はしっかり、全国に先駆けて神戸市はコベカツという民間に委ねていく部分が増えるわけですから、ちょっとその辺についても調査対象というか、状況をできるだけ把握していただいて適切な方法を考えていただきたいというふうに思うわけけれども、その辺、いかがですか。

○**竹森教育委員会事務局長** 現状におきましても、やはり部活動の中でそういった事故、部活動に限らずですけども、そういったことは、これだけ広い市域ですので、起こってございます。そういったことを含めて、一旦私どものほうで調査はしてみたいと思います。

コベカツということで、今度、民間クラブの協力を得ながらやっていくということですけども、そういった中で子供たちの安全確保と、それと一方で活動機会の確保と、そういったところはしっかりできるだけ両立できるような形で進めていきたいと思ってございますので、国ともしっかり話をしていきたいと思ひますし、神戸市としてもしっかり考えていきたいと思ひてございます。

○**委員（村野誠一）** これについては、一旦もうこれで今日はやめておきたいと思ひます。ありがとうございます。

○**委員（三木しんじろう）** すみません、国家予算に対する提案・要望の中に重点項目とその他の項目というのがあると思うんですけども、委員会資料として頂いた内容がこのまま国家要望としていくのか、それともこれは概要版か何かであって、また違うものが要望書として行くのか、教えていただきたいと思ひます。

というのは、委員会開催されるに当たって、教育委員会の方から御説明をしていただいて、口頭で御説明いただいたときになるほどと思うような、ここには書いていない内容というのは御説明いただくんですけども、そういうものが含まれて要望として行っているのか、それともこの内容が行っているのか、教えてください。

○**山出教育委員会事務局副局長** 国家予算要望につきましては、全市で取りまとめた上で、それを省庁に持っていったりとか、国会議員の先生方に御説明してお力添えいただいたりという形になりますので、国家予算要望の市としての冊子の中の抜粋、教育委員会分を抜粋したのが今お手元の資料にあるものでございます。

そういう意味では、国家予算要望、市で統一した国家予算要望として提出するのは今御覧いただいている資料となります。

○**委員（三木しんじろう）** この資料を頂くに当たって、他都市の要望書というのも見たんですけども、いろんな都市によってやり方が違うんですね。神戸市は、僕、かなりシンプルだと思うし、少し言葉足らずなのかなというようなことも思ひました。都市によっては、自治体の現状とか課題とか、また図とか画像を入れてしっかりと誰が見ても分かるようにというような、いろんな考えを持っている自治体もあれば、例えば国の補助が3分の1なのに実際はそこまで到達していないというものもあると思うんですね。ですので、そういうものがいろんなジャンルというかものが入り込んでいる中、もう少し詳しく僕は作り直してもいいんじゃないのかなと思うんですけども、そのあたりのお考えがあったら教えてください。

○山出教育委員会事務局副局長 先ほど申し上げましたように、全市で統一したバージョンとしてはこういう形になります。

そのほかにも、もちろんこの冊子を説明するに当たりまして個別に課題になっているところを説明させていただいたり、例えば教育委員会で、全国の指定都市の教育委員会の協議会とかもございます。そんなところで要望を上げる案件もございます。

もちろん、例えばコベカツなんかでいきますと、コベカツオンリーで文部科学省に協議してというのがありますので、それはいろいろな場所を捉まえて——国家予算要望、全市として出している部分を今回説明させていただいてますけれども、それ以外でもいろいろな機会を捉まえて要望しているのが現状でございます。

○委員（三木しんじろう） ごめんなさい、僕も言葉足らずで申し訳なかったんですけど、全市的な教育委員会関係のものも詳しく資料で他都市は作られているという意味でお話したんで、このことだけを言ってるんじゃないということは御理解いただきたいと思います。

それと、先ほどから出てる要望の内容なんですけれども、これ、僕も見させていただいたら、全国共通的な項目がすごく多いなというふうに感じました。神戸市の教育委員会として、神戸市独自の課題からという観点から、何か分析をしてこの中に入れ込むというような議論があったのか、そういう要望書の作り方というのはどういうプロセスで作られているのか、また先ほど言ったみたいに神戸市独自の課題とか、そういうものに関しての要望というのは入り込んでいるのか、教えてください。

○山出教育委員会事務局副局長 要望書、全市的にまとめるに当たりましては、各局からどういったことを国に要望していきたいのかということを、もちろん要望を取りまとめる行財政局、それから企画調整局のほうに教育委員会の思いとして伝えてまいります。その中で、ある程度精選したような形が今であがっているといえますか、神戸市の中でも重点的に取り組んでいかなければいけないところが圧縮といいますか濃縮されているとお考えいただいたらいいかなと思います。

そういう意味では、その中で神戸市が、神戸市教育委員会として全国に国に要望を上げていきたいときに神戸市からどういった提案をするかというところを事務局内で議論しまして、行財政局、企画調整局のほうに要望事項を上げているという形でございます。

そういう意味で、教育課題というのは結構全国的に共通する課題は確かに多いのかなと思います。その中でも特にコベカツなどにつきましてはもっと細かいところまでを入れたりとか、逆にここで書き切れない部分については個別に要望行ったりという形で、そういう形で、いろいろな形で対応するということになっているところでございます。

○委員（三木しんじろう） 各自治体とかによって都市の構造とか、神戸市独自の都市課題というのもちろんあると思うんですけども。

これを見れば、当然、予算要望ですから財政支援というのがメインになっているわけですが、予算の確保だけでなく、例えば制度とか施策——神戸市の施策を踏まえて行うということを僕は大事だと思いますので、違うところにも入れられているんだということだったらそれでいいんですけども、できればそういう、この資料の中にも入れ込んだものが見れたら各委員の皆さんも分かりやすく理解できるのかなと思いますので、これは要望にさせていただきますので、また御検討いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（徳山敏子） 他にございませんか。

○副委員長（大かわら鈴子） 4ページのところの部活動の地域展開のところでお聞きしたいと思うんですけど、この中で、大会参加に向けた制度の柔軟な運用ということで要望がされているわけなんですけども、エントリーするときですとか、大会参加するということに、今、指導者資格を持っている指導者が必須であると、これが求められているということで、それを柔軟な運用をということで、そういう資格を持っている方がいなくてもという意味であるとは思うんですけども。

ちょっとそもそものところでお聞きしたいんですけど、これ、指導者資格が必須として求められている理由というのはどういうことなんでしょうか。お聞きをします。

○下條教育委員会事務局部長 各競技団体によって、そういった指導者資格を求められている趣旨としては、一定の種目の専門性とか、そのあたりをもって指導に当たってもらいたいという思いからだというふうに思っています。

○副委員長（大かわら鈴子） 専門性が必要であるということが求められているんだと。

教育委員会としては、指導者資格が必ずしも必要ではないと判断したのはどういう理由からなんでしょうか。

○下條教育委員会事務局部長 全ての指導者資格について、それを撤廃してくださいということではなくて、地域クラブがこれから全国的にもいろいろ立ち上がってまいりますので、そういった過渡期において、例えばある程度指導者資格の取得の期限をやや猶予をいただくとか、取得しなければいけない指導者資格のランクなどがありますので、ランクに応じてそれぞれ受講料が変わってまいりますので、そういったところの配慮をいただきたい、そういったことで要望したいと思っています。

○副委員長（大かわら鈴子） じゃあ、資格がなくてもエントリーできるとか、そういうことではないんですね。費用の負担のこととか期間のこととかということですね。

○下條教育委員会事務局部長 それぞれの大会によって、主催団体がされる大会によって求められる指導者資格があったりとかなかったりとか。例えば中体連の大会であれば、一般の地域クラブであれば指導者資格は要りますけれども、認定された地域クラブであれば指導者資格は要らなくて、一定の研修を受ければいいですよというようなこともありますので、そのあたりは開催される大会とか、そのあたりによって変わってくるかなというふうに思っています。

○副委員長（大かわら鈴子） 私もちっとそのあたりがちっとよく分からなくて、日本スポーツ協会の公認スポーツ指導者資格の概要のところを見せていただいたんですけども、その公認スポーツ指導者とはということでは、スポーツの価値やスポーツの未来への責任を自覚し、プレーヤーズセンタードの考え方の下に暴力やハラスメントなどあらゆる反倫理的行為を排除し、常に自らも学び続けながらプレーヤーの成長を支援することを通して、豊かなスポーツ文化の創造やスポーツの社会的価値を高めることに貢献できる者、ということが書かれているんですね。

まあ、それはそのとおりやなと、大事なことやなと思いました。それから、先ほど言われてたコーチ1の資格のところですね。これ、基礎的なもののようなんですが、ここを見ると、地域スポーツクラブ・スポーツ少年団・学校運動部活動等でのコーチングスタッフとして、基礎的な知識・技能に基づき、安全で効果的な活動を提供する方のための資格です、というようなことで書かれているんですね。

資格を取る、取らないにかかわらず、ここ、言われていること、求められていることというのは、すごく大事なことやというふうに思うんですね。大会参加を目指すということだけではなく

て、基礎的な知識とか技能に基づいて安全で効果的な活動を提供するということについては、本当に、ああ、これは重要であるなと思うんですけども、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

- 下條教育委員会事務局部長** おっしゃるように、コベカツクラブを指導される指導者については、そういった形で子供たちを指導するに当たって必要な技術とか、基本的なことについては身につけてほしいと思ってございまして、コベカツクラブを始めるに当たって我々のほうで指定している研修、この中にもそういった要素は盛り込んでございますし、コベカツクラブの在り方についての方針の中でも、そういった形で子供たちに指導する際に必要となる資格の点については取得することを促しているということでございます。

ただ、大会参加をするに当たって、どこまでのレベル感の指導者資格が要するのかとか、そういったところについて柔軟な運用をお願いしたいということを今回お願いするものでございます。

- 副委員長（大かわら鈴子）** そういう点での柔軟な扱いというのでは分かりました。

私、ちょっとこれを、柔軟な扱いのところで不安になったのが、指導者の在り方ですとか役割ですとか、そういうところが曖昧になってはならないなということを思ったんですね。ちょっとその辺で疑問に思ったのでお聞きをさせてもらっているんです。

これまでの部活動の経緯なんかを見ますと、1979年に中学の部活の全国大会参加解禁されたというのを見ました。中には、競技選手を育てるかのような、そういう長時間の練習ですとか、対外試合が雪だるま式に増えてきたと、そういう問題も途中で指摘をされてきたという経緯があります。

こういう経緯があるからこそ、私たちも繰り返し求めてきた教育的な位置づけであるとか、こういうことは大事だというふうに思いますし、資格のありなしということだけじゃなくて、指導者の在り方について、先ほども言いましたが、曖昧になってはいけないというふうに思っているんですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

- 下條教育委員会事務局部長** この点につきましては、かねてより御答弁させていただいているように、指導者が子供たちに安全にきちんと教える、指導するということは非常に重要なことだと思ってございますので、そういったことでも、我々、研修の中でそういった要素をしっかり盛り込んでいきたいというふうに思っております。

そういった中で研修をしっかりと受講した指導者だけが指導ができるというようなことで制度設計してございますので、こういったところはコベカツクラブでもしっかりと徹底してまいりたいというふうに考えてございます。

- 副委員長（大かわら鈴子）** ぜひそれを徹底していただきたいと思うんですけども、ちょっとそれで資料を頂きました。言われている研修内容なんですね。それも見せていただいたんですが、例えばさっき私がちょっと事例で出した指導の仕方のコーチ1のところで見ましたら、ホームページ見てましたら、大体家庭での学習も含めて15時間ぐらいは研修をする、必要なんだというようなことも書かれてたんですね。

基礎的な安全なところを身につけて、それを運営できるようにするには、それぐらいの時間をかけての勉強をするんだということが書いてあったんですが、ちょっとこちらの、今、教育委員会が示されている研修内容を見ましたら、全体で約100分であるということで、その中身についても見ていたら、ちょっとなかなか時間がタイトなんですね。大事な内容、中身が書かれているんですけど、なかなかタイトですと。

例えば部活動の地域展開、中学生の指導に当たり配慮すべき事項ということで、内容としては地域展開のことや指導者として配慮すべき事項やとか、それから特別な支援を必要とする生徒の特性理解や合理的配慮、そして指導者としての関わり方ということが内容になっているんですけども、これ、僅か20分なんです。これ、20分で学び切れるのかなというふうに、特にいろんな生徒さんがいてはって、ここで特別な理解、合理的配慮が必要な生徒さんに対してのことも学ぼうわけですけども、ちょっと短いのではないのかな、これでしっかりと理解をしていただけるのかなというふうに心配をするんですが、そのあたりはどうなのでしょう。

○下條教育委員会事務局部長 4つの項目で合計100分というのは御指摘のとおりでございまして、この中に必要な要素というのは盛り込んでいっているというふうに考えてございます。

また、指導者が全員、これをちゃんと理解したのかというところについても確認のテストを行っていく、これが全員が100点を取らないといけませんよということで御案内をしているところでございます。

また、あわせて、昨年度であれば神戸市スポーツ協会がコベカツクラブも対象として、例えば怒らない指導の在り方とか、そういったいろんな競技種目に応じた研修であるとか、コベカツクラブの皆さんに聞いていただきたいような研修、こんなことも御案内をしておりますので、いろいろなものをコベカツクラブには学んでいただきたいなというふうに思っております。

○副委員長（大かわら鈴子） いろんなことを学んでいただく、それは中身全部大事なことですからね。ちょっと時間、やっぱり短いのではないのでしょうか。

先ほど言いました特別な支援を必要とする生徒さんへの対応なんていうたら、例えばこういうふうな反応があったらこういうふうに対応が必要ですよみたいなこと、ケーススタディーなんかも含めて、そういうところをやっていかなないとなかなか理解できるとか適切な対応につながるとかというところが学びにくいのではないかなというふうに思うんですけども、この20分、この配分見てみたら、数分とか10分以内とか、そんなんになってしまうと思うんですけども、どうでしょうか。それでしっかりと身につくのでしょうか。

○下條教育委員会事務局部長 我々としては、研修の内容については必要な要素を盛り込んでいるというふうに考えてございます。

また、個別の案件で、例えば中学生に対してどういうふうに指導したらいいのだろうか、一般的なお話などで多分指導者の中で困ることが出てくるかと思えますけれども、こういったところについては、例えばコベカツクラブには中学校と連携してやっていきたいと思いますということで御案内もしておりますので、学校と連携の中でもどういうふうに指導したらいいのか、こういったことの指導助言なども踏まえながら適正に運営していただきたいなというふうに考えてございます。

○副委員長（大かわら鈴子） あまりお聞きしたい答弁ではないんですけども、まずこの時間配分では、さらっと表面なだけでになってしまうんじゃないかなというふうに思います。

次の安全管理についても11分なんです。ここの内容としては、救命及び事故やけが発生した際の対応などということで11分なんです。これは、救命、事故・けが対応、学べるのでしょうか、11分で。

○下條教育委員会事務局部長 繰り返しになって申し訳ないんですけども、研修の中には学んでいただきたい必要な要素というのは盛り込んでございます。

また、これとは別に熱中症対策、こういったこともございますけれども、こういった特出しで

また研修もしていただきたいと思ってございまして、できるだけ——できるだけというか、しっかりと学んでいただける内容にしておるということでございますけれども、今後、これが必ずしもこの研修で確定というわけではなくて、今後、あるいは更新とか、そういったことも含めて検討していきたいと考えてございます。

○副委員長（大かわら鈴子） 今言われた熱中症も17分しかないんですね。これでメカニズムから予防から対応から全部を学べということになっておるんですね。

私も、ほんまに先ほどの救命救急の分についても11分で、言うたら皆さんがCPRを完璧に身につけてて、その上で子供たちだから、こういう球技があったりとか、いろんな競技があるでしょう、その特性がこうだからここに気をつけなさいとかというところを絞って、ポイントを絞ってできる、そういう研修ができるというのであっても短いと思うんです。それは無理やなと思うんですけれども。

命に関わることであるとかというのは、本当にしっかりとやっておかないと、取り返しがつきませんからね。そういうところで、私、もうちょっと時間を配分——全体ですよ——見直す。幾ら最後にテストするからといって、さらっとしか学んでいないものをテストで何回もやってあかんかったからもう1回ということにはなかなか難しいと思うんですけれども、きちんとこういうところは指導者の方に学んでいただくということでは、もうちょっと充実をさせるべきではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○下條教育委員会事務局部長 先ほども申し上げましたけれども、研修の内容については、必要な更新などはもちろんしてまいりたいと考えてございますし、この研修にかかわらず、コベカツクラブに学んでいただきたい内容というのはしっかりと周知してまいりたいというふうに考えてございます。

○副委員長（大かわら鈴子） でも、大事なところを研修の項目として挙げて、内容としてももうメニュー化されているんですね。ここを充実して、まずこれをしっかりと学んでいくこと、この研修を受けていただくことというのがまず最初として大事やと思うんです。だから、ここを充実させるべきで、ほかの機会があるから、ほかの機会があるからというのではなくて、ここ、しっかりと充実をさせていくということが子供たちの安全にも命を守ることにもつながりますし、それからいろいろ配慮すべき、そういう生徒さんもみんなが参加できる、そういう活動になるということを保障するという意味でも重要やったと思うんですけれども、この100分では短いではないですか。もっときちんと充実させて、しっかりと学べるという機会にするべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○田尾教育次長 委員のおっしゃることもごもっともだというふうに思っております。

今、こちらのほうで準備をしている100分の研修につきましては、本当に1,100のコベカツクラブの皆さんに共通して学んでいただきたいことということで準備をさせていただいております。

また、コベカツクラブも様々なクラブがございまして、そのクラブの活動の状況、あるいは内容、そしてそれから参加する子供たちの状況、それぞれ個々に特徴があると思いますので、そのクラブ特有のもう少し深めていかないといけないような内容というのは当然あるかと思います。そういったこともこちらのほうで事務局としても御相談に応じながら、どういった研修を深めていっていただく必要があるのかということも今後考えていきたいと思っておりますし、個々の子供たちの対応につきましては、先ほど部長のほうからも御答弁申し上げましたけれども、学校としっかりと連携しながら支えていけたらというふうに思っております。

以上です。

- 副委員長（大かわら鈴子） 当然、学校との連携なんかはもちろん必要ですし、そこは十分に取っていただかなければいけないと思うんですけども、やっぱり指導者の方が、先ほど言ってたどいう役割を果たしていただくか、どういうところを視点として持っていただくかというところは、ここでしっかりと学ぶという位置づけを教育委員会としてされているわけですから、ここをぜひ充実させていただきたい。

ちょっと私もこの100分見てみたいなというふうに思います。どんな内容なのか、思うんですけども、やっぱりこれ、きちんと学べる、そしてそれが子供たちのためにもなりますし、安全を確保することにもなりますので、ぜひ充実させていただきたいということを要望しておきます。

以上です。

- 委員長（徳山敏子） 他に。

（なし）

- 委員長（徳山敏子） それでは、次に、報告事項、工事請負契約の締結についてのうち、教育委員会関係分について御質疑はございませんか。

（なし）

- 委員長（徳山敏子） では、この際、教育委員会の所管事項について御質疑はございませんか。

- 委員（山下てんせい） では、まず前半でコベカツの質問が多かったなというふうに思いますが、非常にこれからお話しする話は昭和な話で恐縮なんですけど、先日、青少協の会議に参加させていただく機会がありまして、今回、コベカツをすることによって、運動部はいいんですよ、比較的どこにでもありますので。自分の通っている学校、あるいは近くに競技があるのでね。

コベカツの議論をするときに割と運動系の競技が中心になっているというふうに思っていたんですが、逆に言うと、コベカツというものが始まることで校区というものの概念がちょっとなくなって、事実上、生徒さんが神戸市内のあちこちに行き交うというふうなことが起こり得るわけでございます。

特に、傾向として、文化系の競技、文化系の部活なんかはその傾向が強いということで、ある委員の方が、ああ、やっぱり文化系の子は町なかの学校に集まっちゃうんだねみたいなことをおっしゃっていたんですけど。

そこで心配になってくるのが、いわゆる自分の家から大分離れたところまで、会場まで通うことになるわけですね。言わば習い事になる。会場の中での安全保持とか安全保障というのは、コベカツの団体さんが保障してくれると思うんですけど、移動している間の安全保障は一体誰がしてくれるんだろうかというふうなことをちょっと心配になったので、この際、質問させていただこうと思うんですが。

まずもってちょっとお伺いしたいんですが、今、神戸市における非行少年・非行少女の傾向について、何か傾向がありましたら教えてください。

- 西川教育委員会事務局部長 非行の傾向ということでございますけれども、大きな全般的な流れとしまして、コロナ禍のときには一旦減少に落ち込んだんです。コロナ禍以降、ここ令和5年、6年、7年ぐらいに少し増加傾向に転じて、今少し懸念して対策を取っていかなあかんなど、そういう状況でございます。

- 委員（山下てんせい） それではお伺いします。

非行行為の傾向なんですけど、例えばいわゆる恐喝行為、あるいはいわゆる窃盗行為、いろいろ

あると思うんですけれども、何か取り立てて多い傾向等がありましたら教えてください。

- 西川教育委員会事務局部長 細かい数字にはなるんですけれども、やはりいじめの認知件数が一裏返して言いますと、我々が気を配って見ているというふうなことも含めまして、いじめの認知件数はやはり増えてきておる状態でございます。そのほかにも、校外での問題行動もやや増加傾向になってございます。

- 委員（山下てんせい） 細かいことは分かりませんか。いわゆる恐喝行為とか、あるいは窃盗行為とか、あるいはその他いろいろ考えられると思うんですけど、細かいこと、何か分かりませんか。

- 福本教育長 私もコベカツ開始に当たって青少協の方々とよくお話をさせていただきます。そのときによく言われたのは、部活がなくなったら荒れるだろうと。これは、完全な誤りでございます。これは、私の経験上言っても、当時、部活動で引っ張らなくてはいけなかった生徒がたくさんいたことは事実でございますが、先ほど述べましたように、コロナ禍ぐらいを経て、もう子供たちは自分たちそれぞれで考えて動くようになっております。今、町なかを見ていただいたら分かりますように、子供たちの格好も自由になっています。これを見てすぐに非行なんだということでもありませんし、よく言われる子供たち同士の恐喝であるとか暴力であるとか、こういうようなことについては昔に比べれば学校内でも激減しておりますし。

ただ、見えない非行、先ほどのいじめじゃないですけど、そういうふうなことの問題点は起こりますが、コベカツをやる、子供たちの交流範囲が広がる、それは直ちに何か大きな非行につながるのかということではないですし、またそれを子供たちは今後のこれからの社会はそういう社会で生きていくわけですから、それはきちっと大人たちが指導していくべきだと思いますし、そのあたり、私も青少協の方々とこの間、議論を重ねてきたところでございます。

- 委員（山下てんせい） いや、福本教育長、そういうことが問いたいわけではなく、私どもが懸念していることというのは、いわゆる何の落ち度もない、コベカツに通っている子供たちが巻き込まれる危険性のことを言っているのでございます。

なので、まず神戸の非行の傾向を伺ったんですが、これはいわゆる神戸の中学生のみならず、非行行為を行うのは別に高校生も行いますし、成人だって行います。当然、そういった言わばおとなしいタイプのお子さんを狙ってそういった犯行に及ぶような、そこを狙い打ちにするような人間が1人、2人でもいるならば、それに対してしっかりと対策をするということが当然必要だと思うんです。

そこでお伺いしたいんですが、昔はいわゆる補導とか、警察官によるパトロールなのか、学校の先生によるパトロールなのかは分かりませんが、いわゆる補導行為というものも結構昔は頻繁に行われていたんですけど、最近はそういったことをあまりされていないというか、事件になってから初めて発覚するみたいなことがすごく多くて、昔はそういったところというのもある程度重点的に行われていたような気がするんですけれども、これは教育委員会としての方針としては恐らく働き方云々というのがありますので最近補導という行為もやってないかもしれないんですけど、一応念のためお伺いしておきます。生徒さんの補導等に関しての考え方をお願いします。

- 西川教育委員会事務局部長 補導行為でございますけれども、青少年育成センターがございまして、そこに各中学校区にお一人、補導員という役割で補導中心に回っていただいている方がいらっしゃいます。

加えて、少年サポートセンター——県警の直営機関であるサポートセンターの職員と、それから児童生徒課の指導主事も含めまして、合同補導でありますとか広域補導でありますとか、そういう補導活動に積極的には回らせていただいております。

○委員（山下てんせい） 私が申し上げたいのは、まさにそういうところでございまして、要は校区という範囲がある程度子どもの行動範囲になっていたと思うんですね。私もやっぱり中学生ぐらいまでは——私は、中学校から私立に行った口なので、もう中学校のときからバスに乗って電車に乗って遠いところまで行ってたんですけど、恥ずかしながら結構取られました。私も結構昔はやられた口だったんで。

当時は、でも、それは、いわゆる不良と言われる学生さんも多かった時代ですので、それがあ
る意味大っぴらに行われていたということはあるんですけども、最近はどっちかというとな
が非常に見えなくなっているような気がします。密室化しているというふうな考え方ですかね。
そういったところがやはり心配だなと思って。

当然ながら、町なかにおけるパトロール、あるいは補導行為というものを一層強化していただ
きたいと。コベカツ実施後は、特にそういったところを重点的に行っていただきたいと思うん
ですけれども、いかがでしょうか。

○下條教育委員会事務局部長 先ほど御紹介のありました指導員が各校区内巡回した上で、今必要
に応じて各中学校のほうの校長先生とも情報を共有しながら取組を進めてますので、そういった
事案があれば早期に対応していくと、そういったことで対応していきたいというふうに考えてご
ざいます。

○委員（山下てんせい） ありがとうございます。

もう本当に究極の話でいうと、社会人であれば労災という制度がありますので、コベカツで教
室に行くまでの間は、その間に起こった事故とか事件に対する保険に入っていたきたいぐらい
のレベルなんですけれども。

これは、各家庭の任意の行動になろうかと思いますので、それに関してはそこまでとは申し上
げませんが、ただ、未然に神戸市として、教育委員会として、しっかりとそういったところ
に手を打っていただくということは、コベカツを問題なく運営していく上で非常に大切な視点
ではないかと思います。

私もこの質問をさせていただくに当たって事前にいろいろ伺ったんですけど、まだやはりそう
いった危機管理の部分が足りないなと思いましたので、ぜひそういったところも考慮に入れて運
営していただきたいと要望します。

続きまして、2点目の質問なんですが、このたび、夏休みの毎日新聞読書感想文全国コンク
ールの課題図書、小学校中学年の部の課題図書に、我が市で非常に有名な小学生農家の新宅佑輔君
が取り組んだ「おいしいお米をつくりたい！ ゆうちゃん、小学生で農家に弟子入りしました」と
いう本が課題図書に選ばれました。その件について、率直に何かコメントいただけますでしょ
うか。

○田中教育委員会事務局部長 ゆうちゃんの本については私も読ませていただきまして、それから
取り組んでいる学校の様子も聞かせていただいて、それが今、学校の1つの伝統のようにつな
がっていくのかなと思っております。

そういった取組、子供たちの好きがまたそういう形で展開していくことというのには応援する
気持ちもありますし、ぜひ多くの子供たちに読んでほしいなと思っております。

○委員（山下てんせい） 非常に誉れなことだなと思います。これは、ゆうちゃんの本が全国に並ぶんだと思ったらちょっとわくわくしますけれども。

やはり神戸市のお膝元の子供たちには、ぜひこれ、神戸の小学校、神戸の君たちと同じ小学校で学んだ、あるいは神戸市の小学校で学んだ子のことをテーマにした本なんだよということをぜひ周知してもらいたいんですけども、いかがでしょうか。

○田中教育委員会事務局部長 毎年、課題図書については周知しているところですけども、より一層、神戸の子供のことだよということで、委員おっしゃるように周知してまいりたいと思います。

○委員（山下てんせい） ありがとうございます。

神戸市西区のことを申し上げましたら、これは非常に、将来的にもう米作りの農家は本当に少なくなっている中、全く逆の小学生がこのチャレンジをしたということに関して、あるいは関わっている方にもいろいろお話伺っているんですけども、本当にこれは西区の希望なんですね。ですから、こういったことを契機としてですね。

あるいは、私、今回の委員会で何度か小学校のビオトープの整備、あるいはそこで農業体験をするということを紹介させていただきました。今後、こういった取組を神戸市のほうでは重点的に進めていただきたいなと思うんですけども、そちらのほうの方針はいかがに、どのようなになっているでしょうか。

○田中教育委員会事務局部長 昨年度、ビオトープのことを話題にしまして、各学校園には今あるものを整備していくことに対して一定の支援なり予算といったところで相談に乗りますということとを今年度も引き続き周知しておりますので、そういったところで応援できるようにしてまいりたいと思います。

○委員（山下てんせい） ありがとうございます。

その辺の環境は非常に整ったなと思っていて、できれば、活動自体のほう、活動母体のほうにもお力添えをいただければと思います。これはちょっと要望とさせていただきたいと思います。

あとは、こういった第2のゆうちゃんじゃないですけども、こういった取組に興味を持っていただける人が一人でも多く現れることをお祈りして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○委員長（徳山敏子） 他にございませんか。

○委員（さとうまちこ） お願いします。

ちょっと初めに、コベカツの楽器の寄附というのをやっていると思うんですけど、そのあたりって集まったんでしょうか。もし集まってないとしたら、もうちょっと広報が足りないのかなと。これはまた保護者の方に言われているので、ちょっとそのあたりも力を入れていただきたいと思います。

もう1つなんですけど、市内の保護者から朝の見守りの人材が足りないというようにお声を聞いています。明石にはスクールガードというものがあって登録者は3,300人、企業も参加しているようで、登下校の見守りをしっかりやれているようなので、こちらも御参考まで。保護者にしわ寄せが非常にかかっているようなので、そのあたりも御配慮いただけたらなと思います。

本題なんですけれども、いじめ撲滅のために様々な対策を講じていただいておりますが、依然として教員の資質は大きな課題であると考えております。いじめは、個人間の問題だけではなく、学校の環境づくりや教員の日頃の言動、生徒への接し方も大きく影響すると考えております。

現在、教員に対して、どのようないじめ対応研修や、生徒理解、学級経営に関する研修を実施

しているのか、また今後、教員の感度や対応力の向上に向け、どのように取り組んでいくのか、見解をお伺いいたします。

- 西川教育委員会事務局部長** 教員のいじめ対応でありますとか対応力の向上に係る研修ということですが、一般教員の生徒指導スキル向上のため、小学校教員向け研修コンテンツを作成、そして配信しております。校内研修の充実を図っております。それから、生徒指導係教員に向けた研修におきましては、小・中学校ともに校内の組織体制の強化に力を入れて取り組んでいまして、研修成果を校内で活用しております。それから、教師力アップ研修と題しまして、教員の児童・生徒理解の能力向上、あるいは学級集団づくり、よりよい人間関係づくりを目指す研修も実施しております。ほかにも、大学教員を講師として学校現場に派遣したり、児童・生徒の問題行動の発生予防、教員の対応力を身につけるための演習形式の研修——スキル演習と呼んでいますけれども、各校で実施しているところでございます。

一方、地域等と連携した取組としまして、神戸いじめ防止フォーラムを毎年開催しております。児童・生徒自身が作成しましたいじめ防止の動画を紹介するなど、効果的な取組を市内の学校へ発信しています。それから、いじめ防止小中地域会議も毎年開催しております。保護者や地域の各代表者ともいじめ防止のために話し合い、スローガンやポスターの制作、挨拶運動などを行っているところでございます。

いずれにしても、いじめの未然防止のため、教員の問題意識を高めるための研修を積極的に実施するとともに、今後も引き続き、いじめ未然防止、それから子供理解、組織での対応、地域多職種の連携を図りまして、教員だけではなくて、児童・生徒や地域・保護者と共にいじめ防止に向けた取組を進めて、教員の問題意識・対応力の向上を図ってまいりたいというふうに考えております。

- 委員（さとうまちこ）** 研修のほうも毎年同じ研修ですかね。これ、毎年同じだとしたら、なかなかいじめというのが減らないということに対しての効果がないんじゃないかなというふうに思います。

先ほど小学校へのというふうに聞きましたけど、よくお聞きするのが中学校での先生のトラブル、こちら、本当によく相談いただいて、変わらない先生というのはなかなか変わらないんだなというふうにちょっと実感することあります。

こっちは、やはりいじめとか不登校とか、学校への報告とか、何が明るみに出たかというのは、先生からの報告というのも多くて、それはそれで素晴らしいことなんですけれども、やはり御相談いただくときにも先生の対応が非常に問題が、細かく詳しくは言わないですけど、非常に問題あるなど。しかも、周りの教頭先生方もそちらをかばっていらっしゃるのかなというふうに感じることもあります。

ただ、そういう対応を生徒とか保護者が見て、やはりあんまりいい影響はないように思っていますので、こちら、もしこれ、毎年のことであまり、やってるだけではないとは思いますが、そしたらすごい効果があったというようなことを集中してやっていかないと時間ももったいないですし、ただただ前年の踏襲じゃなかなかこうやってなくなるかなというふうに思っています。

そして、いじめなくなるために法学授業というのをずっと言っております、これはやっていたいでいいですね。中学校3年生に対しては、非常に手厚い授業のほうをされているというふうに聞いたんですけども、これ、いじめの対応する授業の中でそういったことも盛り込んで

いますというようなことをお聞きしたんですが、またいじめとか増えているということを鑑みると、刑法に抵触するというような考えがまだまだ定着してないなというふうに思うんですが、こちら、今後どういうふうに生徒たちに実感として分かっただけのように、もちろん小学校の低学年から伝えていっていただきたいと思うんですが、そのあたり、今後どれぐらい力を入れようと思っただけしているのか、計画があったら教えてください。

○**西川教育委員会事務局部長** 先ほどの中学校のことも含めてになりますけれども、研修の内容ですけれども、研修の内容は、事例を中心として毎回更新をしていかせていただいています。中学校のほうは、生徒指導担当教員のブロック会という会がそれぞれありまして、そこで出た実践に基づいた事例研修を各校へ持ち帰って更新しながら研修を進めさせていただいております。

法学授業のほうですけれども、以前も御答弁させていただきましたけれども、3年生には法務専門官が作成したビデオを見せておったり、広げていかなくてはいけないなというふうには検討しております。

先生のほうからは、いじめたほうのことをしっかりと罰を与えてというようなことのお話もお伺いしていますので、そのあたりも含めながら双方きちっと指導するような形で、支援するような形で今後とも取り組んでまいりたいなと思っております。

○**委員（さとうまちこ）** 加害者には、加害者にならないように刑法を知っていただいて、これはこういう、言ったら抵触することがあるからやらないでおこうという自分の抑制力ですよ。そういうことを育てていただきたいし、また事案があったときは、被害者じゃなくて加害者を出席停止にすべきですし、もう警察にというのは、連携していただきたいということはお伝えしますが、罰をとというようなことではちょっと、そういうあまり厳しい言い方ではなく、ちゃんと自覚をしてもらい、そしてやらない、そしてもしやっちゃってもちゃんと理解をして、しない、相手の人権を大事にするんだよということまでやっていただきたいんですね。

もう繰り返しお伝えしますが、被害者じゃなくて加害者を出席停止、被害者の安全・安心な学校環境を整えるということは、今できてないと思いますので、ちょっとそのあたりは力を入れて進めていただきたいというふうに思います。

また、いじめ事案について教員や学校が隠蔽したり、重大性を独自に判断して教育委員会への報告を怠った場合、どのような責任やペナルティーがあるのか、再発防止も含め、どのように組織として対応しているのか、お伺いいたします。

○**山出教育委員会事務局副局長** いじめ事案で教員や学校が隠蔽とか独自判断した場合ということですが、基本的に具体的な事案ごとにももちろん対応することになるのは、もう御承知のとおりかと思っております。

そういう意味で、具体事案ごとに状況が大きく異なりますので、仮定の話で適切な答弁になるか分かりませんが、まず大原則として懲戒処分の指針におきまして、いじめの重大事態が生じた場合において児童・生徒間のいじめの実態を把握、あるいはいじめの事実があると疑われる状況を認識しながら適切な対応を怠ったことが明らかで、その程度が悪質である場合につきましては、停職、減給または戒告という形で、指針にも記載して対応しているところでございます。

いずれにしましても、いじめ事案に関連して、今おっしゃっていたような例えば隠蔽であるとか、教職員に非違行為がある、そういう場合は事案ごとにしっかりと調査を行い、厳正に対処していくという形で取り組んでございます。

また、再発防止といいますか、そういうことが起こらないようにということでございますが、

本当、定例的になってしまうかもしれませんが、これまでも綱紀粛正等の通知などにおきまして、いじめだけではないんですけれども、教職員の非違行為を認識した場合に、確実に、かつ迅速に報告するようというのとは徹底しております。

そういう意味では、教育委員会挙げて、各機会を捉まえて、今後ともしっかりと周知しながら対応してまいりたいと思っております。

○委員（さとうまちこ） 教員の方が独自の判断で教育委員会に報告しなかったということをやっとお聞きしたこともあるんですね。でも、私は、いじめが出たのが駄目ということを書いてあるのではなくて、あったらちゃんと報告していただきたいし、その職員間で学校の中でも共有、もちろんして、どんなささいなことでもしっかりとやっていただきたいなと思うんです。

それが、一部の情報で、一部だけの共有になってしまうと、そこだけが判断して、何かもっと深いことになってしまったということ、ちょっとあったので、そのあたりは処分というときついかもしれませんが、いじめ事案があったらどんなことにおいても必ず学校の職員間では確実に共有をして、しっかり教育委員会に上げるということは徹底していただきたいんですね。

それができないというのは、学校の風土とか、そんなことを起こしてしまったのというような、もしかしたら校長の圧もあるかもしれないですし、分からないんですけれども、そういうことではなくて、あったら報告するでいいと思うんですよ。そこをうやむやにするんじゃなくて。そのあたりは、徹底していただきたいなというふうに思います。

こっちの先生は知ってて、すごい大きなことなのに、こっちの先生は知らなかったということがあったので、いや、共有してたらもうちょっと対策もできたんじゃないかなというふうに思いましたので、そのあたりは周知徹底、神戸市内のどの職員の方も知ってると、ちゃんと報告しないと処分ありますよというぐらいのことなのか、普通に報告していただけたらいいと思うので、お願いいたします。

このたび、札幌の旧常盤小学校についてのニュースがありました。札幌市は、公募を行ってシंगाポール系教育企業によるインターナショナルスクール計画を優先交渉権者と選定しというような経緯があって、ちょっと問題に——問題というか、ちょっとトピックに上がっていました。このようなことというのも、神戸市としてはどういうふうに考えておられるのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○都築教育委員会事務局部長 いわゆる規模適正化、再編後の学校跡地ということでまずお答えしたいと思います。

学校跡地をはじめとする市の保有財産については、各種社会課題に対する施策に活用できる重要な資産でもあることから、庁内各部局の利活用要望や財産価値、政策課題等を踏まえ、行財政局を中心に全庁的な観点から、地域の声も踏まえ、総合的に検討を進めて利活用方針を定めるところでございます。

○委員（さとうまちこ） 神戸市でもこういうことがあり得るかもしれないということを前提に、また頭に入れていただいて、廃校利用とか多様な学びという観点から、そういったことも視野に入れておいていただけたらいいのかなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

また、今までもお伝えしてまいりましたが、朝食を抜くと集中力の低下もあり、学力に大きく関わってくることから、朝食を食べてこられなかった子供にパンなどを用意してはどうかという質疑を何回かさせていただきました。

そしたら、昨今、朝食提供に乗り出す自治体も出てまいりました。こちらに関しては、私も全

員に朝食を出したらとは全く思っていないで、それならやはりパンぐらい、長期保存できるようなパンぐらい用意できるんじゃないかなというふうに思ったんですけれども、教育委員会の今の考えをちょっとお聞かせいただけたらと思います。

○**藤井教育委員会事務局副局長** 朝食の重要性は、先ほどもおっしゃっていただきましたし、これまでの答弁でも申し上げてきましたとおりです。

パンの提供について、改めて御提案をいただいたわけですが、全体的なお子さんか、どういう方を抽出するかというのはあるかと思うんですけれども、どうしても学校で提供するとなると、場所の問題も当然あるんですが、そのお子さんのアレルギー対応、それからパンも袋に入ったら大丈夫かという考え方もあるかと思うんですけれども、衛生管理の面、それから提供する、しない、提供の基準など多岐にわたる調整が必要になってこようかと思っています。

それから、特定の児童さんのみへの提供になりますと、公平性の確保、それから毎日なのか週に1回なのか、恒常的な実施になりますと人的な体制の確保というような必要性も出てこようかと思っています。冒頭、朝の登校の見守りのお話もいただきましたけれども、こういう人的な体制の確保なんかも課題かと考えています。

一方で、御案内いただきましたとおり、他都市では一部の自治体で開始しているということも報道等、それからネット等で拝見もさせていただきました。いろいろ工夫はされているやには認識をしておりますので、今申し上げたような課題をどうクリアしているかというのは参考にさせていただくものではあるかと思っています。

ただし、その課題が全て整いますとか、それから前の御議論のときにネグレクトとか、朝食を食べてこられない理由のことにも触れておられたと思いますけれども、そういった観点からしましても、引き続き学校としましては登校後の子供の様子につきましましては、朝食という場面に限らず、児童・生徒の様子を見守りまして、朝食を食べる習慣づくりの必要性も併せて周知、それから児童・生徒の見守りを引き続き継続してまいりたいと考えております。

○**委員（さとうまちこ）** お伝えしたように、ネグレクトですとか、あとどうしても食べられなかった日みたいなことってあると思うんですよね。ネグレクトの場合は、そういったことも引き出してこれるし、見つけれるということもあります。

他都市で朝食とかが週2～3か分からないですけど、シルバーさんとか、いろいろ使われるのか、そういうことを求めているのではなくて、袋の1か月ぐらいまでもつようなパン、そういうものを用意しておいて、備蓄にもなりますから、ローリングストックという意味でも全然私は生かせるんじゃないかと。

公平という観点がありましたが、ある程度のラインまで整えてあげるのが学校の仕事だと思うんですね。皆さん、普通は——普通と言ったらちょっと語弊がありますね——通常は食べてこられます。だけど、やっぱりネグレクトで見えないところで食べてこられない子供に関しては、そのときはおなか減ってるんですから、おなかをいっぱいにして、ちょっとだけでもおなかをいっぱいにしてあげたいという思いから、これは何とか。できない理由って山ほどあってできないということになるかもしれないんですけれども、やれる方向に。今までもありましたから。ほかの自治体とか一部の学校では、食べてない子のために朝食を用意するとかあったので、これに関してはもう何とか実行していただきたいというふうに思います。

アレルギーは、やっぱり最初に調べていただくしかないと思う。小麦とかはね。そうなるんですけれども、そういう、どうやったらできるのかというふうに考えていただけるとありがたいで

す。よろしくお願いします。

憲法の学習についてです。

いじめ防止のためにでもある法学授業ということで、中学3年生への授業、していただいているということは先ほどもお伝えしましたが、憲法についても踏み込んでいただきたいと思います。

今ある社会の問題の多くは、基本的人権の尊重の意味を教えられていないんじゃないかな、理解していないんじゃないかと感じます。国民主権、基本的人権の尊重、平和主義と、三大原理を言葉や意味だけ、テスト用に消化するんじゃないなくて、身近な生活の中でどう生かされて、どう重要になってくるのかなど、事例を挙げながら生徒に考えさせて、生徒たちが実感できるように工夫しながら積極的に力を入れていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○**田中教育委員会事務局部長** 日本国憲法については、主に小学校では6年生、中学校では3年生の社会科の授業で取り上げています。

委員がおっしゃっていましたように、小学校では3つの基本原則、それから国会や内閣、裁判所の働きなど、中学校では三権分立の仕組みやその重要性、また環境権やプライバシーの権利といった現代社会における課題についても今学んでいます。

例えば小学校6年生でしたら、高齢者の施設の生活支援講座などの写真も掲載されていたり、イラストで権利を示したりして、子供たちがそこから調べ学習に進んでいくというような仕組みで、含めていくような形も取っております。

さらに、中学校では、社会的に弱いと言われている立場の方々が憲法の規定が主張の支えになっているんだということを理解しながら、例えば子どもの権利条約もそう、それから大人の働き方改革もそうなんですけども、それぞれの権利について事例を挙げて比較的詳しく取り上げているんじゃないかなと思っております。

条文もやや難しい言い回しのために、取り扱う教員は、より身近な事例を取り上げて授業づくりを工夫している、今まさに議員がおっしゃったとおりの工夫が必要なんではないかなと思っております。

集団生活の中で憲法の精神を学ぶことは、いじめを許さない姿勢とか、それから困難を抱える他者と支え合う規範意識の醸成に直結することから、単なる知識の習得に終わることなく、日々の学校生活や身近な社会課題と結びつけることで、個人の尊厳を守る意識の醸成、多様性の尊重など、社会で生きていく上でとても大切なことを授業の工夫をもってやっていきたいと考えております。

○**委員（さとうまちこ）** それを最近新しくされたのか、それともそれを何年もやっているのかは分からないんですけども、いじめ事案が出てる限りは、私はあんまり子供たち理解してないなというふうに思っています。

やはりもっと子供たちの学年ごとに理解しやすい内容って幾らでもできると思うんですね。簡単な本とかもたくさん出てます。読ませてる御家庭は読ませてるんでしょうけども、そういうことはやはり学校でしっかり教えていただいて、それはいじめを抜本的になくしていくという1つの材料にもなると思いますので、今おっしゃったような感じで授業を受けてるとすると、私、もうちょっと入ってこないんじゃないかなというふうにも思いました。それは、もうちょっと身近に、例えば事例出して、これ、すごく相手の人権を尊重してないよと、自分のことしか考えてないというようなことというのをしっかりと教えていつていただきたいと思います。よろしくお願いします。

そして、障害を持つお子さんへの行政支援についてです。

こちらなんですけれども、様々な支援があって、もちろん福祉の仕事でもありますし、就学前にお母さま方も知って、保護者の方も知っているようなことかもしれないんですけども、知らなかったから支援を受けられなかったとか、あと進学に対しての不安というのがあって、特別支援学校高等部卒業は高卒資格にはならないけれども大学受験ができるとか、そういういろんなことがあります。

最近、障害者の学生に理解の深い大学もあったりしているんですけども、そういった気がつかないような事例というか、たくさんあるようなんですよ、どうもお聞きすると。なので、そういったことを福祉とも連携しながら、じゃあ今のうちにこういう情報、それをお渡ししていたら、お母様も、保護者の方も楽ですし、いろんな希望が見えてくると思いますので、そのあたりをちょっと何とか一覧にして可視化して、チラシじゃないですけど——不登校になったらどうしようというようなことも一覧にしてすごく分かりやすくしていただきました。ああいうふうに福祉の支援というのもしっかりお伝え、教育委員会のほうでもお伝えしていただきたいなと思います。

ごめんなさい、最後です。

個別最適な学習、しっかり進めていただいていると思います。今の進捗、分からないんですけども、ホームページのほうにも出ているとは思いますが、これではなかなか私、弱いんじゃないかなと思っています。

何でもかといったら、これ、わざわざ検索せな出てこないからなんですね。教育委員会って検索しても、普通のトップページになっています。いじめに関しても、不登校事案に関しても、すごく大きな力を発揮しそうな個別最適な学習に関しては、もっともっと打ち出していきたいんですよ。やってますという文章とか、ちょっとした絵では、保護者の方は何が問題なのかも分からないし、見てどう変わったのかも分からないという状態だと思うんですよ。

実際、みんな理解していただけてないです、周りの保護者の方に聞いても。もうちょっと打ち出していきたい。例えばホームページのトップに、こういうふうに神戸市は教育やってますというようなことを、前々からお伝えはしてるんですけども、もうちょっと分かりやすく打ち出していただけないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○田中教育委員会事務局部長 前回もそのように御要望いただいていた。

今、子供が主役のこれからの学びについては、まさに今年度の学校訪問が始まり、また1人1人の教員の授業を主事が見て、観察しながら助言や研修を行っているところで、昨年1年間やってきましたら、保護者からの声もあり、疑問、質問も含め、また学校現場の課題も見つかってまいりましたので、まず今月の教育委員会だよりは、非常にコンパクトにまとめたものなんですけれども——まだ今、ホームページには上がってないんですが、掲載しています。なぜ授業を変えるのか、それから目指すのはどんな授業かということを非常にコンパクトにまとめているんですが、これを皮切りに、以前から議員が言っていたように、今こんなふうにな変わっていくこうとするんだということを、昨年度得た成果、それから見えてきた課題、保護者の疑問や質問などにも答えるような形で打ち出していきたいなと思っておりまますので、もうしばらくお時間いただきたいなと思っています。

○委員（さとうまちこ） ありがとうございます。

とにかく不登校児童数、今も出ておりまして、もう数でいったら、本当誤差では話が済まない

という数です。本当に大きな問題で、1人1人の生徒の後ろに保護者の方とか御家族、友人の方がたくさん心配している、非常に毎日、毎日、戦いのような状況、環境だと思うんですね。そこにリーチしようと思ったら、これから神戸市の教育が変わるということをどんと誰にでも分かるように打ち出していただきたいし、今、不登校でいらっしゃる御家庭にもできた際にはこういうふうになるから来てみてとか来てみるとかというお声がけぐらいできるようなふうに、インパクトがあり、そして皆さんに通じやすいような広報をしっかりと周知していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（徳山敏子） 他に。

○委員（やのこうじ） 2つちょっとお願いしたいことがあるんですけども、まず1点目は、今年採用された新規の先生方や2年目、3年目の若い経験の先生方を教育委員会がイニシアチブを取りながら守っていただきたいということが1点目です。

これは、ゴールデンウィークの後半にちょっとニュースを見ておりましたら、退職の代行業者のお電話が鳴りやまないというニュースをちょっと目にしまして、神戸市でも以前に実際に代行業者をお願いして辞められた方や、もう4月の時点で辞めた新規採用の方がいるということを目にしております。

せっかく神戸、手を挙げて採用されたわけですから、その人材をしっかり守るということ、もちろん学校現場もOJT中心にやってくれていると思いますけども、その辺の人材確保を頑張っていたきたいと思います。

もう1つは、多種教職員の加配があると思います。加配というのは、学校多忙化の中で4月からつくよと決まったら、これはもう本当にありがたいことなんですけれども。

新規採用の先生方は、ちょっと風課長にお調べしていただいたら、今のところ、早期退職はゼロと聞いて安心をしているところなんですけども、加配に関してはちょっとお休みもあるというふうに耳にしております。

ある小学校では、学年の理科を、全クラスの理科を担当している加配の先生方がちょっと残念ながらお休みになっておると。理科の加配というのは、非常に実験とかもありますので、つくと本当にありがたい加配なんです。様々な加配がありますけども、例えば1か月以上休むとかも分かっている場合は、学校ともやり取りをしてくださっていると思いますけども、長期欠席の場合は速やかに次の人材を学校に配置いただきたいと思うんですけども、その辺のことはもう御承知の上で取り組んでいるということですのでよろしかったでしょうか。

○山出教育委員会事務局副局長 2点ございました。

1点目、新規採用2～3年目の教員を守ってほしいという点につきましては、本当に我々も何とかその人たちが立派になっていただいて将来の教育を支えていただける人材になっていただけるよう、最大支援していきたいと考えてございます。

そういう意味で、産業保健体制のほうも特に昨年度、今年度と充実しまして、また今年度には常勤の産業医の方にも1名ついていたいただいたり、心理職——これはちょっと人材派遣をお願いしているんですが、この人にも来ていただきまして、心理面からもサポートできるような形、それから昨年度からの保健師も5名の体制を組みまして、特に新規採用につきましては昨年度から全員——希望されない方は別ですけども——面談をしながらも支えていくという取組をしてございます。

また、このあたりで状況、それから原因とかも分析をしながら、打てる手をどんどん打っていききたいというふうに考えているところでございます。

一方、加配で休まれている方がいらっしゃるというところでございますが、加配教員に限らずのことなんですけれども、もう本当、担任持たれて休まれている方とかもいらっしゃるかと思います。いずれにしても、これ、午前中の審議の中でもございましたが、欠員になった場合にどういった対応を取れるかというところ、こちらにつきましては学校現場と、それから事務局とがタイアップしながら、できる限りの手を尽くしていきたいと考えておりますので、また引き続き頑張っていきたいと思っております。

- 委員（やのこうじ） 年度途中に担任が不在になるとか、職員がいなくなるというのは、子供たちにとっても大きな損失ですし、学校現場や保護者にも負担になりますので、しっかりと子供たちの最善の利益のためにも、引き続き教育環境の確保をお願いしたいと思っております。

神戸市は、全国に先駆けて教員採用試験のほうも本当によく頑張ってもらっていて、たくさん採用してもらってますし、今年度もまた他市で御活躍されている先生方がちょっと有利な受験体制も計画してくださってます。

いろいろな政令の会とかでも神戸市の取組というのはすごく褒めてもらっておりますので、引き続き採用はするけども人材を守る、そして子供たちに返すという観点で取組をお願いしたいと思っております。1年間、どうもありがとうございました。

- 委員（西 ただす） 少しだけコベカツに関わることを聞きたいんですけど、予特のときに質問したんですけど、経済的負担の問題とか安全の問題とか、機会の均等を確保されてないんじゃないかということで聞いたんですけど、やっぱり気になることがあったので、対応が進んでいるかどうかについてお聞きしたいんです。

1つは、部活以上に夜間の移動が当たり前になる中で、女子生徒などの自転車の移動に不安の声が上がっています。これについて何か対策は考えられたんでしょうか。

質疑のときには、例えば私が言ったのは、地下鉄の海岸線はフリーパスみたいなんやってるわけですけど、コベカツに関してはバスの料金免除なんか、そういったものも考えられないか、そういう形で安心して移動できるようにできないかというようなことを言いましたが、そういったことも含めていかがでしょうか。

そして、もう1つ、やっぱり障害を抱えた生徒の体験格差が起こるんじゃないかということについてなんです。

学校内ならばいろいろと挑戦できたような部活動が、移動が困難になってできなくなってしまうようなケースがないのか、そうならないような対策は考えられているのかということなんです。

以前聞いたときには、オンラインのコベカツもあるというふうに言われたんですけど、やっぱりそれは一部だと思うんですね。それだけだとやっぱり体験格差が広がってしまうんじゃないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

- 下條教育委員会事務局部長 1点目、移動に関することでございますけれども、委員から予特のときに御質問いただきました、交通——市バスですね——につきましては交通局と協議を継続しておるというようなことで、今御紹介できるのは海岸線のフリーパスなどがあるのと、あとは地下鉄でのU-15の、ほぼ定期券の価格で御利用できるというものがあるということでございます。

あわせて、夜間の移動がやはり不安だということもございますので、そういった点につきましては、必要な箇所に、例えば街灯であるとか防犯カメラ、このあたりは関係局とも協議をしながら

ら、どのような対応ができるのかということとはまた引き続きやっていきたいと考えてございます。

障害のある生徒の方の活動機会ということでございますけれども、コベカツに移行することで現在登録されているところ——前回、オンラインのことも御紹介をいたしましたけれども、オンラインにかかわらず、障害のある生徒の受入れを特に表明しているクラブというのも複数ございます。こういったところの紹介もしっかりしていきたいなというふうにもございますし、何より各学校において、例えば美術であれば各学校において自主的な活動なんかも学校の見守りの中でやっていくとか、こういった形で、できるだけ今までやってきた活動が継続できるようなことで考えていきたいと考えてございます。

○委員（西 ただす） 1つ目の移動に関わってのところなんですけども、それは、街灯をつけるとか、カメラつけるというのは、それは大事なことだとは思いますが、北区・西区だけではないと思うんですけども、人通りが少ない、あるいは死角になるようなものが多いというところを保護者としては移動させるというケースが出てくるのは不安ですし、一方で、学童の移動に対しては送迎が今問題になっている、それができないかというような話はしているわけなんですね。

それなのにコベカツでは以前にないようなリスクが生じてしまうということに対して、やっぱりもっと抜本的な対策、遅い時間、今までよりも遅い時間になってしまうというような仕組みをつくってしまったわけですから、もっと踏み込んだことを考えるべきだというふうに思うんですが、いかがですか。

○下條教育委員会事務局部長 コベカツに移行するに当たって、これは文化系にかかわらず、運動系もそうですけれども、できるだけ活動の、特に運動でいきますと活動の充実を図るためには複数校で1つの活動というのが基本になってまいりますので、このあたりはやっぱりある程度移動が生じてしまうなというところはやむを得ないところかなというふうに考えてございます。

また、今現在、グラウンドなど、施設を使うのも目いっぱい使えないというところもございしますので、そういったところを目いっぱい使っていただくという意味で、特に運動系についてはある程度活動時間を延ばすことで活動の充実を図っていくというところかと思っております。

文化系につきましては、できるだけコベカツクラブの皆様には教室を使っていただくことで、できるだけ早い時間のお願いはしてございますけれども、そういったところの充実を図っていくのと、これも繰り返しになりますけれども、各学校においてこれまでやってきた美術の活動であれば、そういったものを学校の中の見守りの中でやっていくとか、あとはオンラインの中でやっていく、またそういった見守りを保護者が例えばコベカツクラブを立ち上げて実施していく、こういったものに我々立ち上げの支援を行っていくと。こういった形で文化系の活動についてもしっかりと充実、支援を図っていききたいと考えてございます。

○委員（西 ただす） それで足りるのかということと、やっぱりそれは個々になると思うんですよね。

やっぱり夜怖いから出ていけないという思いになるというのは当たり前ですし、そもそも今までは授業と続けて学校でやるからということでやったんですけど、1回帰ってからもう1回出てこれるのかということも含めて、学校の先生とかから聞いてたら、それこそコベカツになったら、今大体部活で8割ぐらいの生徒がやってますけど、5割台になるんじゃないかなというふうなことを言われてたんですよね。

そういったことを考えたときに、コベカツに移行して、地域展開でいい内容にするんだと言うんだけど、多くの人にとってマイナスになるんじゃないか、そういった懸念があるところはもっ

と根本的な払拭が必要だというふうに思います。これは、もう指摘しておきます。

もう1つ、先ほど障害を抱えた児童の問題についてなんですけども、さっき障害を抱えた児童に対しての受入れを表明しているところがあるというふうに言われたんですけど、それってどれくらいあるんですかね。

○**下條教育委員会事務局部長** 障害のある生徒受入れを特に表明しているコベカツクラブでございますので、そうではなくても受入れをしていただける団体というのは数多くあると思いますけれども、活動紹介などに紹介をいただいているクラブというのは12クラブございます。

○**委員（西 ただす）** それがちょっと私見てないからどういう表明の仕方が分からないんです。当然、いろんな方が利用できるよということと提案しているということ自体は大事だと思うんですけど。

ただ、先ほど言いましたように、それは、例えば施設の中での対応ができるということに関わっているのかなと思うんですよね。送り迎えとか、そういったところに関わってのことも、それは表明されているんですか。そこはいかがなんでしょうか。

○**下條教育委員会事務局部長** 基本的には、活動場所への移動というのは、各参加する方をお願いしているということでございますので、各コベカツクラブにおいて移動の支援をするということころまでは至っていないというような状況です。

○**委員（西 ただす）** それは、施設の中も大切やというふうに思います。それは、やっぱり障害者差別解消法の中でも施設に対してのことで書かれたりするわけなんですけど。

ちょっとこの今どういうふうな見解になっているのか私分からないので確認するんですけど、障害者差別解消法というのがあって、それ、行政施設、民間も当然あるんですけども、一番初めて出てきているのが教育の分野、特に合理的配慮の提供というふうに考えられているわけなんですけど、今現在、障害はいろんな形であると思うんですよね。身体のこともあるし、例えばどうしてもその場所やないとかんというふうな、そういうこだわりとか、いろんな形は私出てくるというふうに思うんです。そういったことに対してどのように対応していったらいいのかなというものの何かビジョンがあるのかなということ。そしてもう1つは、障害者差別解消法との関わりで、こういったことが合理的配慮でできることがあるんじゃないかなんていうことは考えてらっしゃらないんでしょうか。いかがですか。

○**下條教育委員会事務局部長** すみません、答えになっているのかちょっとあれなんですけれども、各コベカツクラブには広く児童・生徒、受け入れていただくということでお願いしてございますので、参加する生徒なり保護者が指導者とよく話をさせていただく中で、活動方針がどういったものであるのか、こういったところもよく相互に理解をしていただいた上で参加ができるのか、どのような受入れができるのか、このような対応が各クラブごとによって行われるものと考えてございます。

○**委員（西 ただす）** 今の言い方というのは、それぞれの受入れ団体がどうするかということなんですよね。教育委員会としてどういうふうにか考えるのかということを持たなきゃいけないんじゃないかということを私は言ってるんですよね。

いろんな形でコベカツとしてやっていく。私たちは、やっぱり準備ができてないんじゃないかというふうなことを思っているわけなんですけども。国だって地域展開の中で何か障害があるからといって、そこによって何かほかの生徒との差ができてはいけないというようなことを言うてるわけです。であるならば、教育委員会として今考えるべきじゃないかと思うんですけど、それ

についてはどう思われますか。

- 福本教育長** 私たちがコベカツを始めるときに大切にしたいコンセプトのうちに、やはり現状の部活動の限界を知って、できるだけ市民の皆様にも協力を得て、今の多様化する子供たちのニーズに応えたいという、そういう思いがありました。

私の現場の感覚で言いますと、例えば通常学級にもいろんな障害を持った子供さんがおられますし、特別支援学級、特に特別支援学級の子供さんなんかはなかなか参加したくても通常の、ただでも減ってきている学校の部活動ではなかなか参加できないこともありました。そういう中で、ここをコベカツにすることで、いろんなことが、可能性が広がるんじゃないかと。

これは、別に、これだけ大きな規模でやりますので、今、例えばとても素晴らしい指導者の下にいて、それがコベカツに変わったから自分が損したとか、そういうケースって出てくると思います、確かに。これが全部ではないかもしれないですけど、コベカツは、やはり子供たちが放課後、もしくは自分の空いている休日にどう過ごすかというのを市民みんなで考えてください、その中で、障害を持つ子供であったり、様々な可能性を持つ子供たちをどうやって広げていくかと、そういうコンセプトを持って我々もしたいと思いましたので、これが今、先生の言っていることにダイレクトにつながるかどうか分かりませんが、少なくとも今の現状で例えば特別支援学級の子供が参加するようになったときに比べれば、あとはそこまでの配送であったり、バスの問題等あるかもしれませんが、可能性を広げるという、そういう思いでスタートしたということは間違いないと、それは言えると思います。

- 委員（西 ただす）** これ以上返ってこないのかなと正直思いました。今言われたことは、正直私が言っていることに正面から答えているとは私は感じません。コベカツで新しい可能性が生まれるということ自体は否定はしません。しかし、今一番大変な子供たちで、しかもそこをやっぱり何とかほかの生徒たちと同じようにというようにことを、やっぱり国でも言っている。それに対しての準備でいろいろほんまやったら今考えていかんとあかんという中で、ただやっぱり神戸市は急いでやろうとしているという中で、やっぱりこぼれ落ちていくものがあるんじゃないかなというふうに心配しています。

やっぱり、市民の皆さんと一緒に考える、それ自体は言葉の響きとしてはいいですよ。でもやっぱり教育の中で、コベカツの条例の中でも書いたじゃないですか。教育の一環としての部活動ではなくなったけど、コベカツもそういった位置づけでしていくということであるならば、やっぱり公の責任というのをもうちょっと示しながら、具体的なことをもっと考えていただきたいというふうに思います。

以上です。

- 委員長（徳山敏子）** 他にございませんか。

- 委員（さとうまちこ）** すみません、コベカツについてです。先ほど保護者見守りの中でコベカツを立ち上げるというような発言があったかと思うんですけど、もうちょっとどういう意味なのか、これは団体を3人でつくって、言ったら通常のコベカツの規定でやっていくということですか。どういう。

- 下條教育委員会事務局部長** 先ほど答弁で申し上げたのは、これは既にほかのコベカツクラブでもございますけれども、コベカツ——子供たちがしたい活動を聞きながら、それを地域の方々がコベカツクラブとして立ち上げて見守ると、そういった団体ございますので、そういった中で、例えば文化的な活動なんかも見守っていただく、こういうコベカツクラブを立ち上げることがで

できればいいかなということで、例として申し上げた次第です。

○委員（さとうまちこ） それはよくあるこども食堂とかそういうことをされているNPO団体とかそういう感じですかね。新たに保護者が集まって、3人集まって名のり上げてねっていう、どっちなんですか。

○下條教育委員会事務局部長 いろんな形態があると思います。おっしゃるように、既に地域で活動されている方が、こういったコベカツに合わせてコベカツクラブを立ち上げる場合もありますし、本当に一保護者——言い方あれですけど——一保護者が3人集まってちょっと我々でやってみようかということで立ち上げられている団体もございますので、これは両方あり得るかなというふうに思っています。

○委員（さとうまちこ） その場合は見守りということで大丈夫ですか。別に何かの資格が要るとか研修を受けなあかんとか、そういうことじゃなくて。

○下條教育委員会事務局部長 コベカツクラブとして立ち上がるということでございますので、もちろん研修は受けていただく必要はございます。その中で、安全に子供たちがやりたい活動を見守っていく、そういったことかと思っています。

○委員（さとうまちこ） 私もコベカツクラブに関しては本当に強制じゃなくて一つでも好きなこと、やりたいことを見つけられるすごくいい機会だなと思って大賛成しておりました。でも、それにはやはり今の団体だけでは足りないというふうには思っていますし、やはり保護者の方々のお声を聞くとお金がかかるからもうやらないかもとか、子供もやりたいと言わないかもとかっていう御意見もあります。中でもお金を出してもいいから、学校が終わってからすぐ始めてもらって、本当にお金は出す言うて。土日は要らないんですって。平日そうやってやっていただいたら、だって夜6時から始まるって、そこから出るというのは本当に難くなるんじゃないかということなど、様々御意見あるんですけども、結局私はその授業が終わった後にちょっと子供たちが集まって絵を描くなり、何かドッチボールするなり、いろんなサークル的な活動をしたらいんじゃないかということで、前もゆる部活を提案させていただいたわけなんですけれども、子供たちに考えさせる機会って設けていただいたんですかね、コベカツについて。じゃあ今からこういう形態になりますよって、何かやりたいこととかアイデアありますかみたいな、子供たちに考えさせたり投げたりはしたんですか、今まで。

○下條教育委員会事務局部長 各学校において、コベカツに移行することに伴って今後どういうふうになっていくのかということは、学校ごとにきちんと子供たちには紹介をしていただいています。その中で、子供たちなり地域の方と一緒に発案されて、コベカツクラブが立ち上がってきたというのが、先ほど私が申し上げた一例かなというふうに思っています。

○委員（さとうまちこ） 前々から申し上げているように、地域の方々に入っていていただいて、子供たちとただ雑談でもいいし、そういった居場所を、また学校でもいいんですけど、第三の居場所にもなるなということを、すごい可能性を感じているんですが、やはりそれに関してもコベカツということで3人で団体で研修を受けていただくということは絶対的なんですか。そういうほかの遊びというか、ほかの融通は利かないんですか。今まで言っていたような地域の方を子供たちが呼んでこれを教えてもらおうとか、こういうお話をしようということで、呼んできてするような放課後の活動とかっていうのは、なしですか。

○下條教育委員会事務局部長 放課後の従来申し上げている学校の見守りの中で子供たちがしたい活動をというところで、この中で地域の方に御協力をいただいて見守るという方法もあるかと思

いますので、この辺りはいろんな手法があるかなというふうに考えてございます。ただ、やはりコベカツクラブで立ち上げて何か活動をするということであれば、きちんと研修も受けていただいて、3名でやっていただくというふうに考えています。

○委員（さとうまちこ）　じゃあ、コベカツクラブじゃなくても放課後、そういった自由な活動というか、そういうのはありませんか。子供たちが考えて、提案して、じゃあ地域の方、誰々さん来てもらって放課後こういうことをしますよっていうことを周知したり、人を集めたり、そういう自主的な活動というのは認められるんですか。

○田尾教育次長　かつて少し御答弁を申し上げたかと思いますが、コベカツクラブということではなくて、子供たちが毎日かもしれませんし、コベカツクラブに行かない日かもしれませんし、本当に不規則なイベント的なことというようなこともあるかと思いますが、それぞれの学校の状況に応じまして、地域の方あるいは保護者の方々に参画をいただきまして、子供たちのそういった自由な活動を支えていただくというようなことは、十分あり得るというふうに思っておりますし、そういったことも積極的に学校のほうでは企画を、子供たち中心に企画をするというようなことを、今も学校のほうには少し御紹介もさせていただいているところですので、なかなかまだ全ての学校が具体的にそういったことが企画できている状況ではございませんけれども、少しずつそういった取組が進んでいくものというふうに承知をしております。

○委員（さとうまちこ）　ありがとうございます。じゃあ、ありということなんですね。だから今後、行政とか社協の方とかふれまちの方とかと連携しながら、子供たちとそういうふうな活動もしていける、それをコベカツとは呼ばないということですかね。それは放課後の自由な活動ですよということで、自由にやってくださいと。コベカツとは言わない。だけどやっていいということですね。分かりました。ありがとうございます。

○委員長（徳山敏子）　他にございませんか。

○委員（村野誠一）　第三者通報——投書ですね——に基づいてちょっとやり取りさせていただこうと思っていたんだけど、本当は隠蔽とかね、今日陳情者が——ちょっと私も頭回らない、ちょっと教育長も体調悪そうなので、厳しい指摘もさせていただかないといけないんでね、次回に回させていただきます。次回やります。これ、モチベーションの問題であるとか、組織の問題であるとか、やっぱり今日も隠蔽の問題であるとかいろいろ関連する答弁出てたんだけど、ちょっとやりたいなと思ったけど、ちょっと私も頭回らへんし、局長もちょっと体調あまり——ごめんなさい、勝手にけども、次回やらさせていただきますので、よろしくお願いします。

○委員長（徳山敏子）　それでは他に御質疑がなければ教育委員会関係の審査はこの程度にとどめたいと存じます。

当局、長時間、どうも御苦労さまでした。ありがとうございました。

すみません、委員の皆様申し上げます。

この際、次のこども家庭局が入室するまでの間、暫時休憩いたします。

なお、当局が入室後、委員の皆様がそろい次第、再開いたしたいと存じますので御了承願います。

（午後 3 時 9 分休憩）

（午後 3 時 19 分再開）

（こども家庭局）

○委員長（徳山敏子） それでは、ただいまから教育こども委員会を再開いたします。

これより、こども家庭局関係の審査を行います。

それでは、報告1件について、当局の説明及び報告を求めます。

局長、着席されたままで結構です。

○丸山こども家庭局長 令和8年4月よりこども家庭局長に着任いたしました丸山でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、着座にて説明させていただきます。

それでは、報告1件につきまして、御説明を申し上げます。

令和9年度国家予算に対する提案・要望のうち、こども家庭局関係分につきまして御説明申し上げますので、お手元の教育こども委員会資料の2ページを御覧ください。

1. 市民生活・市内事業者等を守る取組への支援、1)市民生活の維持に対する支援として、医療機関・社会福祉施設等の運営に対する支援を要望しております。

3ページに移りまして、1.地域区分の見直し、1)今後の賃金水準や処遇改善を踏まえた地域区分の見直しとして、保育及び福祉人材の確保・定着に向けた水準の設定を要望しております。

4ページに移りまして7-1.子育て環境の充実、1)子育て世帯の経済的負担の軽減として、国策としてのこども医療費助成制度の創設に向けた事業費の確保、幼児教育・保育の利用者負担軽減に向けた財政支援の拡充、2)教育・保育施設等の環境改善に向けた財政支援として、保育士配置基準の改善、保育人材等の確保及び定着の促進を図るための処遇改善、5ページに移りまして、耐震化・老朽改築・大規模修繕等のための事業費の確保を要望しております。

また、3)教育・保育施設及び自治体の負担軽減に向けた保育DX等の推進として施設型給付費等の申請手続の簡素化、保育分野における全国統一システムの改善、保育ICT推進加算の要件の見直し、6ページに移りまして、4)児童虐待防止対策の拡充として、児童虐待防止対策に対する支援の拡充を要望しております。

7ページに移りまして、4.子育て・教育環境の充実、1)児童福祉施策の拡充として児童養護施設等における人員配置の充実や、児童養護施設・里親・ファミリーホームにおける進学支援の充実、児童虐待未然防止及び再発防止、放課後児童対策パッケージ2026の推進、これらに対する財政支援等の拡充を要望しております。

8ページに移りまして、2)教育・保育施設の負担軽減に向けた取組として、1歳児の受入れ枠拡大促進のための補助制度の創設、教育・保育施設の安定的な運営のための財政支援を要望しております。

以上、報告1件について御説明申し上げました。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（徳山敏子） 当局の説明及び報告は終わりました。

これより、順次質疑を行います。

それでは、報告事項令和9年度国家予算に対する提案・要望についてのうち、こども家庭局関係分について御質疑はございませんか。

○委員（山下てんせい） 一番最初の保育及び福祉人材の確保・定着に向けた水準の設定についてお伺いします。

これは、令和7年4月からの地域区分の変更によって児童入所施設措置費等が引き下げられる方向にあるということで、12%あったものが8%に引き下げられるかもしれないということをや

めてくださいというふうな要望であると認識しておりますが、令和8年度においては引下げ前の地域区分に見直されたという暫定措置が取られました。これ令和9年以降どういうふうになってしまうだろうという見通しについてお伺いしたいんですが、現状どのようになっていますでしょうか。

○**仲田 ども家庭局副局長** 今、御指摘いただきました、この公定価格の関係のものです、実際に引き下げられましたのが、児童養護施設等の措置費に関する部分でございまして、こちらは昨年度1ポイント引き下げられましたが、今年度は元の水準の12%に戻っております。ただ、来年度以降はまだ見通しが示されていないことから、水準の据置きを要望を行うものでございます。

○**委員（山下てんせい）** これ神戸だけのことではないので、どのようになっていくのかっていうのは、非常に見通しが立たないところだと思うんですが、ただ神戸市としてその引下げについて基本的に引下げ前の水準に留め置いていただきたいというふうなことを要望されていくんだろうと思いますけれども、その点についての展望はいかがでしょうか。

○**仲田 ども家庭局副局長** 実は、令和7年にども家庭庁からこの児童養護施設の措置費について事前に自治体との何ら調整が行われることなく1ポイント引き下げられた経緯がございました。ただ、その後、神戸市単独、また引き下げられる他の政令市と強く要望活動を行った結果、復元されました。ただ、今後についての見通しは何とも申し上げられないところでございますが、引き続き強く国のほうに要望していくことで考えております。

○**委員（山下てんせい）** はい、分かりました。非常に駆け引きがあると思うんですね。ですので、これは政令市で固まってしっかりと団体でやっていくことだと思いますので、引き続き我々もしっかりバックアップしていきたいと思います。

以上です。

○**委員（さとうまちこ）** 報告事項の5ページに記載のあります教育・保育施設及び自治体の負担軽減に向けた保育DX等の推進については、国が現場のことを、本当に理解がちょっと浅いのかなというふうに、そういうことから生じる問題だと感じております。

この問題を解決するために意見交換にとどまらず、ども家庭庁と人事交流し、神戸市で制度に精通した職員を国に派遣し、現場の実態を訴えるべきではないかと思っております。逆にども家庭庁の職員も神戸市に来ていただき、現場の実態を知っていただくのが望ましいかと考えますが、いかがでしょうか。

○**丸山 ども家庭局長** 現場のことをども家庭庁にもよく知っていただきたいというような趣旨の御質問かと思います。この保育の統一システムの導入ですとか加算要件の見直しをはじめとする新制度の創設等に当たりましては、日頃からども家庭庁の職員と本市の担当職員が直接意見交換を行ったり、保育現場の実態についてお伝えをする機会がございまして、これまでもお伝えしてきたところでございます。

例えば、神戸市内で開催する研修会の場にども家庭庁の職員をお招きして、講演会を行っていただくとともに併せて意見交換なども実施しているところでございまして、今後もこうした取組など様々な場を活用して、ども家庭庁に対しても保育現場の実態を伝えるようにしてまいりたいと考えております。

御提案いただきました人事交流についてでございますが、神戸市では省庁との人事交流は職員の人材育成や国との連携強化や情報収集、また国で得た知識や経験を各事業の推進ですとか、様々な制度の改正の提案などにも生かしていくという観点から実施しているものでございますけ

れども、限られた人員の中から職員を派遣するものでございますので、組織の状況や社会情勢等も踏まえまして、全市的な観点から行財政局と協議をした上で適切に判断する必要があると考えているところでございます。

ただ、人事交流、相互理解を深めるためには、1つのよい方法ではないかということも承知してはございますが、現時点では先ほど申し上げたように、日常的な連絡調整や意見交換の機会を通じまして、国に対して現場の実情を伝えることができているというふうに考えておりますので、今後も現場の声を丁寧に把握をして、必要な課題については意見交換の場を持つなど、引き継ぎこども家庭庁に対してしっかり伝えてまいりたいと思います。

○委員（さとうまちこ） 以前もこども家庭庁と意見交換をさせていただいたこともございます。そのときにもやっぱりちょっと現場のことへの理解というのは、なかなか難しいのかなと。国と自治体ってちょっと離れているような感じ、ちょっと乖離も感じたんですね。今回、神戸市なんかはICTの先行をしておりますよね。先行自治体としてやっているのに、そこに加算がないということは非常に、最初に頑張った自治体がばかを見るようなことがあってはいけないと思いますので、この辺りは出していただけたらいいかなと思います。それだけ交流をしていて理解をいただけているということは大丈夫ですか。

○丸山こども家庭局長 これまでも意見交換を行ってまいりましたし、他都市においても同様に意見交換を実施しております。それぞれの自治体のやり方が違いましたということもありますので、他都市の状況も踏まえながら、こども家庭庁のほうには様々な実態があるんだということはお伝えしております。その中で、国としても問題意識は持っていただいているように思っておりますので、これからもICTの推進が現場の職員の負担軽減につながるように、しっかりと現場の意見を伝えていきたいと思っております。

○委員（さとうまちこ） こういうことこそ国にしっかりと補助をいただいて、せっかくここまで神戸市、今関西で子育てナンバーワンですか、というふうに出ているんですから、このまま勢いに乗ってもっともっとほかの施策もやっていただきたいと思いますので、その辺りも連携よろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（徳山敏子） 他に。

○委員（三木しんじろう） 予算要望の件ですね。（発言する者あり）

今の現場のICT化っていうのも必要やと思うんですけども、ちょっとお聞きしたいのが、保育士の配置基準について、6対1から5対1という改善を早期に行うということを求めていると思うんですけども、これやはり保育士の数が当然必要になってくると思います。神戸市としては、5対1になることによってどの程度保育士さんの数が必要というふうに試算しているのか、またその人材の確保っていうのはどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

○若杉こども家庭局副局長 1歳児につきまして試算をしておりますところでございますけれども、全市で94人必要になるというふうに見込んでおります。

○委員（三木しんじろう） どのように確保するおつもりなのか、ちょっとお聞きしたい。

○若杉こども家庭局副局長 こちらにつきましては、保育人材の確保が非常に難しいという点については従来から変わらないところでございます。民間事業者におきましては、これまで6つのいいねをはじめまして、様々な経済的な支援をして、それを通じて保育人材、保育所に勤めていただくというようなことも引き続き継続していくとともに、また、保育所、保育士支援センター、

そういったものがございますので、そういったマッチングの機能も充実させながら、保育士の確保に努めてまいりたいと。

さらには少し時間のかかる話ではございますけれども、現在、保育所連盟、幼稚園連盟、養成学校、神戸市と4者が一緒になって協議会を立ち上げまして、保育人材の確保のためのプロジェクトを今推進しているところでございます。具体的な動きもこれからどんどん増やしていこうと思っております。また、長期的なスパンでも含めまして、こういったことを継続的にまた強化しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○委員（三木しんじろう） ありがとうございます。これ、もし保育士人材の確保っていうのが難しくなれば、当然全国で保育士さんっていうのは不足していると思うんですけども、例えば保育士さんの数が変わらなければ定員というのが、要は5対1になれば当然定員も減ってくると思うし、また閉園のリスクっていうのも出てくると思うんですけども、この辺りってどのようにお考えなんでしょうか。

○若杉こども家庭局副局長 もちろん民間事業者におきましては、やはり経営面、安定的な継続的な経営を維持していくというのが非常に大事な観点になってまいります。そういった中で、今委員がおっしゃったような視点で検討される事業者もいらっしゃることは事実でございます。ただ、我々としては、神戸市、公民一体になって保育ニーズに応じた安定的な保育の供給をしていく、こういった責務があるというふうに考えております。したがって、定員数の確保・維持につきましては、エリアによってばらつきがあるのもこれもまた事実でございますので、こういった定員が適正なものになるのかということにつきましては、事業者の団体の皆様とも議論しながら適正な水準というのを引き続き検討してまいりたいというふうに考えております。

○委員（三木しんじろう） 分かりました。やはりセットだと思いますので、確保と拡充っていうのに関しては。また、今おっしゃられたように持続していくということが大切なことだと思いますので、これやはり各区の状況によって保育士さんの数が全然違うということを言われていたけれども、そういう神戸市内での流動をしていただくということに関しては、どのような取組をされているんですかね。

○若杉こども家庭局副局長 なかなか難しいところでございます。やはりニーズの部分でもエリアによってばらつきがありますけれども、お勤めになられる方についても、やはり地域性、地域によってやっぱり確保が難しいということはお聞きしている、これも事実でございます。なかなか業界全体の中でバランスを取っていくというのは非常に難しいところでございますけれども、まず特定のエリアで確保していくということもさることながら、全体として確保していくというのが一番大事だと思っておりますので、この点、従来からの取組も強化していきながら、神戸市全体として保育人材の確保に努めてまいりたいと考えております。

○委員（三木しんじろう） 分かりました。やはり今おっしゃったように、絶対数といいますか、分母のほうを増やしていくという神戸市内の状況でもですね、それが大切だと思いますので、また引き続きよろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（徳山敏子） 他に。

○委員（西 ただす） 1点だけ聞こうと思っているんですが、1歳児の受入れ枠拡大のことを聞こうと思うんですが、全体のことだけ一言言っておくと、やっぱり保育人材確保というのを考えるときに、先ほど民間の6つのいいね言われましたけど、公立のほうでもいろいろそういったも

のも入れていくべきじゃないかという声も聞いてます。あとはやっぱり全産業平均からいうと低いという保育の現場の状況を変えていくというのが、大きく神戸市としてやるべきじゃないかなというふうに思っています。

それを言った上で、最後の項目の1歳児の受入れ枠拡大促進のための補助制度の創設ということなんですけど、今回、この取組を神戸市は始めたわけですが、まずこの目的な何なのかということと、あと現状は市の負担となっていると思うんですが、それはどれぐらいの総額になるんでしょうか。

○若杉子ども家庭局副局長 1歳児の受入れ枠の拡大促進についての御質問でございます。

目的につきましては、人口が減少してきていると、そういった局面の中で保育ニーズも減少が見込まれているということでございます。地域や年齢ごとに保育ニーズの需給バランスが不均一な状況が続いているということもまた一方でございます。その中で、1～2歳の方の保育ニーズにつきましては、引き続き高い水準が見込まれているということで、供給量が不足している地域も一定ございます。

一方で0歳児につきましては、育児休業制度の充実などによりまして、定員に余裕が生じている施設も増加しているというところでございます。こうした状況を踏まえまして、0歳児の余裕定員であったり、余裕スペースを活用しまして、1歳児の受入れ枠を拡大するということで、柔軟かつ効果的に保育ニーズに対応していくということを目的に制度化していくというところでございます。

現在のところ、保育ニーズが高い1歳児の受入れ枠に対応するためには、既存の制度では施設の新設などハード面の対応ということしか手法がなかったということで、このたび、国家予算要望はさせていただいているところではございますが、喫緊の課題として市独自で補助制度を創設するというところで予定をしているところでございます。

事業費でございますけれども、令和8年度予算で事業費5,700万を予定しております。

○委員（西 ただす） さっきのほうに関わる、言われていたのかなと思わんでもないんですけど、0歳児からより1歳児の入園を優先するというか、そこを増やしていくということで、どのような形で頼んでいるのかということを知りたいんですね。全市的に民間園に頼んでいるのか、個別狙いをつけて頼んでいるのかということはどうなのかということ。あとはやっぱり0歳児の受入れを減らすというのは厳しいという面もあると思うんですが、そこら辺はいかがでしょうか。

○若杉子ども家庭局副局長 これまず全市的な制度として取り組むべき課題ということでございますので、現状におきましては、保育園連盟あるいは幼稚園連盟の方々と今議論を進めているところでございます。そういった中で、全市的な制度の中で、制度の枠組みを決めた上で、また個別の園の方々からの相談をお受けするというような流れになるということでございます。

今、個別でどこどこというところで園に御相談をかけているというような段階ではないということでございます。

○委員（西 ただす） ごめんなさい、0歳児の受入れを減らすの厳しいという園はあるんですかっていうのが。

○若杉子ども家庭局副局長 もちろん0歳児のお子さんをたくさん受け入れられている施設もございますので、それは施設ごとによって状況が違うというところでございます。今回のスキームとしては0歳児の定員に余裕があり、なおかつ1歳をスペース的にも受入れができるというようなところについて、1歳児の定員を確保できないかということで進めていこうというように考えて

おります。

- 委員（西 ただす） 全市的に団体とも相談しながらやっているというのは分かるんですけど、そうなったときにまだ個別に声はかけていないということなんですけど、それぞれのところが手を挙げてきたときに、あなたのところは駄目よとかそういうことはないんですかね。どこであっても受け入れてということなんでしょうか。
- 若杉子ども家庭局副局長 今、委員がおっしゃったような御懸念もあろうかと思います。そういったこともありますので、今、各団体と丁寧な議論を進めまして、このスキームがより保育のニーズと供給をバランスできるような形になると、そういった仕組みになるように今議論しているところでございます。
- 委員（西 ただす） ごめんなさい、今言ったのは、それぞれこういうものをつくりますよという相談をやっていると、ほんでできましたよと、そういったときに、例えば東灘区・北区とこの地域とかいうて、それぞれ手を挙げてきたときに、やりたいというたらそれは認めていこうと、どこでもということなんでしょうか。
- 若杉子ども家庭局副局長 この辺り、まだちょっと制度が固まり切れていないところがありますので、確定的なことは申し上げられませんが、基本的な考え方といたしましては、各地域の需給バランスを見て、必要なところではこの制度を実施をしていくと。そういった中で、必要性和事業者のお考えがマッチするかどうかというのは、実際進んでいく中で確認していくというふうにしていきたいというふうに思っております。
- 委員（西 ただす） 一方で、やっぱり神戸市は民間の枠拡大を行う一方で、公立園に関しては枠拡大を率先して縮小しているわけなんですけど、この数年でいうと1歳児のところっていうのは幾つ減らしていますか。
- 若杉子ども家庭局副局長 この直近2年で申し上げますと、枠拡大の縮小で1歳児は41人分縮小をしているところでございます。
- 委員（西 ただす） ここがちょっと変、おかしいなと思うんですよね。1歳児が通えるように改善したいというふうに国に支援まで求めながら、その機会を奪っているように思うんですが、いかがですか。
- 国からしたら自分で減らしてある一方で、国に広げたいからお金もらおうって、くださいというのは変じゃないかなというふうに思われないうのかなと。そこはどう思っているんですか。
- 若杉子ども家庭局副局長 先ほど来から申し上げます、全体としての制度ではございますけれども、その適用する前提としましては、その地域の保育の需給バランスを見た上で適用していくということでございます。この枠拡大の縮小につきましても、もちろんそれぞれの地域で、供給が需要を上回るというようなエリアに限って実施をしているところでございますので、全体として入りにくくなるというようなことにつながらないように、丁寧に対応をさせていただいているところでございます。
- 委員（西 ただす） それじゃあ確認ですけど、公立で私の東灘区のところも近くであるんですけど、減らされてしまったと、枠拡大していたのが縮小で。そういうところ言うたら、民間のところが手を挙げてきても、ちょっと需給バランスからいうたら、そちらのほうの1歳児拡大というのはないんですよというふうに言うということですか。
- 若杉子ども家庭局副局長 公立の枠拡大につきましては、あくまで待機児童対策として枠を拡大をしてお子様の受入れをしていたという経緯の中で、需給バランスから見ますと供給が上回って

いるというところで枠の拡大を今縮小していつている過程でございます。

1歳児補助の仕組みにつきましては、エリアごとに見た上でということで申し上げておりますけれども、枠拡大を縮小したところがそれは除外する場所やというようなことは、現時点では確定的なことは申し上げられないかなというふうに思っております。

○委員（西 ただす） やっぱりそれおかしいなと思うんですよね。受入れが、例えば公立のほうで、これは需給バランス見て減らしていかなということやっておきながら、減らした一方で1歳児の受入れの枠が足りないからいうて民間に対してお願いするかもしれないというのは、どう考えてもそれは民間に対しての支援をして公立を苦しめているということもあるし、それこそ本来であれば入りたいと思っている子供たちに対しての環境を悪化させていくということにつながるというふうに思うんですよね。そういうふうには思わないのか、いかがですか。

○若杉こども家庭局副局長 繰り返しになって恐縮でございますけれども、枠拡大の縮小につきましては、供給が上回っているという前提で個別のエリアを見た上で縮小を図っているというのが現状でございます。

○委員（西 ただす） 結局今の言い方で言うと、エリアで考えたときに民間があるんだからそのほうで増やしたら対応できるからオーケーかな、公立のほうは減らしてもということですか。

○若杉こども家庭局副局長 バランスの問題として見ていくとすれば、もう少し丁寧に見ていく必要はあると思います。今、受入れ枠拡大をしていたところを縮小したイコール1歳児定員が足りているというわけではないというふうに考えておりますので、それはちょっと全体で見てどこのエリアがどうかというのは、個別にこれから判断するものかなというふうには考えております。

○委員（西 ただす） これから判断するというところでどうなるのかなという心配があります。

そもそも公立園のほうで枠拡大縮小しているわけですけど、ニーズの観点からなんですよね。だから、公立園の現場のほうから枠拡大必要ないというふうな判断があって、神戸市として、こども家庭局として判断されているのか、あるいは、その園——エリアじゃなくてその園への志望が少ないという調査を行った上でこの枠縮小をしているのか、それについてはどうですか。

○若杉こども家庭局副局長 まず、枠拡大の縮小をする上で、どのエリア、どの園を対象にしているかということにつきましては、毎年の入所申請の状況、現在入所している方の状況、今後の児童の数の推移、そういったものを丁寧にしながら検討をしているところでございます。

個別に園側からここは必要ないとか必要あるというようなお話を伺った上で判断しているというものではございません。ニーズ等今後の推移を見極めた上で判断しているというところでございます。

もちろんその過程では、各年の申込みの状況といったような統計であったりとか状況であったりというものを把握した上で、丁寧に対応させていただいているというところでございます。

○委員（西 ただす） それが本当かなと思っているんです。というのは、やっぱりお兄ちゃんやお姉ちゃんはその公立園に通って、今まで例えば6人——これ0歳児の話もあってちょっとややこしくなりますけど、例えば1歳児は減っていますからね、減っているときに次入れるかなと思っていたら入れない。あれ、兄弟で入れると思ったら入れなくて、別の園に行ってしまうというようなことが実際に起こっているというふうに思うんですよね。実際に起こっていると聞いているんですけど、それはあるとは思っていらっしゃるんですか、いかがですか。

○若杉こども家庭局副局長 今、兄弟児の入所の件で例として挙げていただきました。もちろん兄弟入所に限って申し上げますと、必ずしも御兄弟で同じ園には入れているとは限らないという状

況もあるのは承知しております。その理由としましては、点数の問題であつたりとか、あるいはたまたま受入れの枠がその年十分なかったりとか、個別の事情はございます。そういった事情はございますので、兄弟児の入所について言えば、本来的には全ての御兄弟が希望される園に入つて同じ園に通えるというのが理想的だと思いますので、その点につきましては、こちらも毎年、状況を十分把握しながら、適切な対応を取ってまいりたいというふうに考えております。

○委員（西 ただす） たまたまということを今言ったんじゃなくて、前の年まではその年齢児が例えば6人取っていたのを3人にしたりということが起こってくるから、兄弟児が入りづらくなっているということが現実としてあるということは、やっぱり見ていただきたいというふうに思うんですね。

民間のところに兄弟で入りたいということで、それでそういったことも含めて枠拡大をしていくというのはあるのか分かりませんが、そこは兄弟で民間に入りたいというのはあるのかもしれない。ただ、やっぱり一方で入りたいと思っているところに入れなくなってしまうというのは問題だと思うんです。

この2026年4月1日現在の保育所等の利用状況を見ると、待機児童が5年連続でゼロになりましたと書いていました。そうした上で、今後も引き続き地域ごとの保育ニーズをきめ細かく把握し、多様な保育ニーズへの対応に努めていくことで安心して子育てができるまちの実現を目指していきますと言われていきますと。

このきめ細かく把握と言いながら、親が通わせたい保育施設がどこなのかっていうことを、やっぱりそれ調査し切れていないから入れないというね、枠縮小とかいうことを一方でやってしまうのではないんかと思うんですが、そこはどうかと。

あと、やっぱり多様な保育ニーズへの対応というのは、じゃあこれは公立園は入っていないということでしょうか。それはいかがですか。

○若杉こども家庭局副局長 保護者の方の御希望というものにつきましては、区役所の保育サービスコーディネーターを中心にきめ細やかに丁寧にお聞きさせていただいているところでございます。ただ、必ずしも御希望どおりに入所できていないという現実もあるのは承知しているところでございます。

ただ、枠の拡大の縮小が直ちにそういった状況につながっているかというところ、そういったことのないように、エリアをある意味限定しながら対応しているというところがございます。その上で、多様な保護者のニーズに応えていくということにつきましては、これは保育ニーズに応えていく上では、公民が連携して取り組んでいくというところがございますので、これは何も民間だけ、あるいは公だけということではなく、全体として取り組んでいくべき課題だというふうに考えております。

○委員（西 ただす） コーディネーターが話を聞くというのが、単なる調整役になってしまっているんじゃないかなというところがやっぱり気になっているんですね。コーディネーターが話を聞いて、ここの保育園に対しての志望が多いのと、であるならばその保育園の枠を増やしていくとか、そういうんやったら何か分かるんですよ。じゃないんですよ。何かコーディネーターつけているから多様なニーズに応えられるというんやったら、まず市民の希望に対してコーディネーターが——権限がどうかまでは言わないけど——こういうコーディネーターから話は聞いているのでここはやっぱり拡大せんとあかんとか、ここは減らしたらあかんとかいうことをやったらどうかと思うんですが、そういう考えはない。

○若杉子ども家庭局副局長 その問題意識というのは、本当に我々も感じているところでございます。コーディネーターの方が区役所の窓口で保護者の方とやり取りをするという、これは非常に大事な情報を得ているということで、数だけで見れない市民の方のニーズを得られる貴重な場になっております。そういったこともありまして、コーディネーターの方とは定期的に打合せを重ねたりをしているところでございます。そこで得られた情報を、我々としても保育の供給体制に生かしていくということは、非常に大事だと思っております。具体的にここ減らそう、増やそうというところまでコーディネーターの方が入るかどうかというのは別としまして、市民の方のお声を聞いている、いただいているものについては、しっかりと我々としても受け止めて、政策に反映させていくというのが大事だというふうに思っております。

○委員（西 ただす） もうまとめますけども、でも実際にコーディネーターのところで聞いた声がどれだけ反映なされているのかなってというのは、やっぱりそうっていないんじゃないかなというふうに思うんですね。

身近な市民の要求を聞きながら、対応していただきたいというふうに思います。

4月1日時点での保留児童数っていうのが727人ということで、昨年からは減りましたが、灘区・中央区・兵庫区・長田区では増えています。私の住んでいる東灘区においても、昨年116やったものが108となりましたが、100を超えているような状況ですね。隠れ待機児童とも言われている保留児童数に関しての対応は、こども家庭局にとっても大きな課題だというふうに言われているわけなんですけども、こうしたものがある中で、わざわざ公立園での受入れ枠を狭め、縮小していくと。これはやっぱり逆行することなのでやめるべきですし、バランス悪いですね。民間だけこういうことやってというのではなくて、やっぱり本当にもっとニーズに対応していただければと思います。

以上です。

○委員長（徳山敏子） 他にございませんか。

（なし）

○委員長（徳山敏子） ではこの際、こども家庭局の所管事項について御質疑はございませんか。

○委員（さとうまちこ） 先ほどの報告事項でも質疑しましたが、やっぱり国が現場のことを分かっているのではないかなというふうに思います。

こども家庭庁ではベビーシッターの補助制度を実施しておりますが、新たな制度を創設する以上に長く続く制度の充実、具体的にはファミリー・サポート・センターの制度の改善が必要ではないかと思います。協力会員は1時間当たり700円や800円といった低額の利用料金で地域の子育てに御協力いただいておりますが、最低時給も下回るような状況です。これについてのお考えをお聞かせください。

○若杉子ども家庭局副局長 ファミリーサポート事業についての御質問をいただきました。ファミリーサポート事業につきましては、子育て中の方が仕事であったり急な用事などで子供の世話ができないといったときに、地域の方が応援するという会員同士の相互援助活動として実施している事業でございます。

具体的には子育ての応援をしてほしい人が依頼会員という形で、また子育ての応援をしたい人が協力会員という形でセンターの事務局——ファミリー・サポート・センターの事務局が紹介をして依頼会員が協力会員へ子供の世話を依頼して活動終了後に一定の料金を支払うという仕組みになってございます。その一定の仕組みが、先ほど委員からございました700円、800円というも

のになっております。

この協力会員への支払う料金の見直し、増やしてはどうかという御提案というふうに受け止めました。当該利用料金につきましては、有償ボランティアということで活動いただいた協力会員から——直接その援助活動に対する謝礼金と活動にかかる経費ということで支払われるというものでございます。そのため、利用料金を引き上げますと——今のスキームですけれども、利用料金を引き上げますと、子育て世帯である依頼会員の経済的負担が増すというようなこととなりますので、現時点では慎重に検討させていただきたいというふうに受け止めております。

○委員（さとうまちこ） ベビーシッターとファミサポの方がやっている、言ったら仕事といえますか内容ですね、ほぼ変わらないというふうに思うんですよ。しかも、お子さんを預かって見守るわけですから、非常に命をも支えて大変なわけなんですよ。その相手方のおうちに行くにしても来ていただくにしても、これは保育園とそんな変わらないような内容なわけです。時間割りがなければ預かるという行為に関してはそんなに大差がないのに、やはり1時間700円、800円というのはね、やっぱりここは改善していかないといけないんじゃないかなというふうに思います。

コロナ禍でもこの制度がどこにも預けられないときに非常に役に立ったというようにお声も聞いておりますし、やはり時代もありますから、善意に頼る制度というのは、やはり限界があって、後継問題や制度そのものが破綻していくという、そういった危惧もあります。やはりここはベビーシッターの補助というのであれば、このファミサポの受けていただける方にはもう少し手厚くするべきではないかと思っておりますので、御検討のほうよろしく願いいたします。

次に、バウンダリー教育です。これについては、何度も質問してきました。しかしながら、非常に重要な課題であるために、現在どのように進めているのか確認させてください。

海外ではポスターみたいな、子供の体と言いますか、簡単に言ったら書いた体の絵みたいなのに、どこを触ったら駄目かみたいなことをシール貼っていったりするんですね、大きなシール。それによって、子供たちがあそこは駄目とか、そこはオーケーとかっていうふうに見て覚えていくわけです。非常に大事なことだと思うんですね。これは男女関係なく、境界線というのはお互い育っていったり関係を持つ上で大事なことです。やはりしっかりと5歳未満からやっていくことが重要ということは、改めてお伝えしておきます。取組状況をお伺いします。

○下西こども家庭局部長 バウンダリーの今の取組状況というところで、お話しさせていただきま

す。

本市におきましても、委員おっしゃるとおり乳幼児期からの性教育ということをすごく重要だと思っております。子供の人権を守る重要な取組として位置づけ、体系的に推進しております。各施設におきましては、日々の保育の中に自然に取り入れる形で子供たちが自分や他者の心と体を大切にできるような取組を進めております。

具体的に申し上げますと、委員がおっしゃるような絵本、または紙芝居——大型の紙芝居などの教材を活用した読み聞かせであったりとか、自分の体も友達の体も大切であるということ子供たちに分かりやすく伝えております。

特にシャワーや水遊びが始まるこの時期以降ですが、本当に文部科学省の生命の安全教育の教材の一場面の体の場面があるので、その体の場面を活用いたしまして、水着で隠れているところはどこかなという形で子供たちに直接声をかけながら、自分の体とその絵を照らし合わせたりとか、お友達の体を見て、ここかなということを確認しながら、学びのほうを深めております。

また、こうした内容は保護者にも発信し、家庭と連携した啓発にも取り組んでおります。

これらの取組の基盤としては、乳幼児期から子供の思いや意見を尊重し、嫌なときは嫌と言ってよいという関係性を日常的に築くことを大切にし、子供自身がかけがえのない存在であるということを実感できる関わりを心がけております。

今後とも各園での実践の充実に加え、より多くの職員が乳幼児期からの性教育の重要性を理解し、人権を尊重した保育を推進することで、子供が安心して自分の思いを表現するとともに、他者の体の大切なことを理解して、互いの存在を尊重し合える環境の実現に努めてまいりたいと思います。

○委員（さとうまちこ） 本当にありがとうございます。非常に大事なことで、今、本当に様々なこういったことに起因するような、こういうバウンダリーをしっかりとやっていれば解消できたんじゃないかというような事件もたくさんございます。ぜひそのまましっかりとバウンダリー教育——これは人権に通じることです。自分を一番大事にして、またそれと同じように相手を大事にする、相手の嫌がることをやらない、本当に基本的なことですので、神戸市としては自信を持って他都市にも言えるぐらいの取組をやっていたらというふうに思います。

バウンダリー教育が定着していない今の世代ですね、そういった世代に関しては、やはり望まない妊娠がどうしても発生してしまいます。コロナ禍においては非常に増えたということもあります。泉佐野市の例をいつも言うておりますけれども、やはり赤ちゃんポストについては設置をあらは目指しているんですね。神戸市としても赤ちゃんの命を守るために赤ちゃんポストを設置すべきではないかと、こちら何度も確認しておりますが、改めての御見解をお聞かせください。

○仲田こども家庭局副局長 報道等によりまして、泉佐野市におきまして今年度中に全国3例目となります赤ちゃんポストの設置が検討されております、その運営は高度な医療体制を備えている医療機関が担う計画と承知しております。

赤ちゃんポストにつきましては、やはり法的な整備がされていないことですか、あと子供の出自を知る権利の保障、親への継続的な支援につながりにくいといった課題もあると認識してございまして、赤ちゃんポストの設置の検討は行ってございません。

ただ、当然ながら困り事を抱える妊産婦を孤立させないこと、孤立出産への対応は母子の身体的・心理的な安全を確保する上で重要であると考えておりまして、本市におきましては、県・市協調事業といたしまして、特定妊婦等居場所確保・自立支援事業を小さないのちのドアに委託しておりまして、こちら予期せぬ妊娠など支援の必要性の高い妊婦の方が安心して出産いただける環境ですとか、産後の生活を考えられる生活の場の提供を行っているところでございます。

また、そのほか予期せぬ妊娠など様々な問題を抱え、誰にも相談できずに悩む方に向けまして、24時間365日の相談を受け付ける予期せぬ妊娠SOS相談事業を実施しておりまして、妊娠期から出産後まで切れ目のない支援を行い、妊娠期から妊婦が孤立せず安心して出産できるよう支援しているところでございます。

また、出産後、保護者自身で子供を育てられないなどの御意向があった場合につきましては、児童相談所などの関係機関と連携いたしまして、養子縁組ですとか里親委託等の相談につなげるといった対応も行ってございます。

先ほど申し上げた事業を委託しております小さないのちのドアからも妊婦に丁寧に関わりを添うことにより、妊婦が安心して出産に向き合い、前向きに子供を育てていく気持ちが芽生えるケース

が多いとの御意見もいただいております。今後も困り事を抱える妊産婦が孤立しないよう、多くの方に相談先を知ってもらい、必要な支援につなげることができるよう、困り事を抱える妊産婦に寄り添った支援に取り組んでまいりたいと考えております。

○委員（さとうまちこ） 今年度の北区での事件はそういうことをされていて起こったことですので、やはりこれは命ですね、1つ1つ大事にする気持ちで、神戸市としては私はしっかりと前向きに検討を始めてほしいというふうに思っています。

今、るる御説明いただきましたけど、北区で事件が起こったということ、それをちょっとやはり念頭に入れておいていただきたいというふうに思います。

夜泣きカフェについて、質問今日最後ですので、ちょっとおさらいというかしたいと思います。

これまでも提案しておりますが、この間、全国的にも類似施設が広がりつつあります。夜間の保育を実施する施設があることから一定のニーズがあるはずですから、公民館等受皿も準備できると思っております。行政の支援があれば設置したい人はいるはずなので、本市でも設置を後押ししてはいかがでしょうか。

○仲田こども家庭局副局長 今、御指摘いただきました、いわゆる夜泣きカフェでございますが、こちら乳幼児の夜泣きや育児不安を抱える保護者が夜間に訪れ、相談や交流ができる居場所として週1回から月1回程度の頻度で全国で数例開設されているものと把握してございます。

子育て中の孤独感の軽減ですとか、あと夜泣きなどへの育児負担の軽減は、子育て支援におきましては重要であり、また夜泣きは個人差が非常に大きく、家族のサポートやお母さんの心身の状態も影響するため、赤ちゃんや保護者の状況などに応じた丁寧な関わりが大切であると認識してございます。

こうしたことも踏まえまして、産後の心身が不安定になりやすい時期への支援として、本市では産後ケア事業の充実に取り組んできたところでございます。現在市内36か所中24か所で宿泊型の産後ケアを実施してございまして、こちら年間を通して御利用いただける形となっております。この宿泊型につきましては、常駐する助産師等の専門職の支援を受けながら、9時から翌日の16時まで産後ケア施設で過ごしていただいて、体を休めていただくことができるほか、夜泣きなどの育児の悩みについて相談支援を行ってございます。

昨年11月から利用の予約などを行うことができるシステムを導入いたしてございまして——こちら空き状況を確認して御予約いただける形となっておりまして、空き状況によりましては、数日後あるいは最短で翌日の御利用も可能であり、夜間の育児負担が強い時期ですとか、支援を早急に必要とする御家庭にも対応できるものとなっております。

このほか、保健師による乳幼児家庭への伴走型支援ですとか、児童相談所における24時間相談体制など、夜間を含めた不安や孤立に対応する体制を構築していることとございまして、このように産後ケアをはじめとした様々な施策により、夜泣きへの対応を含め、育児の不安感に対する支援に取り組んでいるところでございます。

○委員（さとうまちこ） これもですね、育児を経験した女性全員が、育児を経験した女性ならもうできていることだと思います。やっていることだと思うんですね。やはり当事者の立場に立っていただいて、もうちょっと考えていただきたいというふうに思いますね。これはもうこれで終わります。

前回の常任委員会において、こども家庭庁が放課後児童支援員の資格要件を緩和しようとしている件についての見解を聞こうとし、その際、全市で一律の対応を求めていたところですが、要

件が緩和されても職員の質は担保されるよう取り組むべきであります。今回の要件緩和に対し、神戸市としてどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

- 若杉 ども家庭局副局長 放課後児童支援員の要件緩和についての御質問ということで、まず、仕組みを申し上げますと、この放課後児童支援員につきましては、国の定める基準に基づきまして、事業所ごと——放課後児童健全育成事業所ごとに放課後児童支援員を置くこととなっております。非常に大事な重要な役割を担っていただいているということで、様々な要件がございます。今回、要件につきましては、基準を見直しまして、現在は保育士であったり社会福祉士の資格などを持っている方ということが要件づけられておりますけれども、その上で所定の研修を受けていただくということが要件づけられているところでございます。今、委員からございましたこの要件緩和でございます。現在、国において検討・議論されているところでございます。背景としまして、やはり人手不足が深刻であるということで、放課後児童支援員の量と質を確保するというのを踏まえまして、その資格の要件を緩和して間口を広げるということで、令和9年度から運用を目指すということで、具体的には大学、大学院卒業者で1年間の従事経験を持つ方、あるいは子ども家庭ソーシャルワーカーが基礎資格の要件として新たに認められたということでございます。

従来、従事経験2年とかそういったものでございましたけれども、今回、大学・大学院卒の方1年というような緩和がなされるということでございます。

これやはり全国的な課題でございまして、神戸においてもやはり変わらない課題ということで、放課後児童支援員の方の確保とその質をいかに担保していくかというのは、非常に大きな課題でございます。今回の要件緩和によってどれほどの効果が上がってくるかということは、今後、令和9年度から実施されていく中で、また把握していく必要はございますけれども、緩和された要件につきましては、幅広く周知をしていくということで、学校であったりとか、あるいは社会福祉協議会を通じて放課後児童支援員の人材確保に努めたりもしておりますけれども、そういったところに御相談があったときに周知をするというようなこと、またあるいは様々な媒体を用いまして、放課後児童支援員の確保全体に取り組んでいくということでございますけれども、そういった緩和の要件もお知らせしていくことになろうかと思います。

また、緩和されたからといって質が低下してはよくありませんので、この部分につきましてはスキルアップ研修等、従来からやっている研修ではございますけれども、専門性の向上を推進していくための研修の充実にも取り組んでいきたいというふうに考えております。

- 委員（さとうまちこ） こちらもこういった課題があって、質と量というのが非常に両輪でいけるかなといったら難しいのかなというふうに思います。やっぱり質を上げようとしたら、現場の声もやはり報酬とか待遇を上げていただけたら、もうちょっと人が定着したりとか、いるのになっというようなことを聞くので、やはりその辺ももうちょっと検討をいただきたいというふうに思います。またこれも追っていきます。

次に、これ最後です。今年度の新規事業として予定している社会的養護自立支援拠点事業については、児童養護施設退所者などの社会的養護経験者を支援する重要な取組と考えております。本当によかったと思います、こういった取組は。早期実施に向け準備を進めていただきたいですが、現時点で想定しているスケジュールについて、実施場所や開所日、開所時間等に関する検討状況を含めお伺いいたします。

- 仲田 ども家庭局副局長 今御質問いただきました社会的養護自立支援拠点事業につきましては、

こちら児童養護施設の退所等の社会的養護経験者ですとか、あと虐待がありながらこれまでなかなか公的支援につながらなかった方の孤立を防ぎ、必要な支援につなぐため、相互交流、相談支援の拠点となる場を提供する事業でございます。本市におきましては、今年度から事業を開始する予定でございまして、既に事業者を公募してまして、先日事業者を選定したところでございます。

今後でございますが、現在、委託事業者のほうにおきまして、拠点となるまず場の物件の選定を行っているところでございまして、物件が決まりましたら、必要な備品などを搬入した上で、7月頃の開所を目指しているところでございます。

実施場所については、まだ未定ということでございますが、できるだけ利便性の高い場所、駅周辺ということで、それを公募条件にしておりますし、あと具体の開所日ですとか開所時間等につきましては、現在、場所の選定と並行して検討しているところでございます。

○委員（さとうまちこ） こちらについては、退所された方とか限られているというかそういうふうにも聞いておりますけれども、これ神戸市に広く広報していただきたいというふうに思うんですね。そういった方でなくてもお困りの方ってたくさんいらっしゃると思いますし、そういった部分も含め全体に広報いただきたいと思います。

また、こういった施設は宿泊できたりすること、もしかしたら必要じゃないかなというふうに思うんですが、そちらはまだ検討いただいていないというか、もう日中だけなんですよね、相談を日中に受けるだけということですよ。

これまた宿泊っていうふうに、1泊ぐらい泊まれるような何かお考えを、ちょっと検討いただきたいということと、お伝えしていますけれども、やはり便利なところっていうのは、物件もここを使ったらいいじゃないかというようなお伝えしておりますが、またそちらのほうも御検討いただきたいと思います。

すみません、以上です。

○委員長（徳山敏子） 他にございませんか。

○委員（三木しんじろう） すみません、1点お聞きしたいんですけれども、高校生の方から御意見いただきまして、まちなか自習室なんですけれども、土曜日・日曜日・祝日と営業というか、開いている時間が早く終わってしまうということで、御意見いただいています、僕もちょっと時間のほうを見たんですけれども、結構須磨区とか西区は遅くまでやっている、と言っても8時までですけれども、比較的遅くやっているんですけれども、ほかのところで見たら、結構週末って5時ぐらいに閉まっちゃうところが多いですよ、5時、6時ということで。土曜日はまだやっているところもあるんですけれども、日曜・祝日になったらもう本当に早い時間に閉まってしまうんですけれども、この辺りっていうのは、いろいろやっていたいている事業者との話ですね、例えば、時間を延ばすことができたりですね、そういうことっていうのは可能なのか、今まで協議が行われてきたのかということを教えていただきたいと思います。

○仲田こども家庭局副局長 御指摘いただきました、まちなか自習室でございますが、こちら、図書館ですとか文化センターなどの既存の自習スペースございますが、それがあってもかかわらずもっと自習スペースが欲しいということで、昨年7月から民間事業者さんの御協力の下、カフェなどで提供を行っているところでございます。

御指摘のとおり、土曜日を含む平日は既存の自習スペースの図書館や文化センターなどは20時頃まで開設しておるんですが、御指摘のように日曜日や祝日の閉館時間はそうした既存のスペー

スもやはり17、18時までの御利用となっております。

一方、まちなか自習室の利用状況ですが、やはり特に日曜日の御利用が多くなっております。しかしながら、現在協力店舗56店舗に御協力いただいておりますが、日曜日に御利用いただける店舗は24店舗となっております、他の曜日と利用できる店舗は少なくなっております。やはりこれは土曜日・日曜日には本来のお客さんが多くなりまして、自習スペースの提供をどうしても絞らざるを得なくなるというのが、主な要因と事業者さんからも伺っているところでございます。

これらの現状を踏まえた上で、今年度は自習スペースがなく子供の多いエリアですとか利便性が高い交通結節点となる駅周辺のほか、なかなか難しいかもしれませんが、先生御指摘のとおり日曜日の夜間に利用可能な施設の拡充に取り組んで、ニーズに応えてまいりたいと考えております。

○委員（三木しんじろう） ありがとうございます。やっぱりニーズがあるほうが、数ももちろん大事でしょうけど、僕は数より質のほうが大事やと思っていますので、御利用いただけるほうがかなり重要ですし、そういう御希望もあるんだったら、少し協力店舗と話していただいて、また例えば週末だけでもやっていただけたところとかもありなのかなというふうに思いますし、あと御意見をいただいたのは図書館って意外と遅いんですねって、遅く開いて早く閉まるんですねって言われたんですよ。それが結構意外だったみたいで、9時頃から開いているものと思っているみたいで、10時からでびっくりしましたみたいな御意見もいただいたんですけれども、公共施設で使えるところがあればまた探していただきまして、また教えていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（徳山敏子） 他にございませんか。

○委員（村野誠一） ちょっと1点教えていただきたいんですけど、児童虐待の関連で、虐待が疑われた場合、通報とかそらいろいろあるんだろうけれども、一時保護すると、ちゅうちょなく一時保護すると——これは理解できるんですけど、その一時保護をして、それがその誤解だったというか、冤罪になるかどうかあれですけど、当然疑いですから、疑ったけれども実際にその親権者というか保護者から説明を受けて、当然保護者の立場からしたらそんな虐待なんかしていないと。いやいや疑いがあるということで、一時的に保護するわけですけど、その冤罪やった——冤罪というか誤解だったということで、またその親元に帰す、当たり前のことですけども、そういうのが何件ぐらいあるのか、ちょっとお伺いしたいです。

○渋谷こども家庭局こども家庭センター所長 今、委員から御質問のありました一時保護についてでありますけれども、一時保護につきましては、児童福祉法の33条で定められているものでありまして、子供の安全確保であったりとか、そのお子さんへのアセスメントのために行うというものになっております。

一時保護をしたお子さんについてですね、その後、家庭復帰する場合もあれば施設入所するというようなこともあるんですけども、委員から今御質問のありました一時保護したお子さんのその後の経緯につきましては、正確な数字というのが出ているわけではないんですけども、おおむね一時保護したお子さん、家庭復帰するお子さんが大体7割で、施設入所するお子さんが3割弱というような割合というふうになっております。

○委員（村野誠一） 7割が、今私がお聞きしたのは誤解だったというわけではないんですよね。私は誤解だった、だから基本的に、先ほどから釈迦に説法だけど、ちゅうちょしていたから子供

が亡くなったとかっていうこともありますから、そういう通報を受けたり疑いがある場合は速やかに一時的な保護をします。本格的な調査をし、虐待が認められ、これはもう改善の見込みがないということになれば、措置という形に流れていくんだろうけれども、その一番初めの段階で、いや、私たちは全く虐待なんかしていないとか、そういうことできちっとコミュニケーションを取って、コミュニケーションを取るのかどうなのか、その辺も知りたいんだけど、結果的にそうではなかったということで帰される、そちらの答弁の言葉で言うと家庭復帰はどれぐらいなのかということなんですよ。

これ7割というのは、だから結果的にもう例えばこれはやめてくださいねとか、これは虐待に当たりますからしないでくださいね、だから親権者とか保護者でも自分の育った環境とか思い込みとか、そういうことでこれを自分たちは虐待とは思っていないけれども、これを行政としては虐待と判断しますという、そういう部分もあると思うんですよね。だから、我々としては一時的に保護しました。しかし、それをきちっと、それが虐待に当たるとは知らなかった、分からなかった、よかれと思って子供の教育のためにやっていたけれどもっていうことで、気をつけてくださいねとか、二度とそれは虐待に当たりますからやめてくださいねというような形で家庭復帰すると。

だから、その辺がちょっと大体、7割っていうと結構多いなというふうに感じるんですけど、その辺は保護者のほうから突然子供を連れていかれるわけですよ、連れていかれるわけだから、まず敵対的な関係になります。もし自分が虐待をしていなければだけでも。そこから家庭復帰につながる場合、その行政側から積極的にアプローチをしていく。だから要は戻すことを前提にするというか、本来、虐待がなければ、または結果的に虐待を行っていたかも分からないけど、それを改善していただければ、当然家庭復帰する——当たり前ですけど家庭で子供は生活するのが本来は望ましいと思うわけですね、保護者からしても子供からしても。

だから、本来行政側が積極的にその子供が家庭復帰できるかどうかっていうことを、積極的にアプローチしていく必要があるのかなと思っていて、こども家庭局はどういうふうにされているのかということをお聞きした。

ごめんなさい、これね、直接的には、実は今、全国の自治体でも高齢者の連れ去りっていうのが社会問題になっていまして、須磨区でも私、今関わっているんで、実際に高齢者——自分の奥さん、長年連れ添った奥さんが認知症で、虐待を疑われて突然一時的な保護、連れ去り、連れ去られたんですよ。配偶者の立場なんですけれども。4か月間全く面会もできなくて、やはり法的な措置も考えたりいろいろと中で、私のところにも相談があって、今、私が間に入って第三者的に間に入って今進めてはいるんですけども、福祉局とか区役所の対応になるんですけども、むしろ連れていかれたほうがプレゼンをして、今後こういうことを行わない、こういうことをしないから帰してくれとかっていうような、何か積極的に連れ去られたほうが何かアプローチしていかないと帰してもらえないのかなというのを、ちょっとだから私、行政のスタンスがいまいちそんなことでいいのかなっていうのを疑問に思ってます。ベースというか大体この一時保護っていうのは、この児童の一時保護と高齢者も基本的には似ていると思うんですけども、法的な根拠というのは違うのかも分かりませんが、だからちょっと今、一時的に保護をするのはいいんだけど、保護した後っていうのが重要になってくると思うので、保護しっ放しになると子供はどんどん措置にされてしまいますから、その辺どういうふうに皆さんとしては行って、この7割、また家庭復帰につなげていっているのかっていうのをちょっとお伺いしたいです。

○**渋谷こども家庭局こども家庭センター所長** すみません、まず最初に先ほど家庭復帰7割という説明をさせていただきましたけれども、これは虐待だけに限らず虐待以外の擁護相談であったり育成相談であったりとか、非行相談も含めて家庭復帰するのが7割という数字になっております。

一時保護自体は虐待があったかどうかという場合だけではなくて、虐待の疑いの段階でも一時保護をやはりちゅうちょなくするというふうにしておりますので。またですね、一時保護をした後にお子さんからの聞き取りであったりとか、保護者からの聞き取りをするんですけども、やはりその虐待については家庭内で行われていることが多いですので、虐待があったのかなかったのかが、お子さんからの証言、保護者からの証言が一致しない場合もあって、なかなか判然としにくいというようなところがあるというのも事実であります。

しかしながら、やはりお子さんにとっては児童福祉法でもこれは定められているんですけども、家庭養育優先の原則というのがありますので、原則としてはやはり元いた御家庭に戻していくべきであるというふうに我々児童相談所としては考えております。

ですので、その一時保護をした後につきましては、我々のほうから必ずその保護者のほうに連絡をして、基本的には児童相談所のほうにお越しいただいて、その保護者からの虐待のあった時点での状況の聞き取りであったりとか、これまでの養育状況であったりとか、養育に関するお困り事なんかをお聞きした上で、再発防止に向けてのその検討策を一緒に考えていくというところをしていくというふうにしております。

また一方、一時保護中のお子さんからもその虐待に係る経緯であったりとか、それまでの父母との関係なんかを聞き取りながら、最終的にそれらを総合的に判断して、家庭復帰できるのかどうか、難しい場合はやはり施設、もしくは里親というところを考えていかないといけないのかというところを検討していくというような感じで判断をしております。

○**委員（村野誠一）** もうこれでやめておきますけど、個別個別でそれはもういろいろなパターンがあると思うんですけども、今、例えば言った誤解というか、実際は虐待ではなかったとか、例えばそういうのはどういう事例があるのか。全くだから誤解というのはなかったのか、ないのか、やっぱり結構ありまして。ただ、基本的には速やかに一時的な保護をするのでということで、やっぱりこういうようなものが割と誤解としてありますとか、何かちょっとそういうものを御紹介いただいたらありがたいんですが。

○**渋谷こども家庭局こども家庭センター所長** 誤解というか、やはり例えば一時保護する主な要因としては、お子さんにあざ・傷があるというようなときに一時保護するということが多いというふうにはなるんですけども、あざ・傷の原因がお子さんが言っている内容、お子さんの能力的なものとかもあって、実際の場面を正しく表現していないというような場合も確かになくはないということもあります。ですが、その辺の事実関係については、しっかりとお子さんの能力的な問題であったりとか、家庭の状況、我々当然家庭訪問もして状況を確認しますので、それとその保護者からの聞き取りをした上で、総合的にあったのか、なかったのか、もしなかったとしてもそのまま帰して安全なのかどうかというところを、しっかり判断して決定していくというようにしております。

○**委員（村野誠一）** その際ね、先ほどもちょっと言ったけれども、どうしても対立すると思うんですけども、自分の子供が一時的に保護されて、自分は、保護者は虐待をしているつもりはないと。でも行政は今言ったように連れていく。だから、やはりにこにこしてられないですよ、連れていかれて、しかも自分たちがやったことが疑われて。すごく対立した状況の中で、スム

一ズに家庭復帰につなげていけているのか。例えば今回高齢者なんかやったらね、やっぱり対立するわけです、行政とね。だから、今後は第三者が入って、やはりそういうほぐす必要があるなというの、この行政の関係者とも話をしているし、認識しているんだけど、このこども家庭局のこのスキームでは、誰か間に入って、例えばそういうものの調整をするというような専門的な立場の方々っていうのはいらっしゃるんですか。

○**渋谷こども家庭局こども家庭センター所長** まず、一時保護の決定に関しましては、やはり虐待による一時保護ということになると、やはり一時保護当初に関しましては特にですけれども、保護者のほうも虐待を否定するということが多くて、我々児童相談所と対立する場面も多いというふうになっております。このような問題は、やはり全国的に起こっておりまして、やはり、一時保護の妥当性を判断するのを外部的な組織にしてもらうべきではないかということで、昨年度から一時保護の妥当性を判断するために一時保護について保護者が同意しない場合は我々児童相談所のほうから裁判所に申立てをして、その一時保護の妥当性を決定してもらうというような——司法審査というふうに言うておりますけれども、そういうような仕組みが取り入れられてきているところであります。

その一時保護決定時以降もですね、我々としましてでもできる限り家庭環境を整えて、家庭復帰していただきたいというふうに考えておりますので、お子さんと親御さんともしっかりとその後の養育環境について話をしていくんですけれども、帰していくに当たって、やはり最初の対立するという場面がなかなかほぐれずに、その辺りがうまいこといかないということもあるんですけれども、その辺については、これは国のほうでも虐待の対応については児童相談所の中でも介入する者と支援する者を分けなさいというふうに、これも法律でも記載されておりまして、我々こども家庭センターのほうにおきまして、虐待の初期介入する班と、その後家庭復帰もしくは施設入所する場合もあるんですけれども、その後の支援をする班というのを分けて対応するというふうにしておりますので、その一時保護してからその支援決定後については、その支援のほうラインのほうにつないでいくというような対応というふうにしております。

もう一つちょっと御紹介をしておきますと、我々児童相談所というものに対する対立心というのがなかなかなくなっていくような家庭もあるんですけれども、そのような家庭に対しましては、市内に5か所児童家庭支援センターという民間のこれも相談機関——児童養護施設を運営している社会福祉法人などで運営しているところがあるんですけれども、そちらのほうに見守りをお願いしたりとかいう形での対応というところを実施しているところであります。

○**委員（村野誠一）** ごめんなさい、最後にします。

よく分かりました、参考になりましたし、初めて知ったこともありましたので。当然だけでも、先ほどは最近、裁判所でということなんですけれども、疑いで一時保護ということは私も全くちゅうちょすべきやとは思わないんですけれども、ただし、どうして疑いを持ったのかとか、やはりそういう部分というのは、きちっと当然ですけど記録として残っているものですよ。だから、感覚的に疑いやと思って子供を一時的に連れていくとか、子供じゃない、先ほど福祉だったら奥さんを連れていく、旦那さんを連れていくと連れ去りになるわけだけど、やはりきちっとした根拠というか、誰がどういう判断をして一時的に保護する、連れていくということはきちんとやっぱり本来は、当然ですけど残っているというふうなことですよね。いかがですか。

○**渋谷こども家庭局こども家庭センター所長** 当然、我々としまして、一時保護を実施したという根拠というのは大事になりますので、例えばけがをしておれば、そのけがについては医療機関

を受診してしっかり診断書を取るというふうにもしておりますし、もしくはあとけがの原因がやはり保護者の言っていることと子供の言っていることが一致しなくて判然としないというようなときには、法医学と言っているんですけれども、大学病院のほうなんかはそのけがの写真なんかを見てもらって、どのような状況で起こり得るのかというところを確認してもらった上で、その意見を参考にさらに話を進めるというようなこともしておりますし、けがの程度にはよるんですけれども、やはり大きいけがというふうになってきますと、我々のほうから警察のほうにも通報して捜査として介入してもらうというようなこともあるというような状況になっております。

○委員（村野誠一） なぜ疑われたのか、この場合でいくと、保護者がね、例えば子供が連れていかれて疑われた。自分たちの子供に対して行った言動のどこが疑われたのか、そういうふうな認定と疑われるような結果になったのかということは、当然知りたいですよね、知らないといけないわけなんだけど、そういうものは今記録に残っている部分については、その親権者というか保護者は開示を請求して、きちっと行政側としては出していただけるものなんですか。

○渋谷こども家庭局こども家庭センター所長 我々の判断に係る部分についての開示というのは難しいかなというふうには思うんですけれども、例えば保護者とのやり取り、実際にその場に保護者もいて聞いている内容を我々のほうが記録しているものなんかにつきましては、その個人情報の開示請求というものがあれば、開示していく方向になるのではないのかなというふうには思っております。

○委員（村野誠一） この間もね、当然、突発的に体、けがしたりすると、それで一時的な保護というふうになるというのは私も理解できるんだけど、家族の方々はその一時的に保護するまでに勧告、いわゆる不利益じゃないけど勧告とか命令とか、いわゆるきちっとコミュニケーションがあって次これやったらさすがにやっぱり一時保護せざるを得ないですよとかっていう、この突然連れていくというようなことが、すごく違和感があるというふうに御家族の方もおっしゃる——これは子供ではないんだけど。だからそういう子供の場合において、だから今言ったように突然あざがあって、これは緊急性を要するということですのですぐに保護をするということはある得るんだろうけれども、やはり通報があって見守っていった一定の何度かやり取りがあって、それで最終的に一時保護につながるというパターンでも、そういう連れていくときに——繰り返しになって、勧告とか命令とか、これちょっとふさわしくないかも分からないけど、子供を一時的に保護するときに勧告とか命令というのは、ただちょっとホップ・ステップというか、きちっとそういうやり取りというのがあるのかどうなのか、その辺をちょっと教えてください。

○渋谷こども家庭局こども家庭センター所長 その辺りにしましては、本当に事例ごとに異なるのかなというふうに思っております、やはり我々のほうが把握した段階でかなり重度のけががあるという場合に関しては、本当にちゅうちょなくやはり一時保護というふうになりますし、例えば言葉の暴力について困っているというようなときに関しては、やはり注意・指導を行った上でその後の様子を見るというような場合もあるのかなというふうには思っております。

○委員（村野誠一） 分かりました。またお聞きするかも分かりませんが、よろしく願いします。ありがとうございました。

○委員長（徳山敏子） 他にございませんか。

○副委員長（大かわら鈴子） すみません。物価高騰対策の進捗状況についてお伺いしたいと思うんですけど、まず1つは食支援団体の冷凍庫・冷蔵庫の設置に係る支援ですね。ちょっとお聞きをしたその支援団体の方がおっしゃっていたんですけど、冷蔵庫は1か月前に設置をされた

んだけれども、いつまでたっても中身は空っぽだということをおっしゃっていたんですが、この辺の進捗状況がどうなのかということと、それからもう1つ、こども食堂に対しての支援なんです、今、本当に物価高騰でなかなか運営も大変というお話をお伺いしたんですけども、お米を配送すると、2回配送するということになっていたと思いますが、その進捗状況も併せてお伺いしたいと思います。

○**仲田こども家庭局副局長** 御質問いただきました冷凍・冷蔵食品の保管庫の運用でございますが、今月1日より運用を開始しておりまして、運用開始前から複数の企業等と寄附受入れに向けた調整を進めてきてございます。5月8日に地元企業から冷蔵食品の寄附を受け入れたところでございます。また市内のフードバンク団体からも冷凍食品——こちら冷凍のお弁当でございますが、こちら5月15日、先週4,000食を受け入れさせていただいたところでございます。

これらの食品につきましては、現在、食支援団体に必要数などを確認しているところでございまして、あさって以降に順次配送する予定となっております。その後、各団体から利用者へ配付される予定となっております。

また、こども食堂への米の配付でございますが、こちら年2回配付するという事で、まず第一弾のほうがこの5月25日より順次配送する予定となっております。

○**副委員長**（大かわら鈴子） ちょっとお米なんか特になんですけども、待たれているということもあるのですが、時期的にちょっと遅いと思うんですけども、進捗がね。その辺はどういう状況やったのでしょうか。

○**仲田こども家庭局副局長** お米に関しましても、既に子供の居場所で食事提供されている自主団体が120団体ございまして、そのうち既にお米の定期的な寄附があったりとか保管場所の関係で、実施頻度に応じて配付量の上限を定めておりますが、本当にどれぐらい必要な量が要るのかというような確認も行っておりまして、それは並行して急ぎながら行ってきたところでございまして、5月25日より開始するところでございます。

○**副委員長**（大かわら鈴子） できるだけ早急に行っていただきたいというふうに思うんですけどもね。本当に私がお聞きした団体の方も、これまでだったら地域の方からの御寄附があったりとか、企業の方の協力があったりとか、果物が差し入れられたりとかいろんなことがあったんですけども、ここのところ本当に厳しくなっていると。ずっと単品の食事になっているらしいんですね。本当やったら食育なんかのことも考えて、定食形式というんですか、主食があって副食があってもう一品あってというような、そういう形式で提供したいんだというふうに言われるんですけども、今のところ本当に厳しくて、単品、レトルトの丼、レトルトのパックのを温めてかけるようなそういうことになっているらしいんです。それがずっと続くんだと。

何で続くかと言ったら、企業からの支援でいただいているレトルトの食品がたくさんあるらしいんですね。だから、その丼ものとかスパゲッティにかけるものとかね、カレーのルーかけるとかね、そういうふうなので偏ってしまっていると。本当にありがたいんだけど、提供するほうもとてもつらい思いでそれをされているということです。

ほかにもお菓子とかもキシリトールのガムとかね、そんながたくさん来たりとか、糸ようじが来たりとか、本当にありがたいんだけどなかなか本当に皆さんにそうそう提供できるそのマッチングがうまくできていないというようなこともありまして、運営が厳しいと。余裕があるときであれば買ってそれで提供ができるんですけども、そういう状況では今本当に買物自体がなかなか厳しい状況になっているので、値上がりしてて難しいんですということで、本当に困ってい

らっしゃいました。

だから本当にこういうところから見ても、そういう企業からの支援とかだけに頼るのではなく、やっぱり神戸市としてもきちんと支援がさらに要るのではないかなと。今回はお米で、もう一回は11月ということでお聞きをしているんですけども、さらに支援も考えていくべきではないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○仲田 ども家庭局副局長 子供の居場所、こども食堂につきましては、こちら月1回ですとか週2回とか、それぞれの各団体さんの頻度様々でございますが、こちらのほうにつきましても物価高騰を鑑みまして、先ほどのお米の配付以外に実際の各団体で必要な食材が購入できるよう、補助金の加算を行っているところでございます。また、先ほどの食支援、食支援団体を通した食品の配付に際しましては、パック御飯ですとか、確かにレトルトカレーみたいなものと組み合わせながら、そのほかドーナツとかカップ麺とか、その時期、頂いたものに依拠してということになると思いますが、お配りしているところでございます。

確かに寄附の受入れが難しいというところと、あとこちらの食支援のほうにつきましては、利用世帯もやはり事業開始当初と比べると増加しておりますので、そうした中、どうしたらより御寄附をいただけるかということを検討した結果、冷凍食品とかであれば提供できるというようなお声もありましたので、このたび冷凍・冷蔵の食品の運用の保管庫を準備しまして、そちらの受入れも取り組んでいるところでございます。

○副委員長（大かわら鈴子） ぜひ神戸市としてもさらなる支援を考えていただきたいというふうに思います。先ほど上乗せしているんだというふうに、物価高騰の分上乗せはしているんだということも言われていましたけれども、確かにそれはありがたいというふうに言われていました。でも、それでもやっぱり全然足りないということで、本当に厳しい状況だと、そこまで厳しくなっているところを、やっぱりもう1回ちょっと団体の声も丁寧に聞いていただいて、今、求められている支援をしっかりとしていただいてということで、お願いをしておきたいと思います。

以上です。

○委員長（徳山敏子） 他にございませんか。

（なし）

○委員長（徳山敏子） 他に御質疑がなければ、こども家庭局関係の審査はこの程度にとどめたいと存じます。

当局、どうもありがとうございました。長時間ありがとうございました。

なお、委員各位におかれては、こども家庭局が退室するまでしばらくお待ち願います。

○委員長（徳山敏子） 長時間ありがとうございました。

それでは、これより意見決定を行います。

まず、陳情第198号陳情第36－2号（令和5年11月30日）採択について、陳情第178号のように事実に反した答弁をして放置せず、受け入れて、直ちに対応することを求める陳情について、各会派の御意見をお伺いいたします。

自由民主党さん。

○委員（山下てんせい） 自民党です。陳情198号については打切りといたします。

我が会派は2月18日の委員会審査において、当局の答弁説明を了とし、打切りという意見を表

明いたしました。そこからの意見の変更はないため、打切りといたします。

○委員長（徳山敏子） 公明党さん。

○委員（壬生 潤） 陳情第198号については、審査打切を主張いたします。

陳情第36－2号（令和5年11月30日）採択後の対応については、処理経過及び結果の報告とともに調査委員会からの指摘や再発防止策の提言を踏まえ、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に向けた取組を進められていることから、審査打切を主張します。

○委員長（徳山敏子） 日本維新の会さん。

○委員（三木しんじろう） 維新の会としましては、本陳情については採択を主張いたします。

本件に関しては、過去数年間にわたり会派としても教育委員会に対し質疑や意見表明を繰り返してまいりました。また、第三者委員会の調査報告書においても教育委員会の対応について様々な課題や問題点が指摘されております。加えて本日の教育こども委員会における議論の中でも、教育委員会自身が過去の対応や発言の一部について不適切であったということを認める答弁もありました。そのため、教育委員会におかれては今回の事案を真摯に受け止めていただき、再発防止に向けた取組を徹底していただきたいと思います。また、教育委員会からは被害児童の保護者と連絡を取り直接お会いする方向で進めるとの答弁もございましたので、責任を持ってぜひ実行していただき、本いじめ事案の解決と信頼回復に向け、丁寧に対応を進めていただきたいと思います。ということを求めます。

以上です。

○委員長（徳山敏子） 日本共産党さん。

○委員（西 ただす） 採択を主張します。

なぜいじめが起こったときに被害児童や保護者の立場で動いてくれなかったのか、そして事実に基づき対応してくれなかったのかという陳情者の強い思いがある陳情だと思います。

質疑の中で、教育委員会としてはやっぱりその思いに正面から答えていたかという点でいうと、まだまだではないかなと思います。同時に問題があった対応であったというのは一定認めたところもあるんですけども、やっぱりそこからさらに風土改革につながるというところに関しては、まだそれを進めなければ当然いけないというふうに思いまして、それを進めさせていくという内容になっている陳情だと思いますので、採択が必要だと思います。

○委員長（徳山敏子） こうべ未来さん。

○委員（やのこうじ） 審査打切といたします。

専門的知識を有する調査委員会の提言を反映し、いじめの未然防止だけではなく、事務局と学校園が一体となり組織風土を変えようとする姿勢から、本陳情は審査打切といたします。

○委員長（徳山敏子） 新しい自民党さん。

○委員（村野誠一） 陳情第198号、打切りにします。打切りにしますが、質疑の中で申し上げたように、基本的にはやっぱり教育委員会が当事者としてきちっと向き合って解決すべきであるということは申し上げておりますので、それに期待したいと思います。

以上です。

○委員長（徳山敏子） それでは、以上のように各会派の御意見は採択、審査打切に分かれておりますが、本日結論を出すことについては意見が一致しておりますので、これよりお諮りいたします。

まず、本陳情について採否を決するかどうかについてお諮りいたします。

本陳情の採否を決することに賛成の方、念のために申し上げますと、採択または不採択を主張される方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○委員長（徳山敏子） 挙手が少数であります。

よって、本件は採択を決しないことに決定いたしました。

したがって、審査打切となりました。

続きまして、次に、陳情第200号子供の豊かな学びと育ちを保障するための2027年度政府予算に係る意見書提出を求める陳情について、各会派の御意見をお伺いいたします。

自由民主党さん。

○委員（山下てんせい） 陳情200号、自由民主党は採択とさせていただきます。

学校の働き方改革や長時間労働是正等、教職員を取り巻く環境というものが改善が必要であるということは毎年言われていることなんですけれども、ここにきて量・質ともにしっかりと担保する必要があるんだろうというふうに思いますので、当然その意見を国に上げることはよいことであると思っております。

ただしながら、教育に関しての質の向上については、教職員組合さんのほうで一生懸命頑張られるだろうと思いますので、その点にも期待したいと思います。

○委員長（徳山敏子） 公明党さん。

○委員（壬生 潤） 陳情第200号については採択を主張いたします。

小学校全学年及び中学校1年生で35人学級を実施していますが、教育環境の一層の充実を図るための学級編制標準の引下げと、また働き方改革や外部人材の配置拡充に必要な財政措置を講じることが国に要望していくべきであると考えするため、採択を主張いたします。

○委員長（徳山敏子） 日本維新の会さん。

○委員（さとうまちこ） 日本維新の会は陳情第200号については採択を主張いたします。

義務教育に必要な教職員体制については、国の定数措置を基盤としながら、本市においても必要な教職員配置を行い、子供たちの学びを支える教育環境の充実に努めていくことが重要であること、令和8年度には小学校全学年及び中学校1年生において35人学級が実施されており、今後についても少人数学級のさらなる拡充や指導体制の強化に向け、教職員定数の充実を国へ求めていく必要があります。

また、教員が子供たちと向き合う時間を十分に確保するためには、働き方改革の推進や外部人材の配置拡充も重要であり、これらに必要な予算措置について、国に対して継続・拡充を求めていくべきであると考えます。

以上の理由から、本陳情については採択といたします。

○委員長（徳山敏子） 日本共産党さん。

○委員（西 ただす） 採択を主張します。

陳述の中でも教員の過密労働に対して、それを何とかしてもらえないかという期待を持たれているというふうに思います。しかし、やっぱり今の国の予算もそれは増やさなければいけないですし、そのために神戸市としても力強くその声を上げていかなければいけない。そして、教員の今の厳しい状況っていうのも、当然地方から具体的に声を上げていかなければいけないという思いも込めて採択を主張します。

○委員長（徳山敏子） こうべ未来さん。

○委員（やのこうじ） 採択を主張いたします。

全国どこに住んでいても豊かな子供の学びの保障をするためには、教育条件整備が必要不可欠であるということと、教育委員会も国への要望をしているということで、了といたしまして採択といたします。

○委員長（徳山敏子） 新しい自民党さん。

○委員（村野誠一） 採択です。以上です。

○委員長（徳山敏子） 以上のように、全会派の御意見が採択することで一致いたしておりますので、陳情第200号については採択することに決定いたしました。

次に、陳情第200号が採択されましたので、国に提出する意見書の文案について協議したいと存じます。

つきましては、正副委員長で文案を用意いたしておりますので、事務局より配付をさせていただきます。

それでは、文案を事務局の方に朗読していただきます。

（書記朗読）

○委員長（徳山敏子） ありがとうございます。以上のとおりですが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（徳山敏子） それでは、文案については以上のとおりとさせていただきます。

なお、この意見書案については、この後本委員会に委員を出しておられない躍動の会さん、つなぐさん、平野章三議員、上原議員に御意見をお伺いし、議員提出議案として提出したい旨、市会運営委員会に申し出たいと存じます。

委員各位におかれましては、会派内での周知について御協力をよろしくお願いいたします。

以上で意見決定は終了いたしました。

○委員長（徳山敏子） 本日御協議いただく事項は以上であります。

この際、委員の皆様申し上げます。

現在の委員による本委員会は本日が最後ですので、正副で一言ずつ御挨拶申し上げたいと思います。

まず私のほうから。

皆様、1年間大変にありがとうございました。至らない部分がたくさんありましたけれども、事務局の皆様はじめ委員の皆様の御協力によりまして本日を迎えることができました。大変にありがとうございました。（拍手）

○副委員長（大かわら鈴子） 皆さん本当にありがとうございました。1年間徳山委員長とともに円滑な運営ということで努めてまいりました。無事終わらせていただけたのは皆様の御協力があったからだというふうに思います。

また、この委員会は本当にボリュームがある委員会で、今日も5時過ぎてますけれども、活発な意見交換があったり質問があったりして本当に良かったかなと思っております。

今後もしろんな委員会で皆様と御一緒になると思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。1年間ありがとうございました。（拍手）

○委員長（徳山敏子） ありがとうございます。

本日の委員会は、これをもって閉会いたします。

本当に大変ありがとうございました。御苦労さまでした。

（午後 5 時 6 分閉会）